

デンマーク・ベネルクス3国の年金  
に関する調査研究

令和4年度 研究報告書

令和4（2022）年9月

公益財団法人 年金シニアプラン総合研究機構

〒108-0074 東京都港区高輪1丁目3番13号 NBF 高輪ビル

TEL:03-5793-9411

FAX:03-5793-9413

URL: <https://www.nensoken.or.jp>



# 目 次

はじめに .....	1
<b>第1章 デンマーク・ベネルクス3国の年金制度概要</b>	
1 各国年金制度の特徴 .....	2
2 高齢化と年金給付水準 .....	10
2.1 高齢化と人口推移 .....	10
2.2 年金支給開始年齢 .....	12
2.3 標準退職年齢と高齢者の雇用 .....	14
2.4 年金給付水準 .....	16
2.4.1 OECDの所得代替率 .....	16
2.4.2 EUの理論的所得代替率 .....	18
2.4.3 65歳超の所得水準 (OECD) .....	20
2.4.4 Aggregate replacement ratio for pensions .....	21
2.5 高齢者の貧困リスク .....	21
3 年金財政の持続可能性 .....	24
3.1 高齢者の所得源泉 .....	24
3.2 社会保障支出の水準と財源構成 .....	24
3.3 年金財政プロジェクション .....	30
<b>第2章 職域年金</b>	
1 4か国の職域年金の特徴 .....	33
1.1 職域年金の資産規模と加入率 .....	35
1.2 職域年金の運営主体 .....	37
2 デンマークの職域年金制度 .....	41
2.1 PFA Pension .....	43
3 オランダの職域年金制度 .....	46
3.1 概要 .....	46
3.1.1 Premiepensioeninstelling (PPI) .....	48
3.1.2 Algemeen pensioenfonds (APF) .....	49
3.2 オランダ年金基金の積立比率と年金規制 .....	50
3.3 オランダ公務員総合年金基金 (Stichting Pensioenfonds ABP) の事例 .....	56
3.4 職域年金改革 .....	60
4 ベルギーの職域年金制度 .....	62
5 ルクセンブルクの職域年金制度 .....	64

### 第3章 デンマーク

1 年金制度の概要 .....	66
1.1 労働付加年金 (ATP) .....	69
2 年金給付水準と高齢者の貧困 .....	70
3 社会保障支出と年金財政.....	73
3.1 社会保障支出.....	73
3.2 社会保障支出の財源.....	75
3.3 年金財政プロジェクトン .....	76

### 第4章 オランダ

1 年金制度の概要 .....	79
1.1 拠出型公的年金 .....	80
1.1.1 公的年金支給開始年齢 .....	81
1.2 非拠出型年金.....	82
2 年金給付水準と高齢者の貧困 .....	83
3 社会保障支出と年金財政.....	86
3.1 社会保障支出.....	86
3.2 社会保障支出の財源.....	88
3.3 年金財政プロジェクトン .....	89

### 第5章 ベルギー

1 年金制度の概要 .....	92
1.1 拠出型公的年金 .....	92
1.1.1 Fonds de Vieillessement (ZFV) / Zilverfonds .....	94
1.2 非拠出型年金.....	94
2 年金給付水準と高齢者の貧困 .....	95
3 社会保障支出と年金財政.....	98
3.1 社会保障支出.....	98
3.2 社会保障支出の財源.....	100
3.3 年金財政プロジェクトン .....	101

### 第6章 ルクセンブルク

1 年金制度の概要 .....	104
1.1 拠出型公的年金 .....	104
1.2 非拠出型年金.....	107



1.3 公的年金準備金（LDC）と財政調整メカニズム	107
2 年金給付水準と高齢者の貧困	108
3 社会保障支出と年金財政	111
3.1 社会保障支出	111
3.2 社会保障支出の財源	113
3.3 年金財政プロジェクション	114
参考文献	117



## はじめに

本報告書ではデンマークとベネルクス3国（オランダ、ベルギー、ルクセンブルク）の年金制度等について調査を行いまとめている。

ベルギーとルクセンブルクの公的年金は多くの国で見られる賦課方式（PAYG）の確定給付（DB）年金であるが、デンマークとオランダでは、公的年金に居住年数が給付額算定のベースとなる定額（フラットレート）の基礎年金が採用されている。

デンマークとオランダの公的年金は高い所得再配分効果を持ち高齢者の貧困防止に役立っているが、給付水準としてはさほど高くないため、退職後の高齢者の生活水準維持機能は準強制加入の制度として位置付けられている職域年金制度が担う構造となっており、両国の職域年金はGDPの200%を超える資産残高を持っている。

また、ベルギーとルクセンブルクは、OECDに加盟する欧州諸国の中では公的年金を中心とした公的移転（Public transfer）が占める比率が最も高い2か国となっている一方、デンマークとオランダは公的移転の比率はイギリスに次いで低くなっている。

尚、デンマークの基礎年金は全額が税を財源としているため、社会保障支出の財源という観点から見ると、デンマークは2019年の社会保障支出の財源の79.1%を政府の一般財政支出が占めており、EUの中でも突出した状況がみられている。

デンマークの職域年金は大多数が確定拠出（DC）年金で、一方オランダでは確定給付（DB）年金が主流という差異がみられていたが、オランダでは職域年金改革が進行中で、改革後は全面的に確定拠出（DC）年金へと移行する計画となっている。ただし、移行後のDC年金にもリスク・シェアリングや連帯の要素を残す方向での改革が目指されている。

ベルギーでは「包括財政管理方式」と呼ばれる制度が導入されており、労働者および雇用者の社会保障拠出は一括徴収・管理され、政府の負担分等を合わせ社会保障の各分野に再配分される制度となっている。

ルクセンブルクの公的年金の給付水準は高く、OECDが算出する65歳超の所得水準（年金以外を含む）の全人口の平均所得と対比では、ルクセンブルクは107.8%でコスタリカと並ぶトップの水準となっている。また、公的年金加入者の半数近くが非居住者という際立った特徴を持っている。

尚、海外の年金制度は、それぞれの国の経済・社会構造や歴史的な経緯を背負っているものであるため、他国の制度を参考とするには様々な留意が必要と考えられることを再度強調しておきたい。

# 第1章 デンマーク・ベネルクス3国の年金制度概要

## 1 各国年金制度の特徴

本報告書で対象とする4か国（デンマーク、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク）の年金制度には様々な特徴と差異が存在している。

デンマークとオランダの公的年金は、居住年数が給付額算定のベースとなる定額（フラットレート）の基礎年金が採用されている<sup>1</sup>。両国の公的年金は高い所得再分配効果を持ち高齢者の貧困防止に役立っているが、年金支給額は拠出や所得水準とはリンクせず給付水準としてもさほど高くないことから、退職後の高齢者の生活水準維持機能は準強制加入制度として位置付けられ加入率の高い職域年金制度が担う構造となっている。また、デンマークの基礎年金では全額が税を財源とするのに対し、オランダの公的年金は加入者からの社会保障拠出が財源の中心となっている。

ベルギーの公的年金は賦課方式（PAYG）の確定給付型（DB）年金で、民間被用者、自営者、公務員の3つの制度に分立している。また、「包括的財政管理方式（gestion global）」と呼ばれる制度が導入されており、労働者および雇用者の社会保障拠出は一括徴収・管理され、政府の負担分等を合わせ社会保障の各分野に再配分される制度となっている。

ルクセンブルクの公的年金も賦課方式（PAYG）の確定給付型（DB）年金であるが、カバレッジ年数に連動する定額（フラットレート）部分を含んでいる。また、ルクセンブルクは小国で近隣各国からの越境通勤者が多いため、公的年金は加入者の半数近くが非居住者という際立った特徴を持っている。

[図表 1-1] 4か国の公的年金制度のイメージ図

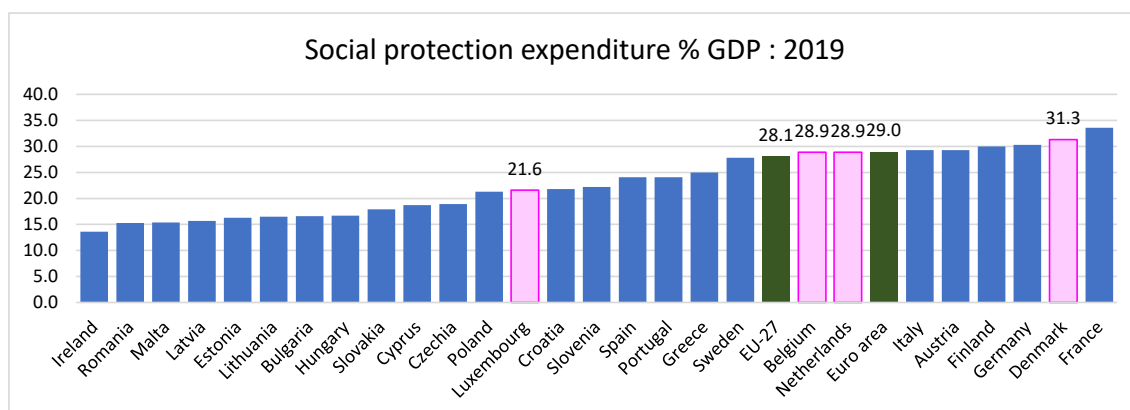
	デンマーク		オランダ	ベルギー	ルクセンブルク
制度タイプ	定額基礎年金	労働付加年金 (ATP)	定額基礎年金	確定給付型 (DB)	確定給付型 (DB)
財政方式	賦課方式	積立(ATP)	賦課方式	賦課方式	賦課方式
財源	税財源	拠出	社会保障拠出/税	社会保障拠出/税	社会保障拠出/税

出所：各種資料から年金シニアプラン総合研究機構作成

<sup>1</sup> デンマークの公的年金は、労働時間に応じて拠出額が定められている強制加入の労働付加年金（ATP）を併せ持っている

2019 年における対 GDP 比での社会保障支出額では、デンマークは 31.3%でフランスに次ぐ EU 圏内第 2 位の高さとなっている。オランダとベルギーは共に 28.9%で EU 平均並み、ルクセンブルクは 21.6%とかなり低くなっている。ただし、ルクセンブルクに関しては非居住者による GDP への寄与が高いという特殊要因を持っており、住民一人当たりの社会保障支出額でみると EU 圏内でも図抜けた水準でトップと、対 GDP 比でみた場合とは大きく異なる状況がみられる。

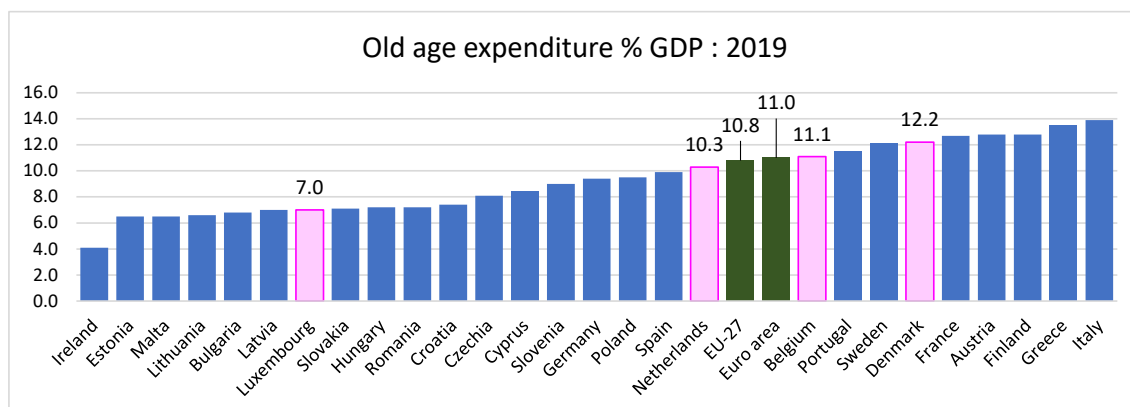
[図表 1-2] EU 諸国の 2019 年における対 GDP 比社会保障支出の水準



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

社会保障支出から老齢年金支出のみを抜き出すと、EU27 各国のうち 2019 年の老齢年金支出の対 GDP 比率が最も高いのは、社会保障支出に占める老齢年金支出の構成比が 47.55%と高いイタリアの 13.9%で、社会保障支出では 2 番目に高かったデンマークは 12.2%で 6 番目の水準となっている。ベルギーとオランダは社会保障費全体と同様にほぼ EU 平均並み、ルクセンブルクは 7.0%となっている。

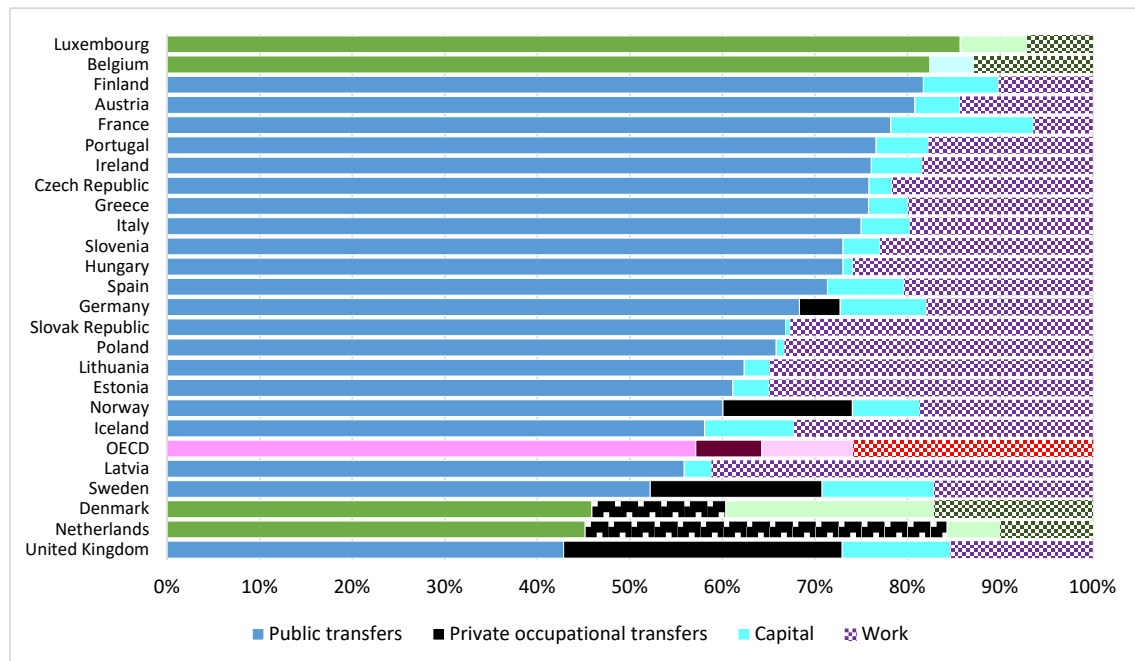
[図表 1-3] EU 諸国の 2019 年における対 GDP 比老齢年金支出の水準



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

高齢者の所得源泉という観点から見ると、ルクセンブルクとベルギーは、OECD に加盟する欧州諸国の中では公的年金を中心とした公的移転（Public transfer）が占める比率が最も高い 2 か国となっている一方、デンマークとオランダは公的移転の比率はイギリスに次いで低く、高齢者の所得源泉としては職域年金等への依存度が高くなっている。

[図表 1-4] 欧州の OECD 加盟国の高齢者の収入源泉

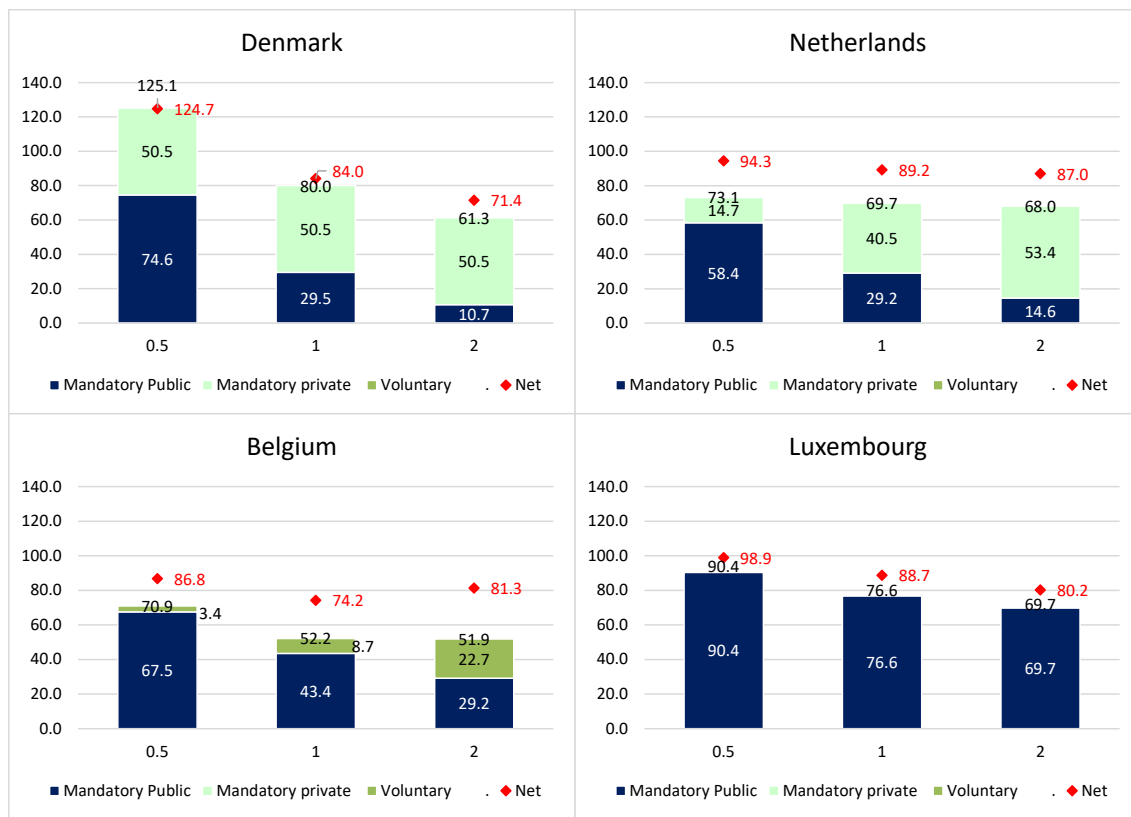


出所：OECD(2021a)、“Pensions at a Glance 2021” から年金シニアプラン総合研究機構作成

OECD の算出する税効果を勘案したネットでの所得代替率では、所得中央値でオランダ、ルクセンブルク、デンマークの 3 か国はいずれも 80%台で、OECD 平均の 69.1%を大きく上回っているが、準強制加入の職域年金を除いた公的年金のみの所得代替率（グロス）では、デンマークが 29.5%、オランダが 29.2%と低位の水準となっている。

ただし、デンマークとオランダの公的年金は、所得水準には連動しない居住ベースでの定額（フラットレート）の基礎年金であるため、所得水準が中央値の半分の低所得者の公的年金のみの所得代替率は、グロスベースでデンマークが 74.6%、オランダが 58.4%と相応に高い。また、デンマークの基礎年金（Grundbeløb）は所得制限（Earnings test）付きだが、ミーンズテスト付きの加給年金と低所得者への補足給付が存在すること、オランダの基礎年金（AOW）の給付額は最低賃金とリンクしていることから、高齢者の貧困防止機能は高いものとなっている。

[図表 1-5] 4 か国の OECD 所得代替率の比較<sup>2</sup>



出所：OECD(2021a)、“Pensions at a Glance 2021” から年金シニアプラン総合研究機構作成

ベルギーの所得代替率はグロスで 43.4%、ネットでは 61.9%と他の 3 か国と比較すると低くなっているが、任意加入の職域年金を加えるとネットでの所得代替率では 74.2%と相応に高い水準となっている。尚、ベルギーの職域年金の加入率は任意加入ではあるが、OECD のレポートによれば 54.0%の加入率となっており、オランダ(70.3%)やデンマーク(65.3%)には及ばないものの相応に高い加入率を持っている。

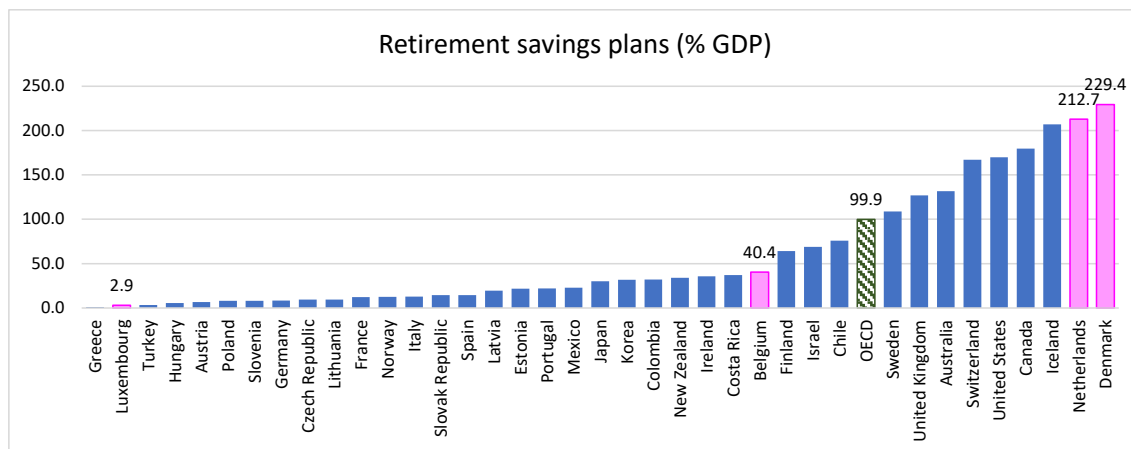
ルクセンブルクでは職域年金はあまり普及しておらず、OECD のデータでは加入率は 4.2%にとどまっており職域年金除外の影響はないと考えられるが、その分公的年金のみでの所得代替率の高さが目立つ状況にある。

尚、Pensions at a Glance 2021 における OECD の所得代替率は、デンマークは 2072 年 74 歳、オランダは 2069 年 71 歳、ベルギーは 2065 年 67 歳、ルクセンブルクは 2060 年 62 歳と、国によって退職想定時期と年齢が大きく異なることには留意が必要な状況にある。

準強制加入で加入率の高いデンマークとオランダの職域年金は拠出に基づく積立型であるため、対 GDP 比での退職貯蓄残高は 200%を越える高水準となっており、OECD 諸国の中に置ける 1 位と 2 位とを占めている。

<sup>2</sup> 1=所得中央値、0.5=所得中央値の半分、2=所得中央値の 2 倍

【図表 1-6】 対 GDP 比での退職貯蓄残高



出所：OECD(2021a)、“Pensions at a Glance 2021” から年金シニアプラン総合研究機構作成

ルクセンブルクは、公的年金の充実から職域年金や個人年金の普及は進んでおらず、対 GDP 比での退職貯蓄残高は 2.9%に過ぎないが、公的年金に部分積立ファンドである **Fonds de compensation (FDC)** が設立されており、2020 年末の運用資産残高は 229 億ユーロとなっている。

FDC には向こう 10 年間を通じて年間での公的年金支給額の 1.5 倍以上であることが求められており、同水準を下回る見通しとなった場合には、政府は年金支給額の CPI と賃金への連動幅の削減や拠出率の引き上げを行う法案の議会への提出を義務付けられており、準自動の財政調整メカニズムとなっている。2019 年の段階では年間公的年金支出額の 4.8 倍の残高を持つが、2040 年代には公的年金支給額の 1.5 倍以上という法的要件に抵触する懸念が持たれている。

公的年金の部分積立ファンドとしては、オランダでは **AOW Savings Fund** が、ベルギーではシルバーファンド（仏：**Fonds de Vieillessement (ZFV)** / 蘭：**Zilverfonds**) が一時設立されていたがその後廃止されている。

デンマークとオランダでは年金支給開始年齢を平均余命の変化に連動させる制度が導入されている。

デンマークでは、60 歳時点における平均余命の変化に合わせ、5 年に一度年金支給開始年齢の見直しを行う仕組みで、見直し時点から 15 年後までの年金支給開始年齢が決定され、年あたりの最低引き上げ幅は 6 ヶ月、最高引き上げ幅は 1 年と定められているが、実際の変更には議会での議決が必要とされるため、必ずしも自動的に連動するわけではない。

オランダでは、65 歳時点における平均余命の変化に合わせ毎年 5 年後の年金支給開始年齢が変更される制度となっているが、2019 年にソーシャルパートナーの間で合意がなされ、連動幅はフル連動から平均余命の変化の 3 分の 2 へと変更されている。また、変更が実施される場合の変更幅は 3 か月と定められている。

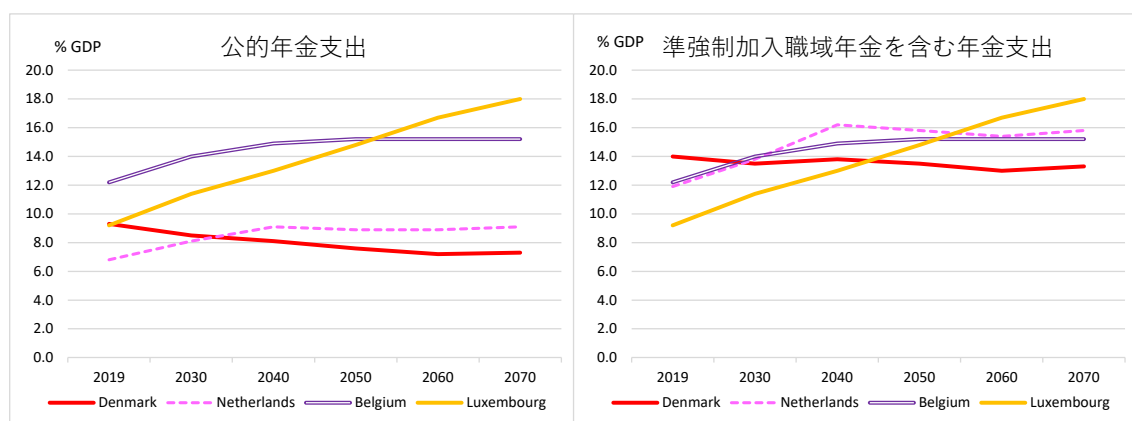


EUが3年毎に作成している2021年版のAgeing Reportの財政プロジェクションにおける対GDP比での公的年金支出額の水準は、基準年の2019年と推計最終年の2070年では、デンマークが9.3%⇒7.3%で△2.0%、オランダが6.8%⇒9.1%で+2.3%、ベルギーが12.2%⇒15.2%で+3.0%、ルクセンブルクが9.2%⇒18.0%で+8.8%となっている。

デンマークの低下は、年金支給開始年齢の引き上げと平均余命への連動によるところが大きい。オランダも支給開始年齢は平均余命に連動するが、2019年に連動幅の圧縮がなされたことにより、過去のAgeing Reportでは+1%未満にとどまっていた上昇幅がやや拡大している。ルクセンブルクの上昇幅は+8.8%とEU内で最も大きい状況であるが、前述の財政調整メカニズムが発動できれば上昇幅は抑えられる見込みとはなっている。

尚、デンマークとオランダの対GDP比での公的年金支出額の水準は低いが、公的年金の支給水準がさほど高くなく、退職後の高齢者の生活水準維持機能は準強制加入の職域年金に委ねられている年金制度の構造によるものであり、職域年金の支出額を公的年金支出額に加えると他の国々とさほど変わらない水準となっている。

[図表 1-7] 対GDP比での年金支出水準推計値の推移



出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

[図表 1-8] 4 か国の主要公的年金制度の概要

	デンマーク	オランダ	ベルギー	ルクセンブルク
制度タイプ	Flat	Flat	DB	DB
支給開始年齢 (法定退職年齢・標準退職年齢)	67歳(2022年) 2030年に68歳、2035年に69歳に引き上げ、5年毎の見直しで60歳時点での平均余命の変化に連動(議会での議決要)	66歳4か月(2021年) 2024年67歳、以降平均余命の変化の2/3に連動	65歳(2025年に66歳、2030年に67歳へ引き上げ)	65歳
早期退職年金受給可能年齢 (主なもの)	①2022年1月～16歳～61歳の間に44年以上労働市場参加で法定年齢より3年、43年以上で2年、42年以上で1年早く年金受領可能 ②失業手当対象者でVERPへの任意拠出30年以上の場合60歳	早期退職制度なし	①拠出期間44年で60歳 ②拠出期間43年で61歳 ③拠出期間42年で62歳	①拠出期間40年(うち実拠出期間10年)以上の場合60歳 ②実拠出期間40年以上の場合57歳 両制度ともに所得テストが付されており、前年度の所得がSMWの3分の1以上あった場合の返金規定が存在する
所要拠出年数(満額年金)	居住年数40年 2025年7月1日以降は15歳から公的退職年齢までの期間の9/10へと変更	50年	45年	40年
最低拠出年数	ユニバーサル年金：①デンマークまたはEU/EEA/スイス国民は15歳から退職年齢の間で3年以上居住、②その他10年(退職前5年以上)居住	無し	無し	120ヶ月
社会保険料率 (民間被用者)	ユニバーサル年金：全額税負担 ATP(労働時間により)：月117時間以上284.00DKK、月78-116時間189.35DKK、月39-77時間94.65DKK(雇用主2/3、被用者1/3)	18.0%(雇用主0.0%、被用者18.0%) 老齢年金17.9%、遺族年金0.1%(対象給与上限：€33,994)	16.40%(雇用主8.86%、被用者7.54%)	24%(雇用主8%、被用者8%、政府8%) 拠出対象給与はSocial Minimum Wage(SMW)からSMWの5倍まで
最低保証年金(拠出型)	—	—	有：拠出年数により最低年金額設定	有(20年以上拠出)：拠出年数により最低年金額設定

出所：各種資料から年金シニアプラン総合研究機構作成

【図表 1-9】 4 か国の各種指標

Ageing Report		デンマーク			オランダ			ベルギー			ルクセンブルグ		
		2019	2070	変化	2019	2070	変化	2019	2070	変化	2019	2070	変化
人口 (千人)		5,809	6,156	6.0%	17,343	17,990	3.7%	11,481	11,833	3.1%	620.0	788.0	27.1%
年金受給者	A	1,305.0	1,296.0	△0.7%	3,957	5,220	31.9%	2,951	3,912	32.6%	207.2	654.0	215.6%
労働者人口	B	2,880.0	2,982.0	3.5%	9,066	8,602	△5.1%	4,861	4,602	△5.3%	294.5	316.3	7.4%
高齢者 (65歳以上)	C	1,146.0	1,706.0	48.9%	3,354	5,142	53.3%	2,186	3,311	51.5%	89.8	233.6	160.1%
労働年齢 (20-64) 人口	D	3,364.0	3,174.0	△5.6%	10,205	9,312	△8.8%	6,723	6,210	△7.6%	397.8	416.2	4.6%
年金システム従属指数	A/B	45.3%	43.5%	△1.9%	43.6%	60.7%	17.1%	60.7%	85.0%	24.3%	70.4%	206.8%	136.4%
従属人口指数 (65+/20-64)	C/D	34.1%	53.8%	19.7%	32.9%	55.2%	22.3%	32.5%	53.3%	20.8%	22.6%	56.1%	33.6%
高齢高齢者比率 (80+/65+)		23.4%	39.3%	15.9%	24.2%	41.6%	17.4%	29.8%	41.7%	11.9%	27.5%	41.5%	14.0%
65歳時余命	男	18.5	23.3	4.8	19.0	23.5	4.5	18.9	23.6	4.7	19.1	23.7	4.6
	女	21.1	26.3	5.2	21.4	26.3	4.9	22.2	26.8	4.6	22.5	27.1	4.6
雇用比率	55-64	71.9%	79.7%	7.8%	69.7%	74.7%	5.0%	52.4%	60.8%	8.4%	43.3%	43.6%	0.3%
	65-74	14.3%	38.0%	23.7%	13.8%	26.3%	12.5%	4.2%	10.5%	6.3%	2.8%	3.9%	1.1%
平均実効退職年齢 (Cohort Simulation Model)	男	65.0	69.5	4.5	65.8	68.5	2.7	63.3	64.3	1.0	60.4	60.4	0.0
	女	64.1	69.2	5.1	64.0	67.0	3.0	63.5	64.3	0.8	60.1	60.1	0.0
年金支出 (対GDP比)		9.3%	7.3%	△2.0%	6.8%	9.1%	2.3%	12.2%	15.2%	3.0%	9.2%	18.0%	8.8%
年金拠出 (対GDP比)		5.9%	5.6%	△0.3%	6.5%	8.7%	2.2%	N/A	N/A	N/A	9.9%	9.9%	0.0%
<b>Theoretical Replacement Rates (TRR) - Pension Adequacy Report</b>		デンマーク			オランダ			ベルギー			ルクセンブルグ		
		2019	2059	変化	2019	2059	変化	2019	2059	変化	2019	2059	変化
<b>Base case: 40 years up to the SPA</b>													
High earnings (100->200%)	NET	41.7	47.2	5.5	102.3	65.4	-36.9	56.6	57.2	0.6	75.4	69.0	-6.4
Average earning (100%)	NET	65.3	77.5	12.2	106.1	80.2	-25.9	75.5	74.7	-0.8	99.5	92.4	-7.1
Low earnings (66%)	NET	87.0	96.8	9.8	100.8	77.6	-23.2	80.2	86.3	6.1	106.3	99.5	-6.8
<b>Short career (20 year career)</b>													
Average earning (100%)	NET	54.8	60.8	6.0	81.2	65.4	-15.8	54.5	52.6	-1.9	57.8	52.3	-5.5
Low earnings (66%)	NET	75.6	81.8	6.2	87.7	72.7	-15.0	69.8	67.9	-1.9	55.6	50.9	-4.7

出所：Ageing Report、Pension Adequacy Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

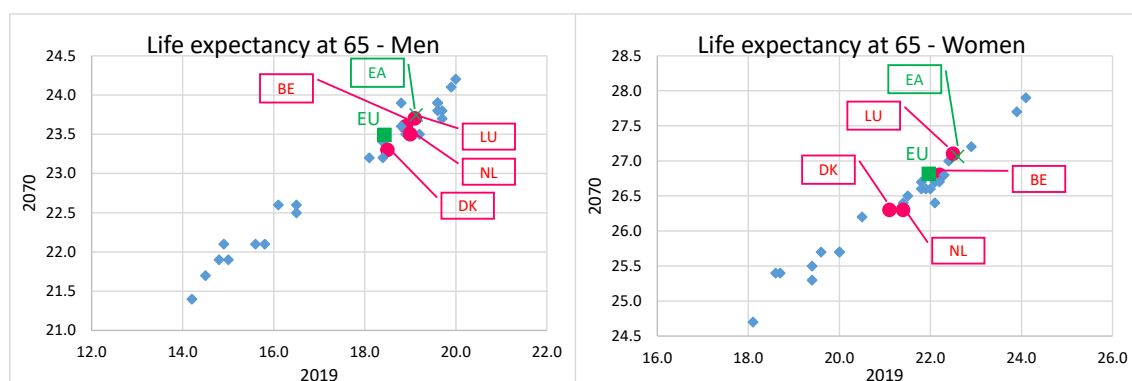
## 2 高齢化と年金給付水準

### 2.1 高齢化と人口推移

欧州においても急速に人口の高齢化は進んでいるが、本報告書で対象とする 4 国の 2019 年の平均余命はほぼ EU 平均近辺となっている。ユーロ圏平均との比較では、ルクセンブルクがほぼ同水準で他の 3 国はやや下回っている。2021 年版の Ageing Report における 2070 年の予測では、デンマーク（男女とも）とオランダの女性では、平均余命は EU 平均をやや下回る状況がみられている。

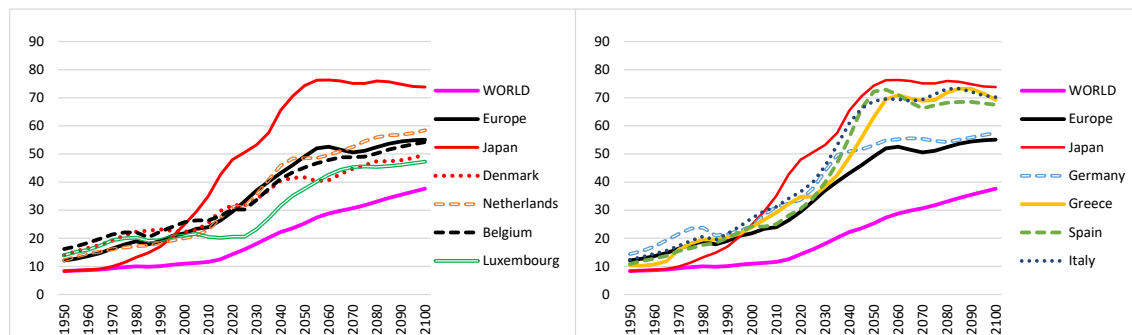
老年従属人口指数（65 歳以上の人口 ÷ 15～64 歳人口）で見ると、ベルギーとオランダについてはほぼ欧州平均並みの推移だが、デンマークは 2040 年頃までは欧州平均並みの推移だがその後は他の欧州諸国よりも早い時期に伸びは鈍化する予測となっている。ルクセンブルクに関しては、2020 年代までは老齢従属人口指数の増加はほとんど見られず、その後急速に上昇はするものの欧州平均までには達しないとの推計となっている。

[図表 1-10] EU 各国の 65 歳時平均余命



出所：2021 年 Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

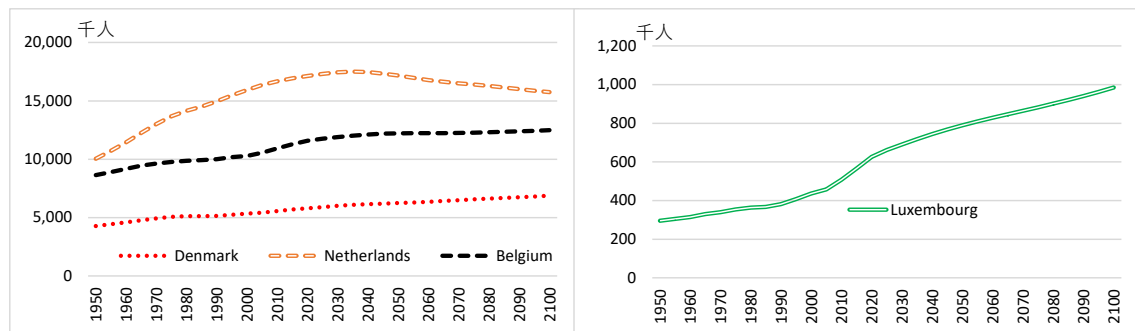
[図表 1-11] 老年従属人口指数の推移



出所：国連 World Population Prospects 2019 から年金シニアプラン総合研究機構作成

国連の人口予測では、オランダは2035年前後で人口はピークを打ち、その後は人口減少に転じる見込みであるが、他の3か国では今後も人口増加が続いていく予測となっている。なかでもルクセンブルクは2020年対比で2050年までに+26%、2070年までに+38%という大幅な人口増加の予測となっている。ただし、ルクセンブルクに関しては総人口の5割弱が外国籍という状況にあり、他国からのネット移住者の増減が、今後の人口推移にも大きな影響を与えていくものと考えられる。

[図表 1-12] 人口推移予測



出所：国連 World Population Prospects 2019 から年金シニアプラン総合研究機構作成

[図表 1-13] 外国籍の居住者数（2021年1月1日現在）

	Total		Citizens of another EU Member State		Citizens of a non-EU country		Stateless	
	(thousand)	(% of the population)	(thousand)	(% of the population)	(thousand)	(% of the population)	(thousand)	(% of the population)
Belgium	1,464.2	12.7	943.6	8.2	519.7	4.5	3.8	0.0
Bulgaria	114.8	1.7	10.7	0.2	102.3	1.5	0.2	0.0
Czechia	625.5	5.8	243.6	2.3	381.9	3.6	0.9	0.0
Denmark	539.4	9.2	216.3	3.7	314.6	5.4	27.2	0.5
Germany	10,585.1	12.7	4,461.4	5.4	6,112.3	7.4	51.7	0.1
Estonia	200.5	15.1	20.3	1.5	180.1	13.5	0.4	0.0
Ireland	649.7	13.0	349.9	7.0	299.2	6.0	2.1	0.0
Greece	921.5	8.6	168.6	1.6	752.9	7.1	1.8	0.0
Spain	5,368.3	11.3	1,733.1	3.7	3,633.1	7.7	32.7	0.1
France (¹)	5,215.2	7.7	1,480.0	2.2	3,735.2	5.5	49.3	0.1
Croatia	98.7	2.4	21.3	0.5	76.6	1.9	0.5	0.0
Italy	5,171.9	8.7	1,406.6	2.4	3,764.8	6.4	9.7	0.0
Cyprus	165.6	18.5	96.4	10.8	69.1	7.7	0.7	0.1
Latvia	252.4	13.3	6.3	0.3	246.0	13.0	0.2	0.0
Lithuania	79.9	2.9	8.3	0.3	70.8	2.5	0.2	0.0
Luxembourg	299.2	47.1	244.2	38.5	54.9	8.6	1.1	0.2
Hungary	194.2	2.0	75.7	0.8	118.4	1.2	2.3	0.0
Malta	103.7	20.1	42.7	8.3	61.0	11.8	0.7	0.1
Netherlands	1,171.4	6.7	599.6	3.4	565.8	3.2	6.2	0.0
Austria	1,517.4	17.0	793.7	8.9	719.4	8.1	10.0	0.1
Poland (¹)(²)	457.0	1.2	82.2	0.2	374.2	1.0	3.9	0.0
Portugal	662.1	6.4	158.6	1.5	503.5	4.9	1.1	0.0
Romania (²)	144.5	0.8	60.5	0.3	83.8	0.4	1.3	0.0
Slovenia	168.7	8.0	21.1	1.0	147.5	7.0	0.1	0.0
Slovakia	82.1	1.5	60.1	1.1	20.5	0.4	1.3	0.0
Finland	277.2	5.0	98.7	1.8	177.2	3.2	1.6	0.0
Sweden	892.3	8.6	299.2	2.9	578.7	5.6	38.7	0.4
Iceland	51.3	13.9	41.1	11.2	10.1	2.8	0.4	0.1
Liechtenstein	13.5	34.5	7.1	18.1	6.4	16.4	3.8	9.7
Norway	601.5	11.2	360.5	6.7	239.3	4.4	9.8	0.2
Switzerland	2,208.9	25.5	1,414.2	16.3	794.2	9.2	4.2	0.0

出所：Eurostat (online data code: migr\_pop1ctz)

## 2.2 年金支給開始年齢

老齢年金の支給開始年齢は、高齢化の進展とともに多くの国で引き上げ方向での改革が進められてきており、デンマーク<sup>3</sup>とオランダ<sup>4</sup>では平均余命の変化に連動させる制度も導入されている。一方ルクセンブルクに関しては現状の65歳からの引き上げ予定はみられていない。

ルクセンブルクの年金支給開始年齢は65歳、早期退職可能年齢は57歳となっている。尚、OECDの“Pensions at a Glance 2021”では、ルクセンブルクの標準退職年齢（normal retirement age）は57歳ではなく62歳とされている。これは同レポートにおける標準退職年齢の定義が22歳で労働市場に参入するフルキャリアの加入者が減額措置を受けずに退職可能な年齢とされており、ルクセンブルクでは早期退職には拠出期間が40年以上必要なことによるものである。

ベルギーの年金支給開始年齢は2025年1月1日まで65歳、2025年1月2日から2030年1月1日までが66歳、2030年1月2日から67歳と引き上げられる予定となっている。また、拠出期間44年以上で60歳から、43年以上で61歳から、42年以上で63歳から早期退職が可能とされている。

オランダの年金支給開始年齢は、2022年は66歳7か月、2023年は66歳10か月、2024年は67歳で、2025年以降は65歳時の平均余命の変化の3分の2に連動する予定となっている。また、オランダの公的年金には早期退職年金制度は存在しない。

尚、オランダは、2012年の年金改革で2023年までに67歳へと引き上げ、その後は65歳時の平均余命の変化に連動することとされたが、2019年に、労働組合と雇用者団体との間での合意に基づき、年金支給開始年齢は2021年まで66歳4か月で据え置かれることとなり、67歳への引き上げは2024年に延期、その後の平均余命への連動幅はフル連動から平均余命の変化の3分の2の幅へと圧縮されることに変更されている。この結果、Ageing Reportにおける2070年の年金支給開始年齢の予測値は、72歳6ヶ月から69歳9か月へと2.75歳低下している。

デンマークの年金支給開始年齢は2022年現在67歳、2030年に68歳、2035年に69歳へと引き上げられる。年金支給開始年齢は60歳時の平均余命の変化に連動させることとなっているが、議会での議決が必要とされており自動的に連動するわけでは必ずしもない。見直し頻度は5年毎（次回は2025年）で15年先までの年金支給開始年齢が定められる。

デンマークとオランダは平均余命の変化に連動するため予測値ではあるが、2070年における年金支給開始年齢は、デンマークでは74歳と極めて高い年齢となり、オランダも2019

<sup>3</sup> 60歳時の平均余命の変化に連動させる制度となっているが、議会での議決が必要とされており自動的に連動するわけでは必ずしもない。見直し頻度は5年毎（次回は2025年）で15年先までの年金支給開始年齢が定められる

<sup>4</sup> 65歳時の平均余命の伸びに対して3分の2の割合で連動

年の改正前の 72 歳 6 ヶ月からは下がったものの、69 歳 9 か月とかなりの高齢となることが見込まれている。

2021 年の Ageing Report における実効退職年齢の 2070 年の予測値は、デンマークが男性 69.5 歳、女性 69.2 歳、オランダが男性 68.5 歳、女性 67.0 歳と、法定退職年齢 (statutory retirement ages) および早期退職年齢<sup>5</sup>をともに下回っており、推計上は老齢年金の受給資格の獲得前に退職する人が多数に上るリスクを抱えていることとなる。

[図表 1-14] 4 か国の法定退職年齢と実効退職年齢、早期退職可能年齢

	男性				女性			
	2019	2030	2050	2070	2019	2030	2050	2070
<b>デンマーク</b>								
法定退職年齢	65.5	68.0	72.0	74.0	65.5	68.0	72.0	74.0
平均実効退職年齢	65.0	66.1	68.0	69.5	64.1	65.5	67.6	69.2
早期退職可能年齢	63.0	65.0	69.0	71.0	63.0	65.0	69.0	71.0
<b>オランダ</b>								
法定退職年齢	66.3	67.3	68.5	69.8	66.3	67.3	68.5	69.8
平均実効退職年齢	65.8	66.6	67.6	68.5	64.0	65.0	65.9	67.0
早期退職可能年齢	66.3	67.3	68.5	69.8	66.3	67.3	68.5	69.8
<b>ベルギー</b>								
法定退職年齢	65.0	67.0	67.0	67.0	65.0	67.0	67.0	67.0
平均実効退職年齢	63.3	64.3	64.3	64.3	63.5	64.3	64.3	64.3
早期退職可能年齢	63.0	63.0	63.0	63.0	63.0	63.0	63.0	63.0
<b>ルクセンブルク</b>								
法定退職年齢	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0
平均実効退職年齢	60.4	60.4	60.4	60.4	60.1	60.1	60.1	60.1
早期退職可能年齢	57.0	57.0	57.0	57.0	57.0	57.0	57.0	57.0

出所：2021 年 Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

年齢階層別の人口対比での年金受給者数の比率予測では、法定退職年齢の上昇により 2070 年のデンマークとオランダの 65～69 歳の年金受給者比率は 30%台にまで低下している。また、非居住者の年金加入者を多く持つルクセンブルクでは、年齢別の人口の 2 倍以上の年金受給者を持つ見通しとなっている。

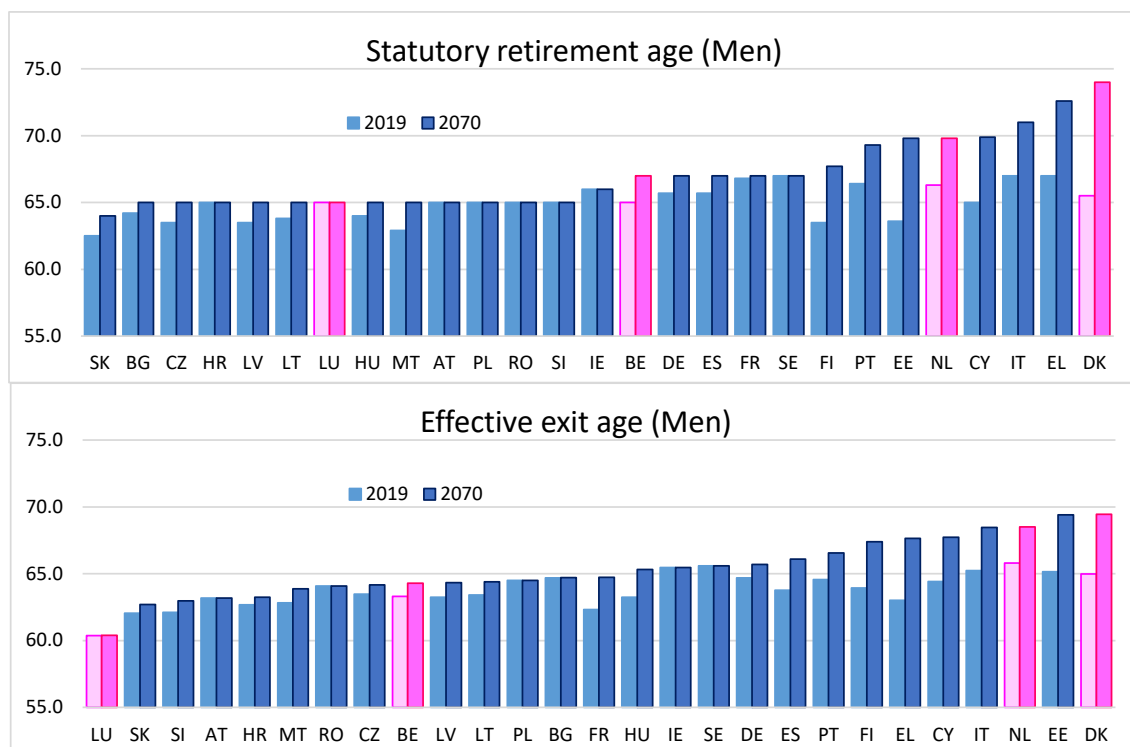
[図表 1-15] 4 か国の年齢階層別の人口対比での年金受給者数比率

年齢	デンマーク		オランダ		ベルギー		ルクセンブルク	
	2019	2070	2019	2070	2019	2070	2019	2070
- 54	6.6%	5.7%	3.4%	3.8%	3.5%	2.7%	2.7%	4.5%
55 - 59	74.4%	60.5%	14.6%	15.2%	19.2%	16.4%	29.9%	32.8%
60 - 64	69.7%	59.7%	20.4%	21.9%	50.8%	36.1%	100.1%	156.7%
65 - 69	113.4%	34.0%	79.1%	32.8%	97.9%	90.1%	163.5%	210.7%
70 - 74	102.9%	54.1%	100.0%	100.0%	98.5%	104.2%	166.1%	219.5%
75+	95.3%	92.1%	100.2%	100.1%	100.1%	103.4%	166.4%	241.3%

出所：2021 年 Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

<sup>5</sup> オランダの公的年金には現状早期退職制度は存在しない

[図表 1-16] EU 加盟各国の法定退職年齢と実効退職年齢（男性）



出所：2021 年 Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

### 2.3 標準退職年齢と高齢者の雇用

OECD のデータでは 2020 年の実効退職年齢<sup>6</sup>は、デンマークが男性 63.8 歳、女性 63.5 歳、オランダが男性 63.9 歳、女性 62.8 歳で、OECD 平均の男性 63.8 歳、女性 62.4 歳とほぼ同水準となっているが、ベルギーは男性 60.9 歳、女性 60.1 歳、ルクセンブルクは男性 59.2 歳、女性 60.1 歳と OECD 平均を下回っている。中でもルクセンブルクの男性の実効退職年齢の 59.2 歳は、OECD 諸国の中で最も低い水準となっている。

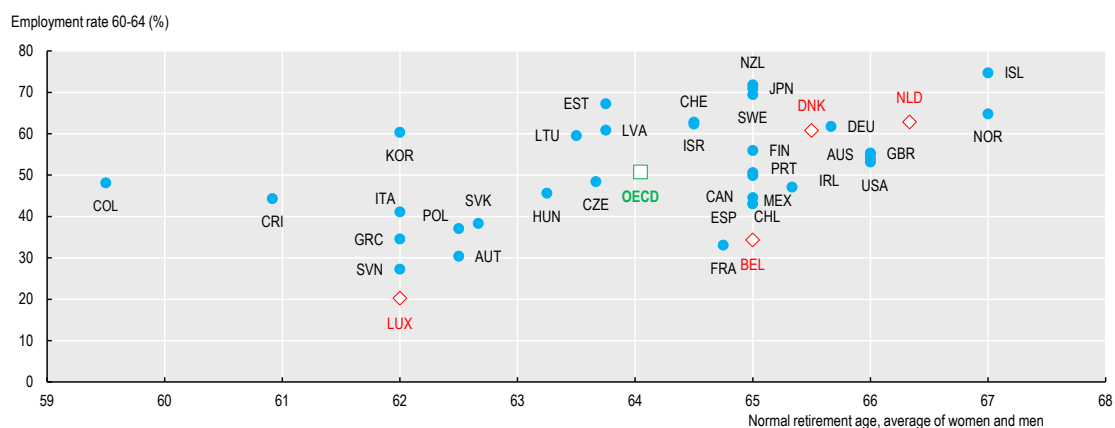
また、4 か国ともに実効退職年齢が標準退職年齢を大きく下回る状況がみられており、ベルギーでは男性が△4.1 年、女性が△4.9 年と、男女ともに OECD 諸国の中で最も標準退職年齢対比での実効退職年齢が低い国となっている。

実効退職年齢の低さから、ベルギーとルクセンブルクは標準対象年齢との比較での 60-64 歳の雇用率は低さも目立っている。

<sup>6</sup> OECD が算出する実効退職年齢は、EU のデータよりも低い傾向がみられる



[図表 1-17] 各国の標準退職年齢と 60-64 歳の雇用率



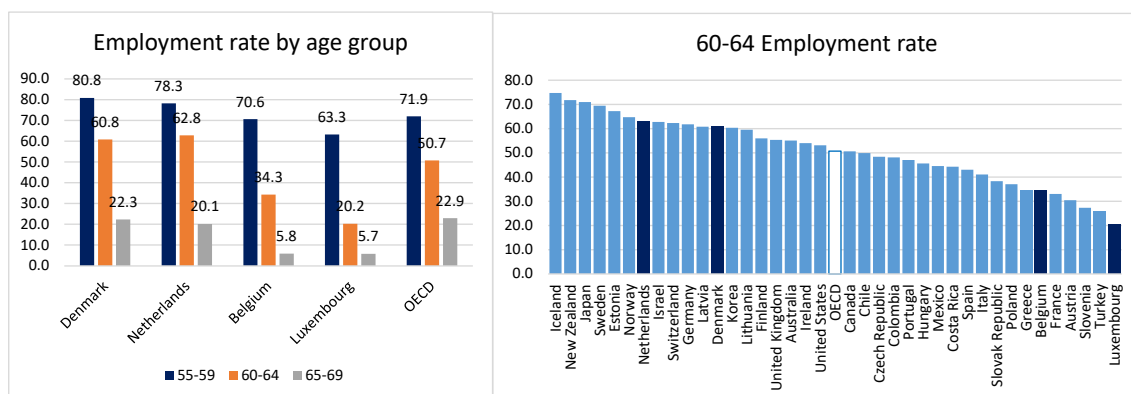
出所：OECD(2021)から年金シニアプラン総合研究機構作成

OECD のデータによる 2020 年の 60-64 歳の雇用率は、デンマークが男女平均で 60.8% (男性 67.8%、女性 53.9%)、オランダが 62.8% (男性 73.2%、女性 52.6%) と OECD 平均の 50.7% (男性 58.6%、女性 43.3%) を上回っているが、ベルギーは 34.3% (男性 39.4%、女性 29.3%)、ルクセンブルクは 20.2% (男性 22.7%、女性 17.7%) と極めて低くなっている。

65-69 の雇用率では、デンマークが男女平均で 22.3%、オランダが 20.1%、ベルギーが 5.8%、ルクセンブルクが 5.7%と 4 か国とも OECD 平均の 22.9%を下回っている。

また、老齢年金の支給開始年齢引き上げに伴い高齢者の雇用率も基本的には上昇傾向にはあるが、実効退職年齢の低いベルギーとルクセンブルクでは、高齢者の雇用率の上昇は鈍い状況である。

[図表 1-18] 年齢階層別雇用率 (2021 年)



出所：OECD(2021)から年金シニアプラン総合研究機構作成

## 2.4 年金給付水準

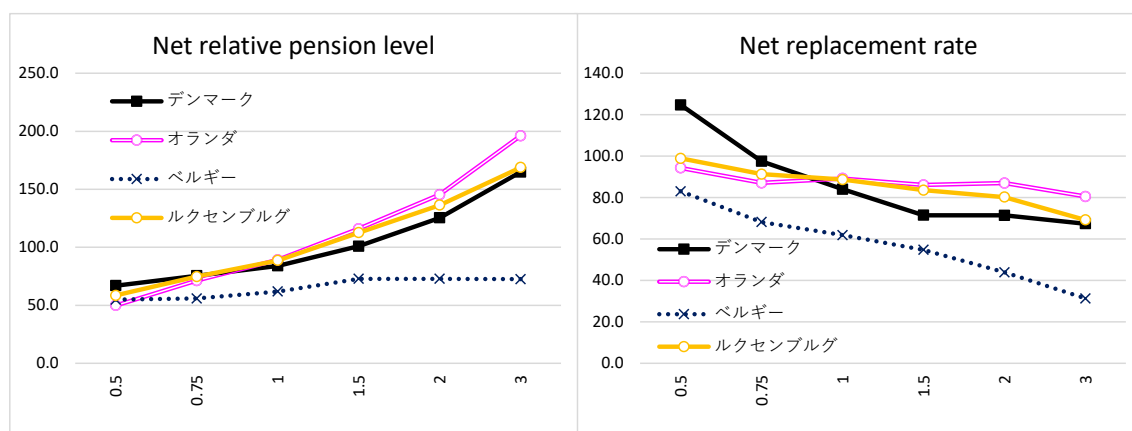
年金給付の水準を示す指標には様々な手法が存在しており、算出手法、計算前提、算出対象とする年金の範囲等によって、結果の見え方も異なってくるため、単独の指標の結果で各国の年金制度の給付水準を比較することは難しいとされている。

### 2.4.1 OECD の所得代替率

OECD の所得代替率は、退職後の年金額の退職前総収入に対する比率で示されるが、“Pensions at a Glance 2021”では、2020年に22歳で労働市場に参入した場合を前提に算出されていることから、各国の年金制度の差異に伴い退職時期と年齢は国毎に異なり、前述のように、デンマークは2072年74歳、オランダは2069年71歳、ベルギーは2065年67歳、ルクセンブルクは2060年62歳と、国によって退職想定時期と年齢が大きく異なっており、(準)強制加入かどうかによって職域年金からの給付が含まれるかどうかも異なっている。

[図表 1-19] 各国の所得水準別所得代替率<sup>7</sup>

Gross replacement rate	0.5	0.75	1	1.5	2	3
デンマーク	125.1	95.0	80.0	65.0	61.3	57.7
オランダ	73.1	70.8	69.7	68.6	68.0	67.5
ベルギー	67.5	47.4	43.4	38.9	29.2	19.4
ルクセンブルク	90.4	81.2	76.6	72.0	69.7	60.4
Net replacement rate	0.5	0.75	1	1.5	2	3
デンマーク	124.7	97.5	84.0	71.5	71.4	67.4
オランダ	94.3	87.1	89.2	86.1	87.0	80.5
ベルギー	83.0	68.2	61.9	54.8	43.9	31.3
ルクセンブルク	98.9	91.3	88.7	83.6	80.2	69.2



出所：OECD(2021)から年金シニアプラン総合研究機構作成

<sup>7</sup> 1=所得中央値、0.5～3は所得中央値に対する倍率

税効果等を考慮する前のグロスでの所得中央値での所得代替率では、ベルギーは 43.4%にとどまり OECD 平均の 51.8%を下回るが、税効果等を考慮したネットの所得代替率 4 か国とも OECD の平均を上回っており、オランダ、ルクセンブルク、デンマークの 3 か国は 84.0%~89.2%と高い水準となっている。

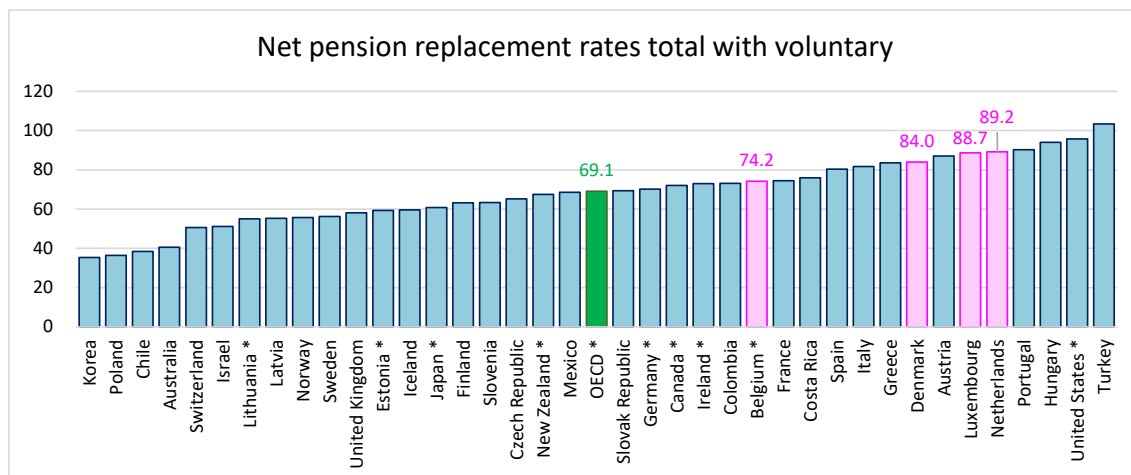
ベルギーについては、前述のように任意加入の職域年金が含まれていない影響を受けており、任意加入の職域年金を含めるとグロスで 57.6%、ネットで 74.2%にまで上昇する。

尚、4 か国の所得代替率に男女間での差はない。

デンマークは、所得水準が中央値の半分の場合の所得代替率は、グロスで 125.1%、ネットで 124.7%と極めて高いことが特徴となっている。

ベルギーは、年金給付額算定に利用される給与額に上限があり、上限額が比較的低いことから、所得額の高い層における所得代替率がかなり低くなっている。ただし、これも任意加入の職域年金からの給付額が反映されていないことの影響も受けている。

[図表 1-20] 各国のネット所得代替率<sup>8</sup>



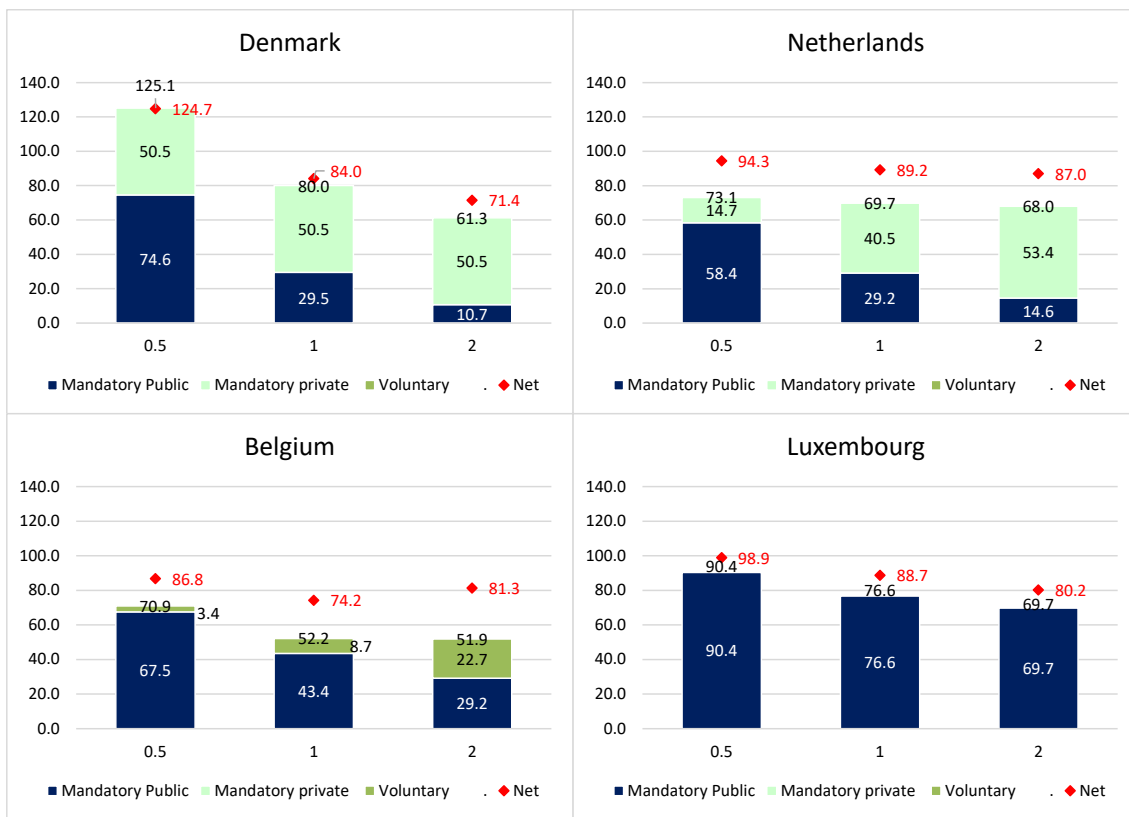
出所：OECD(2021)から年金シニアプラン総合研究機構作成

デンマークとオランダには公的年金だけではなく準強制加入の職域年金が含まれているが、公的年金のみの所得代替率（グロス）では、デンマークが 29.5%、オランダが 29.2%と低位の水準となっている。

ただし、デンマークとオランダの公的年金は、所得水準には連動しない居住ベースでの定額（フラットレート）の基礎年金であるため、所得水準が中央値の半分の低所得者の公的年金のみの所得代替率においては、グロスベースでデンマークが 74.6%、オランダが 58.4%と相応に高い。

<sup>8</sup> 強制加入の私的年金を含み、\* が付されている国については任意加入の年金も含む

<再掲> [図表 1-5] 4 国 の OECD 所得代替率の比較<sup>9</sup>



出所：OECD(2021a)、“Pensions at a Glance 2021” から年金シニアプラン総合研究機構作成

## 2.4.2 EU の理論的所得代替率

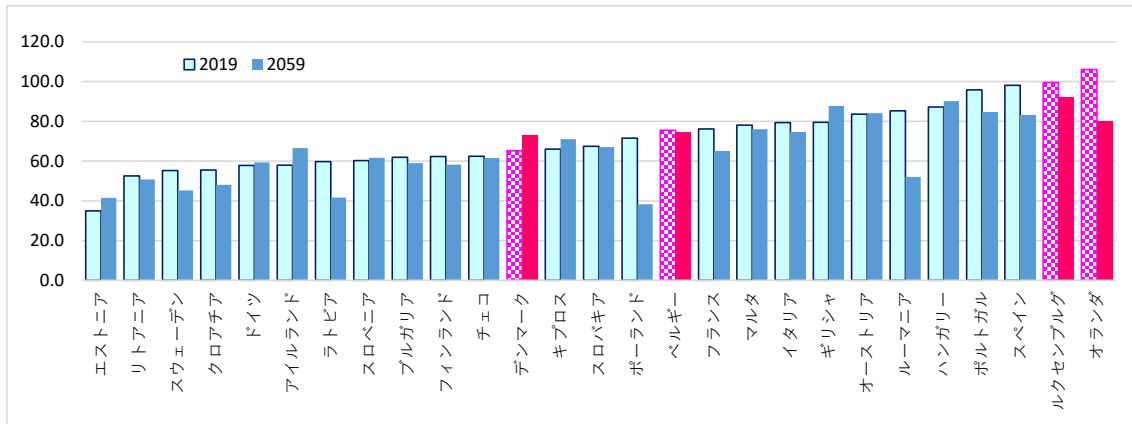
EU の Pension Adequacy Report では、理論的所得代替率 (TRR: Theoretical replacement rate) という概念が利用されている。TRR は、特定のキャリアを想定して退職初年度の年金収入額を退職直前の収入と比較するもので、様々なケースそれぞれの現在と将来の TRR を計算でき、ある程度は異なる国の比較も可能 (**weakly comparable across countries**) とされている。

2021 年版の Pension Adequacy Report におけるベースケースは、40 年のキャリアの後にペナルティを課されることなく退職できる最も早い年齢として定義される標準退職年齢 (SPA: standard pensionable age) において、標準的な雇用契約で途切れることのない 40 年のキャリアの後に退職した場合として算出されている。

過去の Pension Adequacy Report における TRR では、40 年のキャリアで 65 歳時に退職がベースケースとなっていたが、デンマークやオランダのように 65 歳では年金受給資格が得られない国が増加したため変更されている。

<sup>9</sup> 1=所得中央値、0.5=所得中央値の半分、2=所得中央値の 2 倍

[図表 1-21] ベースケースでの理論的所得代替率 (TRR) の変化 (2019 年、2059 年)



出所：2021 年 Pension Adequacy Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

EU 諸国の中で 2019 年の TRR が最も高いのはオランダで、ルクセンブルクが第 2 位となっている。デンマークについては、OECD の所得代替率とは異なり、ベルギーよりも低い水準となっている。

ベースケースでの TRR の 2019 年と 2059 年 (2019 年に就労、40 年後に標準退職年齢に達し年金受給開始) との比較では、給与水準が平均で推移した場合の税効果考慮後のネット TRR は、デンマークが 65.3%⇒73.2%で+7.9%と上昇、ベルギーが 75.5%⇒74.7%で△0.8%の小幅低下、ルクセンブルクが 99.5%⇒92.4%で△7.1%の低下、オランダは 106.1%⇒80.2%で△25.9%の大幅低下となっている。

デンマークの上昇は年金支給開始年齢が平均余命の変化に連動する制度により、2059 年の標準退職年齢が大幅に上昇することが主たる要因となっている。オランダも年金支給開始年齢は平均余命の 3 分の 2 に連動する制度であるが、職域年金の給付乗率の引き下げや、税控除対象となる年金拠出対象給与への上限設定等により、スタート水準は極めて高いものの、2059 年の TRR は 2019 年比では大きく低下している。

失業、子供の養育、家族の介護等で 3 年間のキャリアブレイクがあった場合の TRR は、4 か国ともベースケースとほぼ変わりはなく、小幅に上昇するケースもみられており、4 か国ともにキャリアブレイクに対する相応の法的保護制度が設けられていることが窺われる。

社会保険料の拠出年数が半分の 20 年となった場合には、ベースケースと比較して TRR は相応に低下するが、ルクセンブルクのベースケースとの対比での低下幅はやや大きいものとなっている。

[図表 1-22] 理論的所得代替率 (TRR) のケース別変化 (2019 年、2059 年)

Theoretical Replacement Rates (TRR) Net		デンマーク			オランダ			ベルギー			ルクセンブルク		
		2019	2059	変化	2019	2059	変化	2019	2059	変化	2019	2059	変化
<b>Base case: 40 years up to the SPA</b>													
High earnings (100->200%)	NET	41.7	47.2	5.5	102.3	65.4	-36.9	56.6	57.2	0.6	75.4	69.0	-6.4
Average earning (100%)	NET	65.3	73.2	7.9	106.1	80.2	-25.9	75.5	74.7	-0.8	99.5	92.4	-7.1
Low earnings (66%)	NET	87.0	96.8	9.8	100.8	77.6	-23.2	80.2	86.3	6.1	106.3	99.5	-6.8
<b>Short career (20 year career)</b>													
Average earning (100%)	NET	54.8	60.8	6.0	81.2	65.4	-15.8	54.5	52.6	-1.9	57.8	52.3	-5.5
Low earnings (66%)	NET	75.6	81.8	6.2	87.7	72.7	-15.0	69.8	67.9	-1.9	55.6	50.9	-4.7
<b>Career break - unemployment: 3 years</b>													
Average earning (100%)	NET	65.8	72.1	6.3	102.1	78.3	-23.8	75.5	73.8	-1.7	95.1	87.7	-7.4
Low earnings (66%)	NET	87.8	95.7	7.9	99.0	76.9	-22.1	80.2	85.4	5.2	101.5	93.8	-7.7
<b>Career break due to child care: 3 years</b>													
Average earning (100%)	NET	65.8	72.3	6.5	102.1	78.5	-23.6	75.5	73.9	-1.6	100.4	93.3	-7.1
Low earnings (66%)	NET	87.8	96.0	8.2	99.0	77.0	-22.0	80.2	85.5	5.3	107.7	100.8	-6.9
<b>Career break care to family dependant: 3 years</b>													
Average earning (100%)	NET	62.5	71.3	8.8	102.1	77.7	-24.4	74.5	73.5	-1.0	96.8	90.1	-6.7
<b>Old base case: 40 years up to age 65</b>													
Average earning (100%)	NET	65.3	26.2	-39.1	-	30.4	N/A	75.5	-	N/A	99.5	92.4	-7.1
Low earnings (66%)	NET	87.0	27.5	-59.5	-	9.8	N/A	80.2	-	N/A	106.3	99.5	-6.8

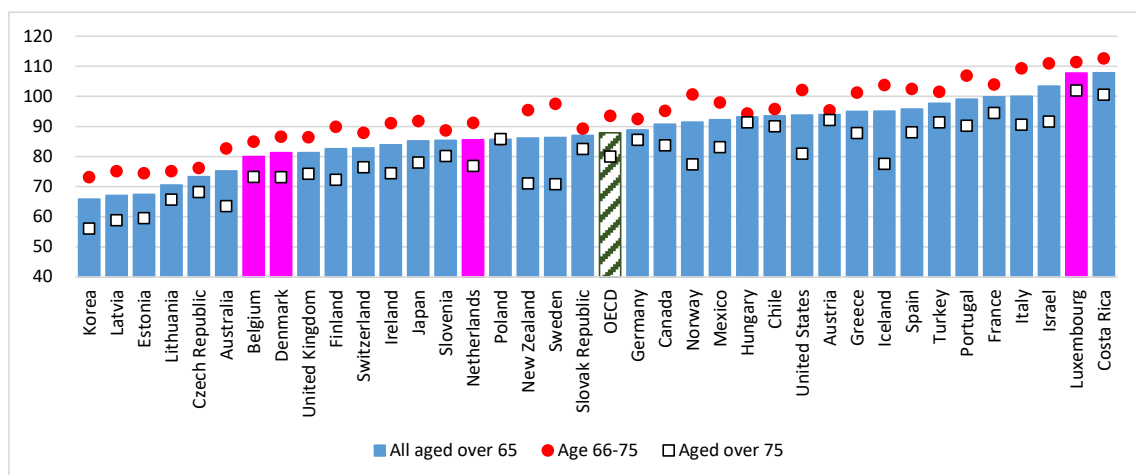
出所：2021 年 Pension Adequacy Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

### 2.4.3 65 歳超の所得水準 (OECD)

OECD が算出する 65 歳超の所得水準 (年金以外を含む) の全人口の平均所得と対比では、ルクセンブルクは 107.8%でコスタリカと並んでトップの水準で、全人口の所得水準を上回っている。

他の 3 か国は、オランダが 85.6%、デンマークが 81.3%、ベルギーが 80.0%となっており、OECD 平均の 87.9%を下回っている。

[図表 1-23] 全人口の平均所得対比での 65 歳超の所得水準



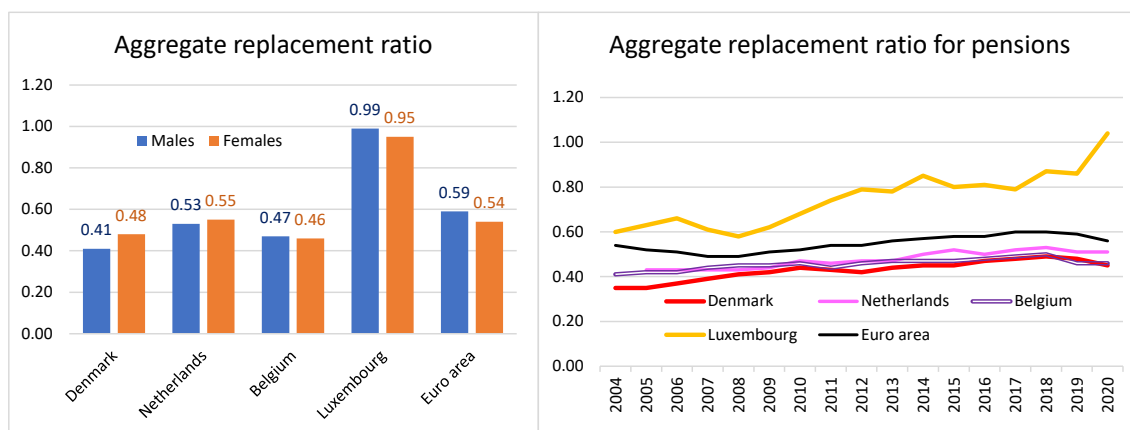
出所：OECD(2021)から年金シニアプラン総合研究機構作成

## 2.4.4 Aggregate replacement ratio for pensions

EU の Aggregate replacement ratio for pensions (ARR) は、50～59 歳の労働収入のグロス中央値と 65～74 歳の年金受給額のグロス中央値を比較した指標となっている。

2020 年の ARR は、ルクセンブルクが男性 0.99、女性 0.95 と EU 域内でも図抜けて高く、他の 3 か国はユーロ圏平均とほぼ同じかやや下回る状況となっている。

[図表 1-24] Aggregate replacement ratio for pensions



出所：Eurostat

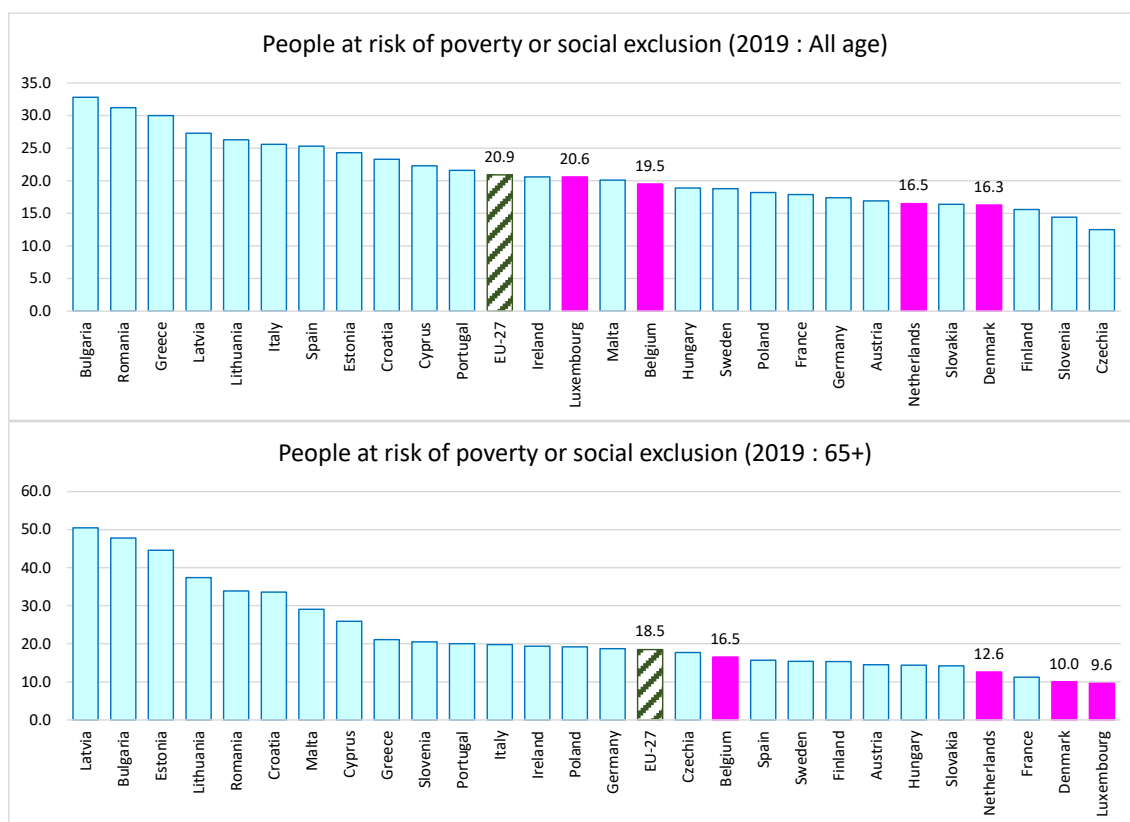
## 2.5 高齢者の貧困リスク

EU では、貧困問題を経済的側面だけではなく、社会的側面からもとらえており、経済的貧困と社会的排除を表わす AROPE (At risk of poverty or social exclusion) を作成している。

AROPE は、①貧困リスク率 (At-risk-of-poverty rate : AROP)、②深刻な物質的および社会的剥奪率 (Severe material and social deprivation rate : SMSD)、③過少就労世帯 (Persons living in households with low work intensity) という 3 つの指標から構成されており、3 つの指標の 1 つ以上に該当すると対象とされている。

貧困リスク率 (AROP) は、社会保障考慮後の可処分所得が国内中央値の 60%以下の人口比率と、深刻な物質的および社会的剥奪率 (SMSD) は、社会的保護委員会 (SPC) の指標サブグループ (ISG) によって採用された 13 の剥奪項目のうち少なくとも 7 つの強制的な欠落を経験している人口の割合と、過少就労世帯は、労働年齢にある世帯構成員が過去 12 か月間に 20%未満しか働いていない世帯に住む人の数として定義されている。

[図表 1-25] 2019 年の AROPE（全年齢と 65 歳以上）



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

EU27 各国平均では 65 歳以上の AROPE は全年齢の AROPE を下回っているが、4 国も同様の状況にある。

なかでも 2019 年の 65 歳以上の AROPE では、ルクセンブルクは EU27 各国で最も低い 9.6%、デンマークが 2 番目に低い 10.0%、オランダが 4 番目に低い 12.6%となっている。ベルギーは 16.5%と他の 3 各国との比較ではやや高いが EU27 各国平均の 18.5%は下回っている。

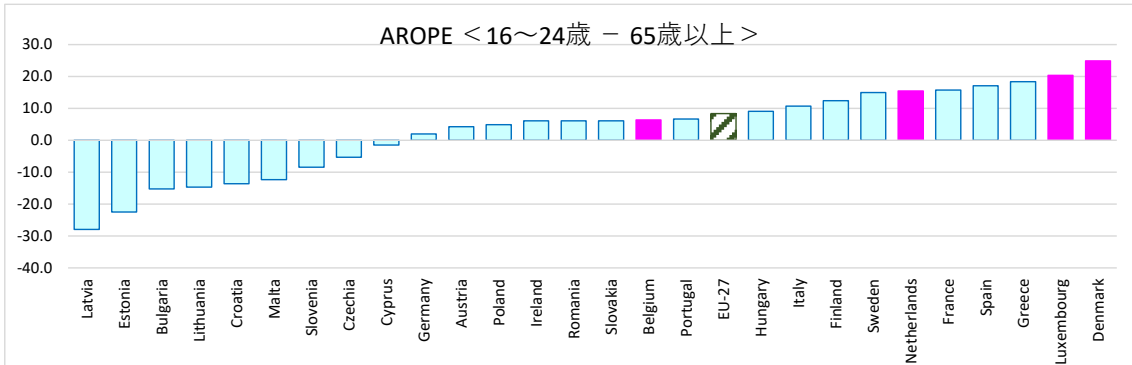
2019 年の全年齢での AROPE でもデンマーク（16.3%）、オランダ（16.5%）、ベルギー（19.5%）、ルクセンブルク（20.6%）と、4 各国ともに EU27 各国平均の 20.9%を下回っている。

欧州では多くの国で若年者の貧困問題が高齢者以上に深刻であるが、4 各国においても 16～24 歳の若年層の AROPE の水準は 65 歳以上の高齢者の AROPE を大きく上回っており、デンマークは 16～24 歳と 65 歳以上の AROPE の格差が EU27 各国の中で最も大きく、ルクセンブルクが 2 番目という状況となっている。

デンマークとルクセンブルクでは、16～24 歳の AROPE は 30%を超える状況で、デンマークでは 34.9%に達している。



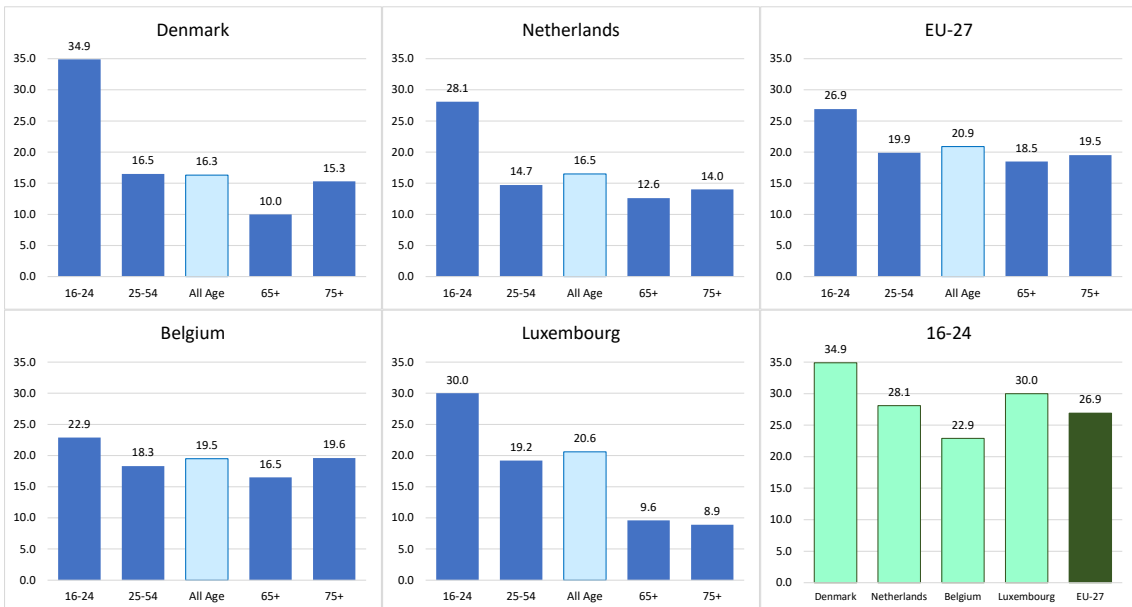
[図表 1-26] 16～24 歳の AROPE マイナス 65 歳以上の AROPE



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

ベルギーは 65 歳以上の AROPE では 16.5%と 4 か国の中では最も高いが、逆に 16-24 歳の AROPE の水準は 22.9%と EU27 か国平均の 26.9%を下回り 4 か国の中では最も低い。年齢別の AROPE の水準にはさほど大きな差はなく、他の 3 か国とはやや異なった状況がみられている。

[図表 1-27] 年齢別 AROPE



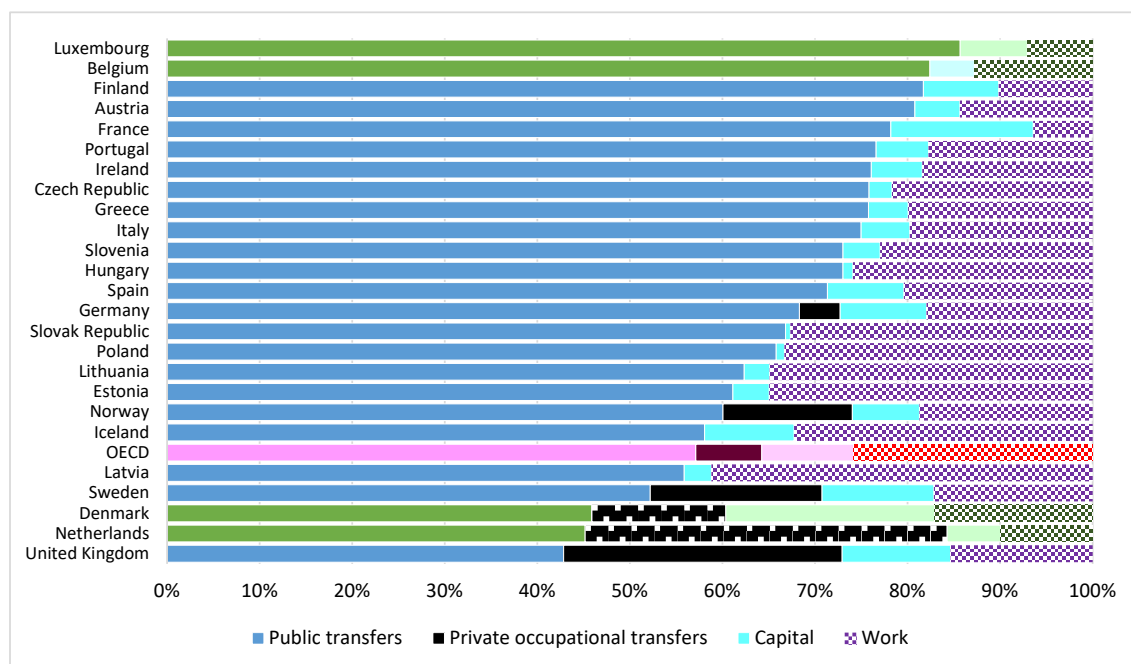
出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

### 3 年金財政の持続可能性

#### 3.1 高齢者の所得源泉

EU加盟国の中でも、高齢者の所得源泉に占める公的年金の重要度は様々であるが、ルクセンブルクとベルギーは、OECDに加盟する欧州諸国の中では公的年金を中心とした公的移転（Public transfer）が占める比率が最も高い2か国となっている一方、デンマークとオランダは公的移転の比率がイギリスに次いで低く、高齢者の所得源泉としては職域年金等への依存度が高い国となっており大きく異なる状況がみられている。

<再掲> [図表 1-4] 欧州の OECD 加盟国の高齢者の収入源泉



出所：OECD(2021)から年金シニアプラン総合研究機構作成

#### 3.2 社会保障支出の水準と財源構成

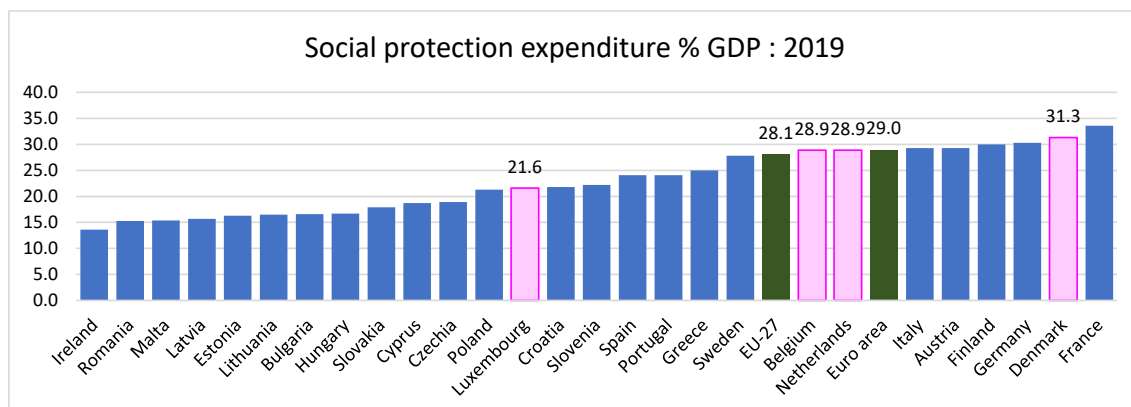
Eurostat のデータ<sup>10</sup>によると、EU27 各国のうちで 2019 年における対 GDP 比での社会保障関連支出額の比率が最も高いのはフランスの 33.6%で、デンマークはフランスに次ぐ第 2 位の 31.3%となっている。

対 GDP 比での社会保障関連支出額の EU27 各国平均は 28.1%、ユーロ圏平均は 29.0%

<sup>10</sup> SPR\_EXP\_SUM (2022/5/20 閲覧)

で、オランダとベルギーはともに 28.9%でほぼ平均並み、ルクセンブルクは 21.6%とかなり低いですが、ルクセンブルクとアイルランドに関しては、非居住者による GDP への寄与が高く、対 GDP 比で計測するとかなり低めの数値となる傾向を持つため、対 GDP 比での比較にはそぐわない国とされている。

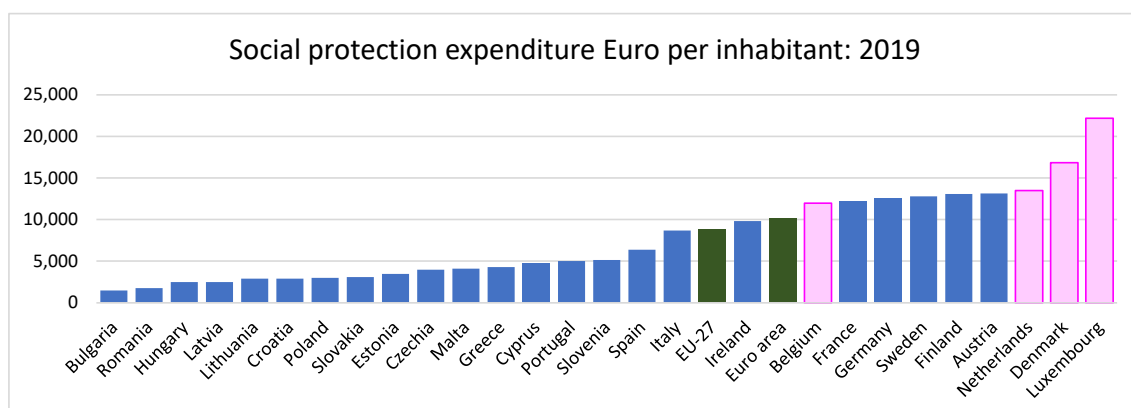
<再掲> [図表 1-2] EU 諸国の 2019 年における対 GDP 比社会保障支出の水準



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

2019 年の住民一人当たりの社会保障支出額では、ルクセンブルクは 22,171.82 ユーロと EU 圏内で図抜けた水準でトップであり、デンマークが 16,842.92 ユーロで第 2 位、オランダが 13,484.33 ユーロで第 3 位に続き、ベルギーも第 9 位と順位はやや落ちるものの 11,955.04 ユーロで、対 GDP 比ではトップだったフランスとほぼ肩を並べる相応に高い水準を持っている。

<再掲> [図表 1-3] EU 諸国の 2019 年における住民一人当たり社会保障支出



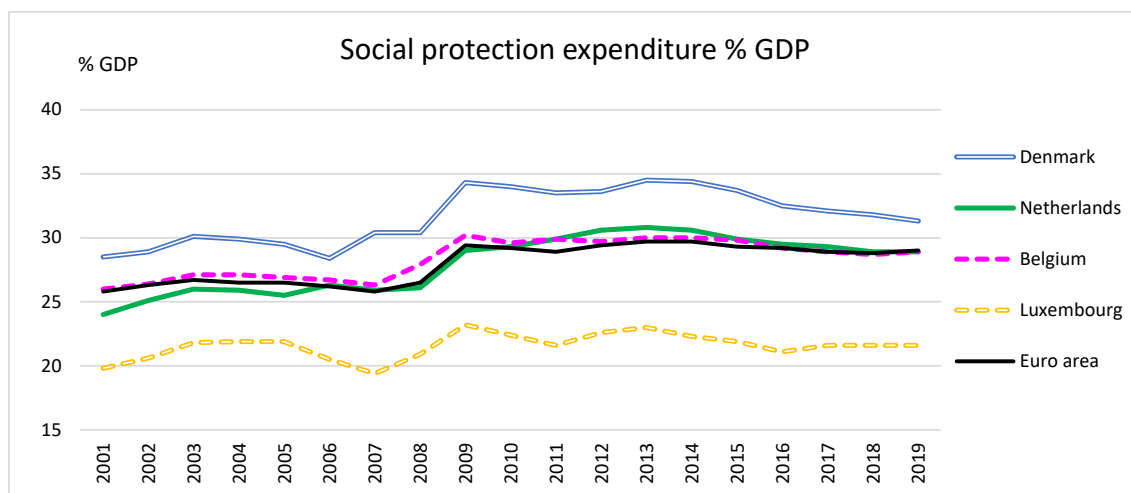
出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

2001年との比較では、対GDP比での社会保障関連支出の比率の増加幅は、オランダ+4.9%、ベルギー+2.9%、デンマーク+2.8%、ルクセンブルク+1.8%となっている。

4か国ともに世界金融危機の影響によるGDPの縮小を受け2009年に比率が上昇しているが、ベルギーとルクセンブルクは2009年がピークとなったのに対し、オランダとデンマークはその後も欧州ソブリン危機の影響を受け小幅ながら上昇し2014年がピークとなった。各国のピークの水準はデンマークが2014年の34.5%、オランダが2014年の30.8%、ベルギーが2009年の30.2%、ルクセンブルクが2009年の23.2%となっている。

各国のピークと2019年との比較では、デンマークが△3.2%、オランダが△1.9%、ベルギーが△1.3%、ルクセンブルクが△1.6%となっており、デンマークの縮小幅がやや大きくなっている。

[図表 1-28] 4か国の対GDP比社会保障支出の推移



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

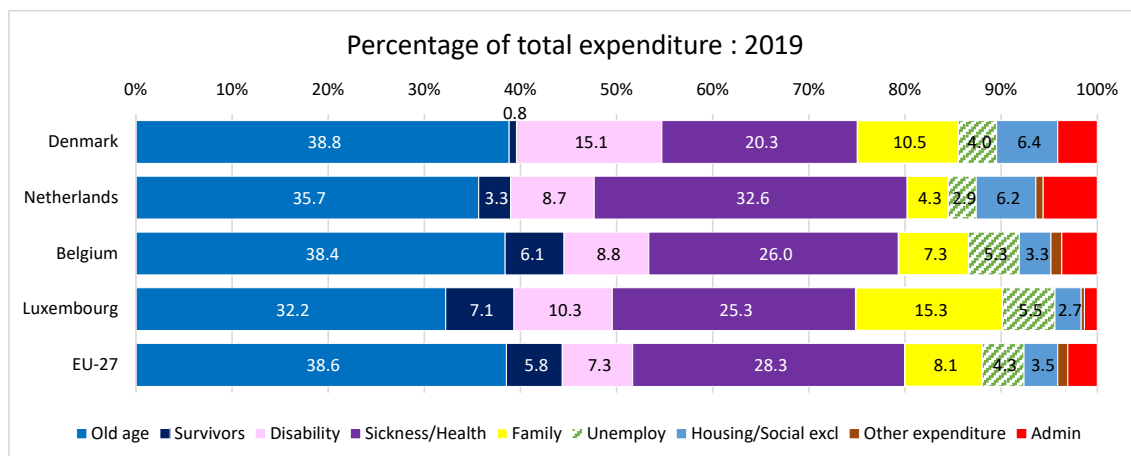
社会保障費の内訳構成比では、ベルギーはEU27か国平均に比較的近い構成比となっている。

デンマークは医療・健康と遺族年金の構成比が低く、障害年金と家族手当の構成比が高くなっている。

オランダは家族手当の構成が低く、医療・健康の構成比が高い。

ルクセンブルクは老齢年金と医療・健康の構成比がやや低く、家族手当の構成比が高くなっている。

[図表 1-29] 社会保障費の内訳構成比

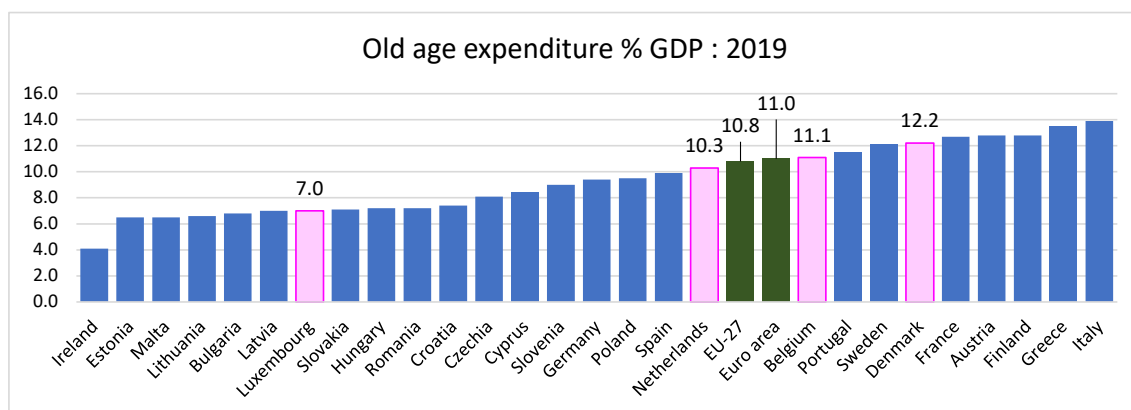


出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

社会保障支出から老齢年金支出のみを抜き出すと、EU27 各国のうち 2019 年の老齢年金支出の対 GDP 比率が最も高いのは、社会保障支出に占める老齢年金支出の構成比が 47.55% と高いイタリアの 13.9%で、社会保障支出では 2 番目に高かったデンマークは 12.2%で 6 番目の水準となっている。

ベルギーとオランダは社会保障費全体と同様にほぼ EU 平均並み、ルクセンブルクは前述のように非居住者による GDP への寄与が高いこともあり 7.0%と低水準になっている。

[図表 1-30] EU 諸国の 2019 年における対 GDP 比老齢年金支出の水準



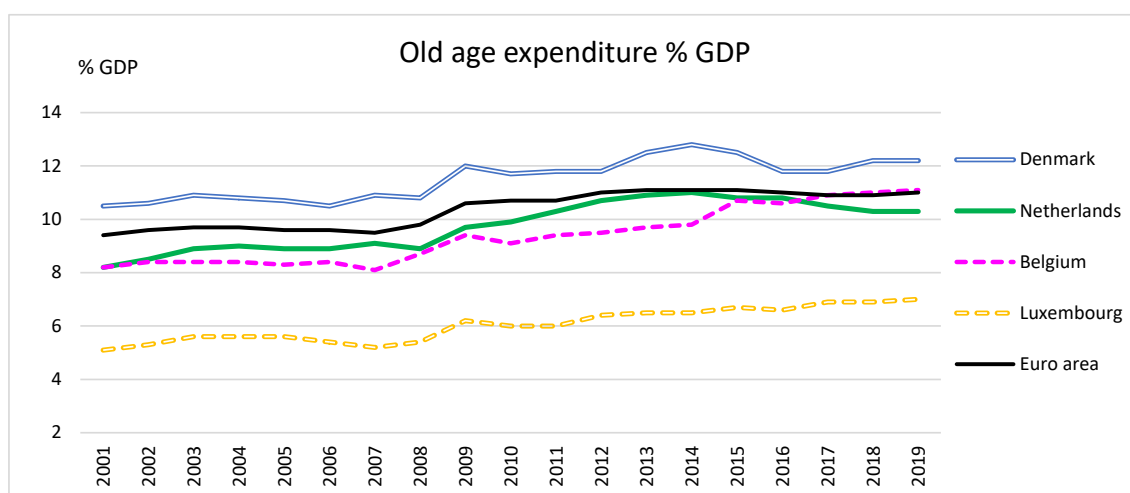
出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

2001 年との比較では、対 GDP 比での老齢年金支出の比率の増加幅は、ベルギー+2.9%、オランダ+2.1%、ルクセンブルク+1.9%、デンマーク+1.7%となっている。

ベルギーとルクセンブルクでは老齢年金支出の対 GDP 比での増加幅は、社会保障支出全体の増加幅とほぼ同水準となっているが、オランダ（社会保障支出全体+4.9% > 老齢年金支

出+2.1%)とデンマークでは(社会保障支出全体+2.8%>老齢年金支出+1.7%)と老齢年金支出の増加幅は小さいものとなっており、公的年金が居住年数をベースとした定額(フラットレート)の年金となっている影響と考えられる。

[図表 1-31] EU 諸国の対 GDP 比老齢年金支出の推移



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

OECD のレポート<sup>11</sup>では、2000 年から 2017 年における対 GDP 比での年金支出額の増減幅と増減要因が示されている。

OECD 平均では、年金支出額は 2000 年から 2017 年の間に対 GDP 比で+1.5%の増加となっており、高齢化による人口動態要因 (Demography) による+2.5%の増加を、支給開始年齢の引き上げと高齢者の雇用増による労働市場の変化 (Labour market) で△1.1%と 4 割強緩和した形となっている。年金改革により将来の給付率は多くの国で低下に向かうが、移行期間の設定等で足元の年金支出削減には寄与せず給付要因 (Benefit ratio) は+0.4%と小幅ながら年金支出額の対 GDP 比での増加要因となり、賃金上昇率と GDP 成長率の差で現わされる労働分配要因 (Labour share) は+0.1%でほぼ横ばいとなっている。

4 か国における 2000 年から 2017 年での対 GDP 比での年金支出額は、OECD の数値<sup>12</sup>では、デンマークとオランダが+1.6%、ベルギーが+1.5%、ルクセンブルクが+1.4%と 4 か国ともに OECD 平均の+1.5%とほぼ同水準となっているが、増減要因には差異がみられている。

人口動態要因 (Demography) は、オランダ (+4.3%) とデンマーク (+3.5%) が高い一方、ルクセンブルクは人口増の影響から△0.2%と小幅ながら支出の減少要因となっている。

労働市場要因は、デンマークが△2.1%と OECD 平均を上回る減少要因となったが、ルク

<sup>11</sup> OECD(2021a)、“Pensions at a Glance 2021”

<sup>12</sup> Eurostat の数値とは異なっている

センブルクは高齢者雇用が伸びなかったことから△0.1%にとどまっている。

給付要因はオランダが△0.4%と支出減少要因となったが、デンマーク (+0.7%)、ベルギー (+1.3%)、ルクセンブルク (+1.8%) は支出増加要因となっている。

労働分配要因は、デンマークが△0.9%と年金支出の減少要因となった一方オランダは +0.6%と増加要因となっている。

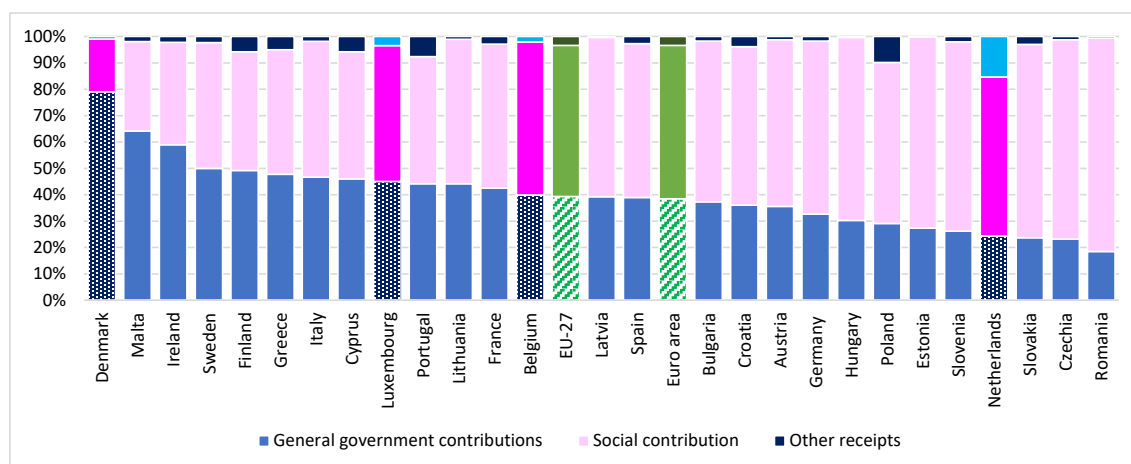
[図表 1-32] 2000～2017 年における対 GDP 比年金支出額変化の要因内訳

	Pension exp./GDP	Contribution from				Residual
		Demography	Labour market	Benefit ratio	Labour share	
Denmark	1.6	3.5	-1.1	0.7	-0.9	-0.6
Netherlands	1.6	4.3	-2.1	-0.4	0.6	-1.0
Belgium	1.5	1.3	-0.9	1.3	-0.1	-0.1
Luxembourg	1.4	-0.2	-0.1	1.8	0.0	-0.1
OECD	1.5	2.5	-1.1	0.4	0.1	-0.5

出所：OECD(2021)から年金シニアプラン総合研究機構作成

社会保障支出の財源という観点から見ると、デンマークは 2019 年の社会保障支出の財源の 79.1%を政府の一般財政支出が占めており、EU の中でも突出した状況となっている。オランダは逆に社会保障支出の財源に占める一般財政支出は 24.4%と、EU 平均 (39.3%) やユーロ圏平均 (38.5%) と大きく下回っている。

[図表 1-33] EU 加盟国の社会保障支出の財源内訳 (2019 年)



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

ESPN (European Social Policy Network) のレポート<sup>13</sup>の 2016 年のデータでは、オランダは社会保障拠出の比率が 62.9%と高いが、雇用主からの拠出構成比は 29.3%と EU 平均 (34.9%) よりも低く、被用者からの拠出が 33.6%で EU 内では最も高くなっている。

<sup>13</sup> ESPN(2019)、“Social protection expenditure and its financing in Europe”

[図表 1-34] 社会保障給付の財源構成比率 (2016 年)

2016	Employers	Employees	Selfemployed	Benefit recipients	General government	Other receipts	Total social contrib.
DK	9.6	6.6	0.6	0.0	77.0	6.2	16.8
NL	29.3	33.6	0.0	0.0	23.0	14.1	62.9
BE	39.4	15.1	3.3	1.4	39.0	1.8	59.2
LU	26.4	19.2	2.3	1.8	43.2	7.2	49.6
EU-28	34.9	15.2	2.4	2.1	40.4	5.1	54.5

出所：ESPN(2019)から年金シニアプラン総合研究機構作成

### 3.3 年金財政プロジェクション

EU では、人口動態の変化による年金制度等の将来の各国財政への負担・影響が推計を行う Ageing Report を 3 年毎に作成している。

2021 年版の Ageing Report (AR2021) の基準年である 2019 年の対 GDP 比での公的年金支出額の水準は、ベルギーが 12.2%で EU 平均の 11.6%をやや上回るが、他の 3 か国ではオランダは 6.8%でアイルランドに次ぐ 2 番目の低さで、ルクセンブルクが 9.2%、デンマークが 9.3%と EU 平均を下回っている。

一方、2070 年の推計値ではルクセンブルクが 18.0%へと大きく上昇し、EU27 か国トップへと悪化、ベルギーも 15.2%で EU 平均推計値の 12.1%を上回っている。デンマークは 7.3%へと低下、オランダは 9.1%へと上昇するものの EU 平均推計値を下回っている。

尚、準強制加入の職域年金を含めると、デンマークは 2019 年が 14.0%、2070 年推計値が 15.0%、オランダは 2019 年が 11.9%、2070 年推計値が 16.3%となっている。

[図表 1-35] 公的年金支出額の対 GDP 比率の内訳

	Denmark		Netherlands		Belgium		Luxembourg	
	2019	2070	2019	2070	2019	2070	2019	2070
<b>Total public pensions</b>	<b>9.3</b>	<b>7.3</b>	<b>6.8</b>	<b>9.1</b>	<b>12.2</b>	<b>15.2</b>	<b>9.2</b>	<b>18.0</b>
Old-age and early pensions	7.4	5.1	4.9	6.9	9.9	13.7	7.0	14.8
Flat component	6.1	5.1	4.9	6.9	-	-	-	-
Earnings-related	1.3	0.0	-	-	9.7	13.5	7.0	14.8
Minimum pensions	(5.7)	(5.0)	-	-	0.1	0.2	-	-
Disability pensions	1.8	2.1	1.86	2.16	1.4	1.2	0.7	1.1
Survivors' pensions	-	-	0.09	0.08	0.9	0.3	1.5	2.1
Other pensions	-	-	-	-	-	-	-	-

出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

デンマークは、年金支給開始年齢の引き上げ効果もあり 2012 年版の Ageing Report



(AR2012) 以降、プロジェクション最終年の対 GDP 比での公的年金支出額が基準年の水準を下回っているが、他の 3 か国はいずれの年の Ageing Report においても、プロジェクション最終年の対 GDP 比での公的年金支出額が基準年の水準を上回る状況が続いている。

オランダについては AR2015 と AR2018 では上昇幅は 1%未満に抑えられていたが、2019 年に年金支給開始年齢の引き上げスピードの緩和が決定されたこともあり、AR2021 で上昇幅はやや拡大している。

ベルギーは、AR2015 以降上昇幅はやや小さくなったが、基準年の対 GDP 比での公的年金支出額が上昇した結果で、先行きの水準には変化がみられていない。

ルクセンブルクは、AR2021 での上昇幅が 8.8%と EU 加盟国の中で最も高い状況にある。ルクセンブルクでは、公的年金に部分積立ファンドである Fonds de compensation (FDC) の残高が、向こう 10 年間を通じて年間での公的年金支給額の 1.5 倍以上であることが求められており、同水準を下回る見通しとなった場合には、政府は、年金支給額の CPI と賃金への連動幅の削減や拠出率の引き上げを行う法案の議会への提出を義務付けられる準自動の財政調整メカニズムが存在している。

2021 年版の Ageing Report では、2019 年の段階では年間公的年金支出額の 4.8 倍の残高を持つが、対 GDP 比での FDC の残高は 2020 年代初頭にピークを付け、2040 年代には公的年金支給額の 1.5 倍以上という法的要件に抵触し、その後数年で枯渇するとの推計が示されている。

尚、2022 年は同規定の検証年度に当たっている。

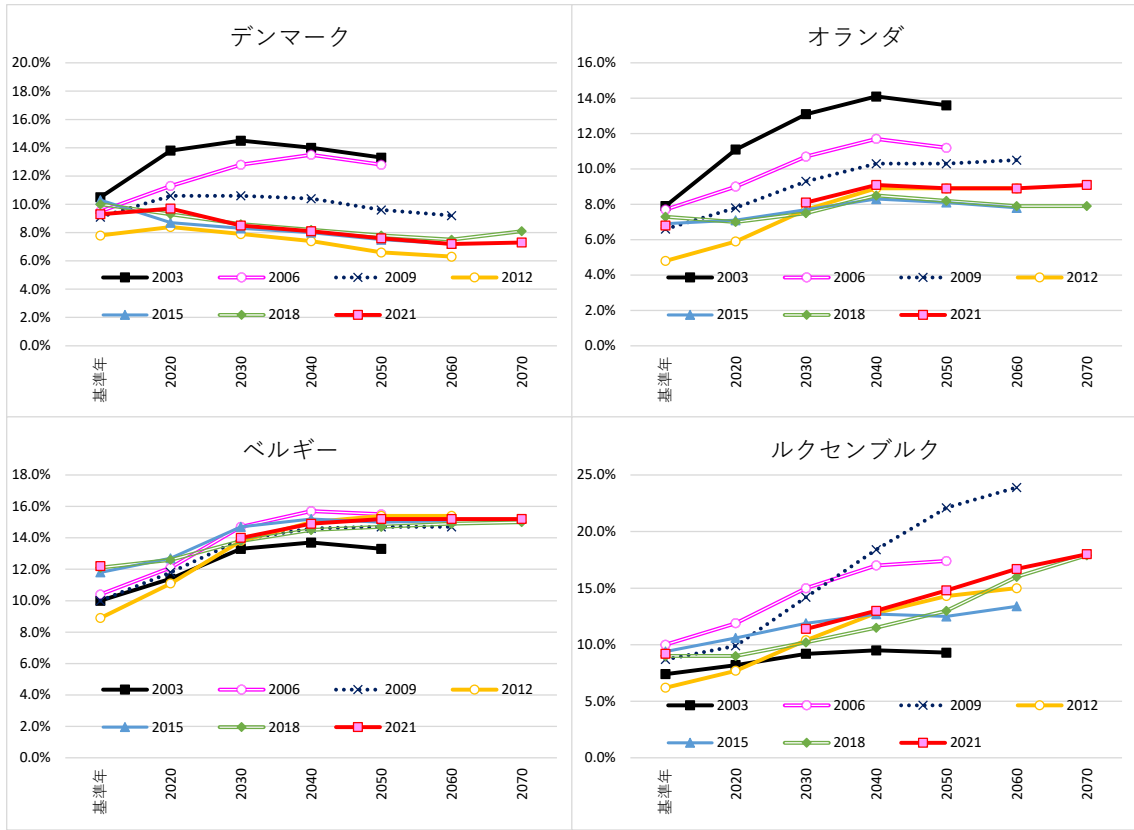
[図表 1-36] 公的年金支出額の対 GDP 比率変化（基準年からプロジェクション最終年）<sup>14</sup>

	AR2003	AR2006	AR2009	AR2012	AR2015	AR2018	AR2021
デンマーク	2.8	3.3	0.1	1.5	3.1	1.9	2.0
オランダ	5.7	3.5	3.9	4.1	0.9	0.6	2.3
ベルギー	3.3	5.1	4.7	6.5	3.3	2.9	3.0
ルクセンブルク	1.9	7.4	15.2	8.8	4.0	8.9	8.8

出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

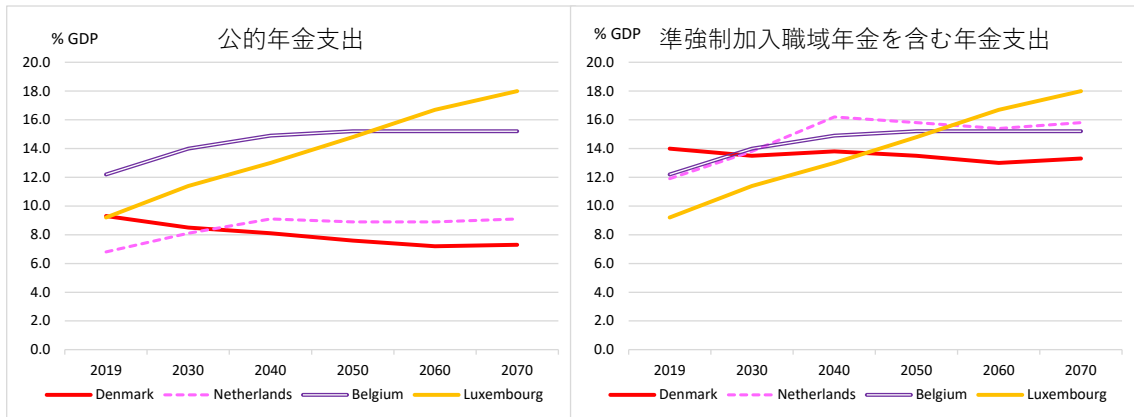
<sup>14</sup> プロジェクション最終年は AR2003 と AR2006 が 2050 年、AR2009～AR2015 が 2060 年、AR2018 と AR2021 は 2070 年、ただし AR2003 のフランスは最終年が 2040 年となっている

[図表 1-37] Ageing Report における対 GDP 比年金支出額推計値の変化



出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

<再掲> [図表 1-7] 対 GDP 比での年金支出水準推計値の推移



出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

## 第2章 職域年金

### 1. 4か国の職域年金の特徴<sup>1</sup>

4か国の職域年金の主な特徴としては以下のようなものが挙げられる。

- デンマークとオランダの職域年金は、準強制加入の職域年金として位置付けられ、加入率は高く、対GDP比での退職貯蓄資産額は両国とも200%を超えOECD諸国の中で1位と2位を占める
- ベルギーの職域年金は任意加入の制度であるが相応に高い加入率を持つ
- ルクセンブルクでは公的年金が高い所得代替率を持つため、職域年金や個人年金の普及率は低い。2019年からは企業に属さない独立労働者も規制当局が承認した一部の職域年金への加入が認められた
- 欧州では職域年金の運営主体は年金基金と保険会社が主たるものとなっている。オランダでは年金基金が大半を占めるが、デンマークとベルギーでは保険会社（グループ年金保険契約）のシェアが高い
- 年金基金においては、産業別年金や複数雇用主（Multi-employer）年金の存在感が大きく、単独企業グループの企業年金は一部の大企業等に限られる傾向にある
- デンマークでは大多数が確定拠出（DC）年金となっている。従来は最低保証利回り付のDC年金（average interest rate products）の構成比が高かったが、近年は利回り保証のない市場利回り商品（market rate products）の伸び率が高くなっている
- オランダは確定給付（DB）年金が多数を占めていたが、現在進行中の職域年金改革により、全面的に確定拠出（DC）年金への移行が計画されている。集団型確定拠出年金（CDC：Collective Defined Contribution）または一般的な個人勘定型の確定拠出年金（＜CDCと区別するため＞IDC：Individual Defined Contributionとも表記される）のいずれかへの移行が求められているが、CDCでは「連帯リザーブ」、IDCでは「リスク分担リザーブ」の設置により、リスク・シェアリングの仕組みを残すことを可能としている
- ベルギーの職域年金制度には給与所得者向けと自営者向けの2つの制度があるが、給与所得者向けの職域年金では確定拠出（DC）年金に対して最低保証利回りを設定することが法律で義務付けられている。保険会社とのグループ年金保険契約にはBranch21とBranch23と呼ばれる2つの契約形態が存在しているが、最低利回りの保証主体はBranch21では保険会社、Branch23では年金スポンサーとなっている

<sup>1</sup> ルクセンブルクの職域年金は、加入率と残高が非常に小さいため、本章において主としてルクセンブルクを除いた3ヶ国を対象としている

[図表 2-1] 各国の職域年金制度の概要<sup>2</sup>

デンマーク				
Name of a type of a pension plan, product or a provider	Firmapensionskasse (企業年金)	Arbejdsmarkedsrelateret livsforsikringselskab (年金保険会社)	Tværgående pensionskasse (産業別年金)	ATP (労働付加年金)
EU規制	IORP II	Solvency II	Solvency II	-
DC vs. DB	DB	DC	DC	DC
加入者数	11,982	1,195,938	794,702	5,264,500
運用資産額 (million €)	9,065	62,209	133,561	118,693
オランダ				
Name of a type of a pension plan, product or a provider	Pensioenfonds (年金基金)	Pensioenfonds (年金基金)	Premiepensioeninstelling /Premium Pension Institution (PPI)	Rechtstreeksverzekerde regeling Verzekeraar /Insurance company or insurer (保険会社)
EU規制	IORP II	IORP II	IORP II	Solvency II
DC vs. DB	DB	DC	DC	DB / DC
加入者数	17,558,473	1,560,208	1,002,200	NA
運用資産額 (million €)	1,704,248	7,127	16,107	NA
ベルギー(一部抜粋)				
Name of a type of a pension plan, product or a provider	Company pension plan operated by an IORP (企業年金-IORP)	Industry-wide pension plan operated by an IORP (産業別年金-IORP)	Company pension plan operated by an insurance company (企業年金-保険契約)	Industry-wide pension plan operated by an insurance company (産業別年金-保険契約)
EU規制	IORP II	IORP II	Solvency II	Solvency II
DC vs. DB	DB / DC*	DB / DC*	DB / DC*	DB / DC*
加入者数	326,858	1,350,565	1,828,977	945,732
運用資産額 (million €)	12,540	3,381	40,368	1,846
ルクセンブルク				
Name of a type of a pension plan, product or a provider	Fonds de pension (CAA) (年金基金)	Fonds de pension (CAA) (年金基金)	Assurances de groupe (グループ保険)	Assurances de groupe (グループ保険)
EU規制	IORP II	IORP II	Solvency II	Solvency II
DC vs. DB	DC	DB	DC	DB
加入者数	NA	NA	NA	NA
運用資産額 (million €)	NA	NA	NA	NA

出所：EIOPA から年金シニアプラン総合研究機構作成

<sup>2</sup> EIOPA ではベルギーの企業年金、産業別年金は DB のみと表記されているが最低保証利回り付の DC 年金も DB 年金に含まれるため “DB / DC\*” との表記に変更している

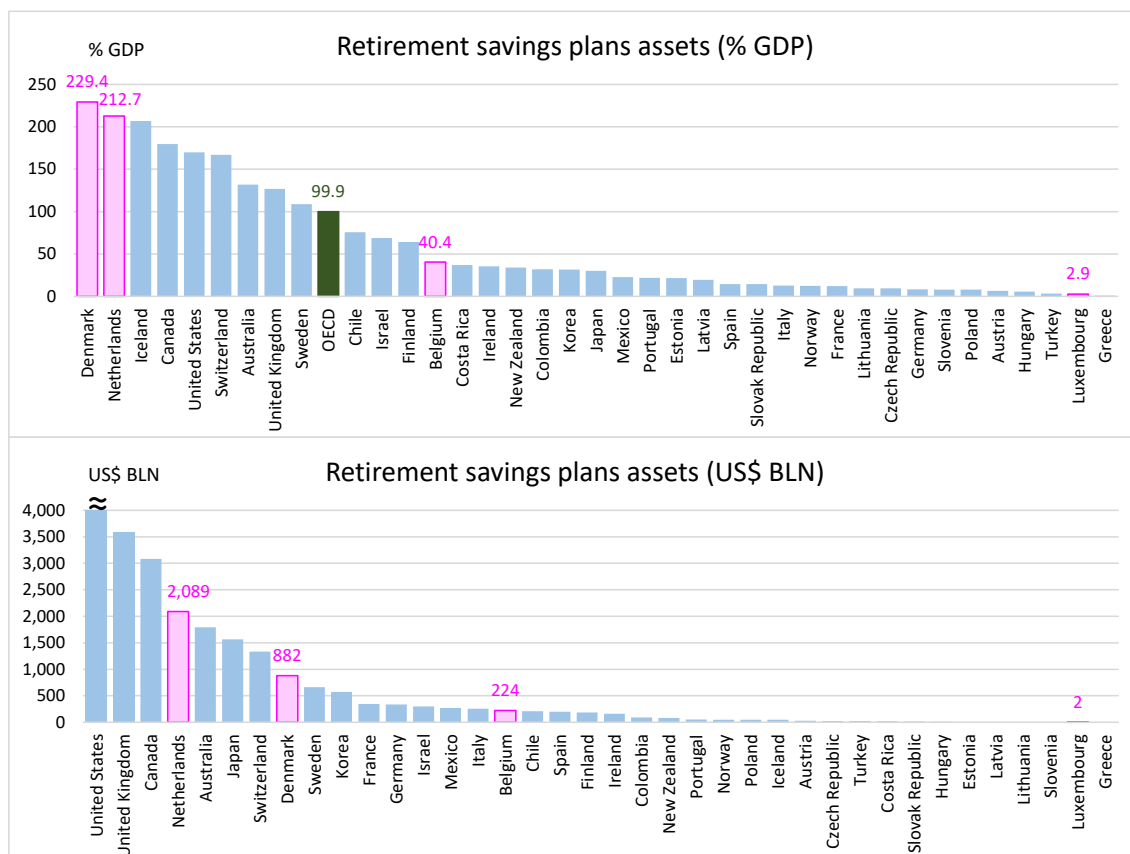
## 1.1 職域年金の資産規模と加入率

4か国のうちデンマークとオランダの職域年金は、準強制加入の職域年金として位置付けられ加入率も高いことから資産規模は大きいものとなっている。

OECD のレポート<sup>3</sup>の数値では、職域年金を含む退職貯蓄プランの資産額<sup>4</sup>は、オランダが2兆887億ドルでOECD諸国中第4位、デンマークが8,821億ドルで第8位、ベルギーが2,238億ドルで第12位となっている。対GDP比で見ると、デンマークが229.4%、オランダが212.7%でOECD諸国中第1位と第2位を占めており、両国において職域年金は極めて大きな存在となっている。

ベルギーは対GDP比でも40.4%と相応の規模を持つが、ルクセンブルクは2.9%（22億ドル）とOECD諸国の中ではギリシャ（1.0%）に次ぐ小ささとなっている。

[図表 2-2] OECD 諸国の退職貯蓄資産額



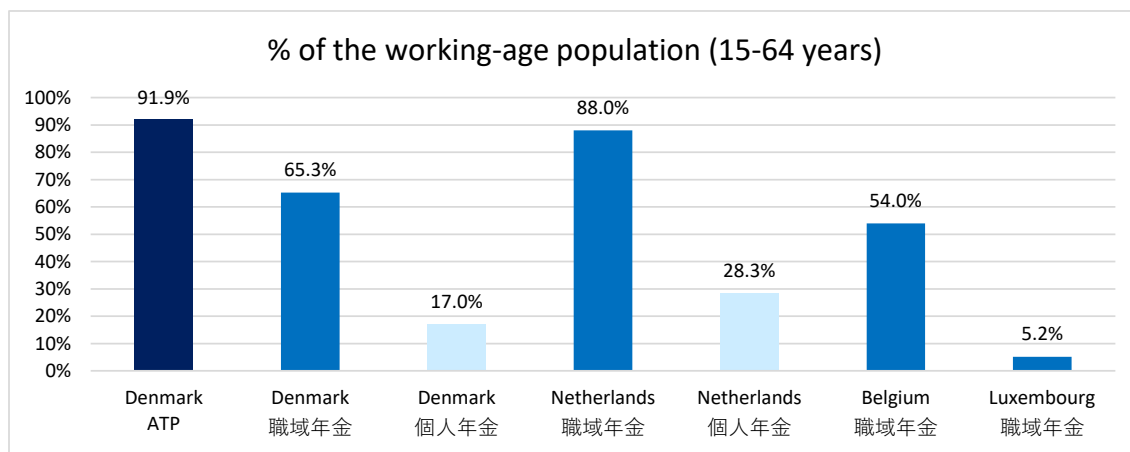
出所：OECD から年金シニアプラン総合研究機構作成

<sup>3</sup> OECD(2021b)、“Pension Markets in Focus”

<sup>4</sup> 各国の統計開示方法等からオランダとルクセンブルクは年金基金のみで保険会社契約分は含まない。また、4か国とも職域年金のみのデータは確認できていない

OECD のデータによれば、職域年金の就労年齢（15-64 歳）人口対比での加入率は、オランダが 88.0%、デンマークが 65.3%<sup>5</sup>、ベルギーが 54.0%、ルクセンブルクが 5.2%とされている。

[図表 2-3] 職域年金等の加入率



出所：OECD から年金シニアプラン総合研究機構作成

デンマークの法制上に職域年金への強制加入規定は無いが、企業の雇用契約上職域年金への加入が義務付けられていることが通例のため、加入率は高く準強制加入の職域年金と位置付けられている。また、賃金と職域年金とが労使の団体交渉の中で一体として取り扱われてきたことも、職域年金の拡大・普及に寄与したとされている。

オランダでは、産業別年金と企業年金は労使の合意で設立されるが、業界内の被用者数で 60%を超える雇用主の賛同<sup>6</sup>で産業別年金が設置された場合には、業界全体に加入義務が課される法制<sup>7</sup>となっているため準強制加入の制度とみなされている。

ベルギーの産業別年金もオランダと同様に労使の合意で設立され、業界内の企業は労働契約で opt out が認められない限り加入義務を負っているが、伝統的に個別の企業年金が主流で産業別年金が設立されている業界に限られていることもあり、任意加入の職域年金制度として扱われている。

<sup>5</sup> 公的年金の一部である労働付加年金（ATP）の加入率は 91.9%

<sup>6</sup> 非強制加入の産業別年金も存在している

<sup>7</sup> 業界内の企業が個別の企業年金を設立する場合には、産業別年金と同等以上の年金給付制度であることが求められている

## 1.2 職域年金の運営主体

欧州では職域年金の運営主体は年金基金と保険会社が主たるものとなっている。

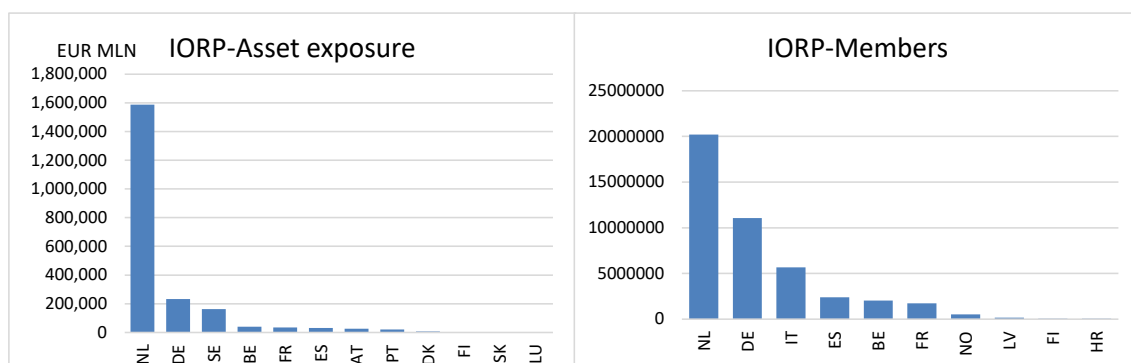
欧州の職域年金では一般的に「保険会社」とのグループ年金保険契約という形態で職域年金制度が実施されることが多く見られており、年金基金よりも保険会社の存在感が強い国が多く見られている。

「年金基金」を EU での区分上 IORP (Institution for Occupational Retirement Provision) とされるものとしてとらえると、IORP の資産残高としてはイギリスの EU 離脱後ではオランダのみが突出している状況となっている。

尚、デンマークの産業別年金 (Tværgående pensionskasse) は、保険会社と同じ Solvency II 規制の対象となっているため、EU の区分上では IORP には含まれていない。

ただし、「保険会社」には営利目的の保険会社だけではなく、雇用者団体や労働組合等が出資者となっている保険会社や、年金保険の契約者が所有者とされる保険会社も多く含まれている。また、国によっては年金保険を提供する保険会社は、他の保険業務は行わない専業であることを求められることもある。

[図表 2-4] IORP の資産額と加入者数 (2020 年)



出所：EIOPA から年金シニアプラン総合研究機構作成

[図表 2-5] 4 か国における IORP の資産額と拠出額 (2020 年)

		(EUR MLN) Denmark	Netherlands	Belgium	Luxembourg
資産額	DB		1,701,468	39,186	1,492
	DC		16,107	465	818
	TOTAL	8,860	1,717,575	39,651	2,309
		(EUR MLN) Denmark	Netherlands	Belgium	Luxembourg
拠出額	DB		40,157	1,882	43
	DC		2,147	30	109
	TOTAL	13	42,304	1,913	152

出所：EIOPA から年金シニアプラン総合研究機構作成

[図表 2-6] 4 か国における IORP の加入者数 (2020 年)

		Denmark	Netherlands	Belgium	Luxembourg
TOTAL	Active members	1,172	6,393,953	1,078,442	20,617
	Deferred members	1,394	10,237,531	899,849	3,434
	Beneficiaries	9,363	3,570,687	45,675	2,181
	<Total members>	11,929	20,202,171	2,023,966	26,232
DB	Active members		5,861,382	1,072,552	8,130
	Deferred members		9,767,998	897,835	1,297
	Beneficiaries		3,570,687	45,672	2,172
	<Total members>		19,200,067	2,016,059	11,599
DC	Active members		532,571	5,890	12,487
	Deferred members		469,533	2,014	2,137
	Beneficiaries			3	9
	<Total members>		1,002,104	7,907	14,633

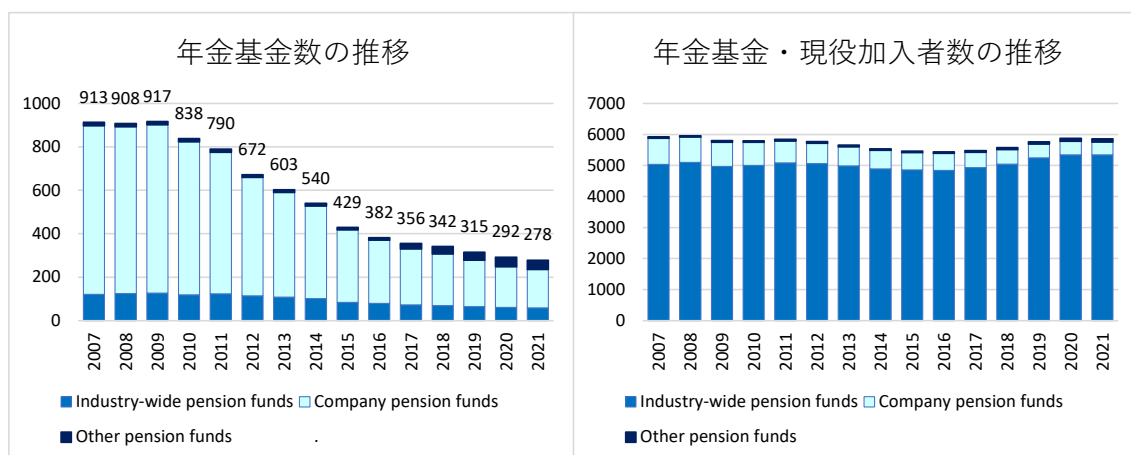
出所：EIOPA から年金シニアプラン総合研究機構作成

また、年金基金においては、単独企業グループを対象とした企業年金よりも産業型年金や複数雇用主 (Multi-employer) 年金の方が存在感が強い国が多くみられている。

年金基金のシェアの高いオランダでも年金基金の数は急速な減少がみられている。オランダでは 2016 年からリングフェンスで隔離された複数の年金基金を抱えることができる総合年金 (Algemeen pensioenfonds : APF) が設立可能となり、運営負担が重くなった企業年金等が APF に年金資産と負債を移管する動きもみられている。

尚、多くの国で自営者向けの職域年金制度の拡充と加入促進に向けたインセンティブの付与等が行われている。

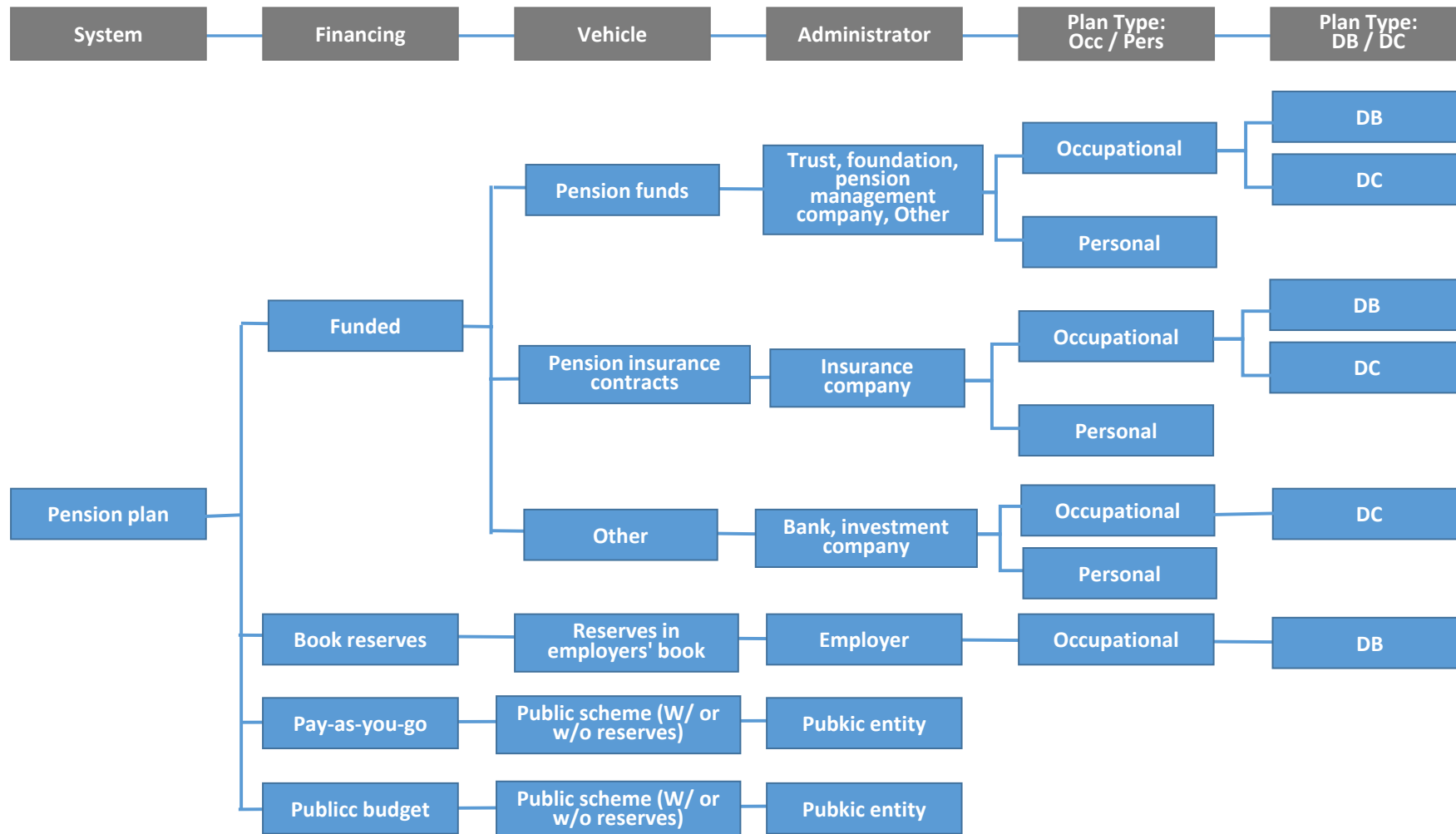
[図表 2-7] オランダの年金基金数と現役加入者数推移



出所：DNB から年金シニアプラン総合研究機構作成



[図表 2-8] OECD における年金プランの分類



出所：OECD(2021b)、“Pension Markets in Focus”

[図表 2-9] OECD の “Pension Markets in Focus”におけるデータの集計対象

	Pension funds			Funded Pension insurance contracts			Other		Book reserves
	Occupational		Personal	Occupational		Personal	Occupational	Personal	
	DB	DC		DB	DC				
<b>OECD countries</b>									
Australia	✓	✓	✓						
Austria	Some	✓		✓	Some	Missing		Some	
Belgium	✓	✓	Some	✓	✓	✓		Some	
Canada	✓	✓	Some	✓	✓	✓		Some	
Chile		✓	✓		Missing	Missing	Missing	Missing	
Colombia			✓						
Costa Rica	✓	✓	✓						
Czech Republic			✓						
Denmark	✓				✓	✓	✓	✓	
Estonia			✓			✓			
Finland	✓			✓		✓		Missing	
France	✓	✓	✓		✓				
Germany	✓			Missing	Missing	Missing		Missing	
Greece		✓				Missing			
Hungary		Missing	✓			✓		✓	
Iceland	✓		✓			✓		✓	
Ireland	✓	✓				Some		✓	
Israel	✓		✓			Missing		Some	
Italy	✓	✓	✓			✓			
Japan	✓	✓	✓			✓		✓	
Korea				✓	✓	✓	✓	✓	
Latvia		✓	✓					✓	
Lithuania			✓						
Luxembourg	✓	✓			Missing	Missing		Missing	
Mexico	✓	✓	✓	✓	✓	Missing	✓	Missing	
Netherlands	✓	✓		Missing	Missing	Missing			
New Zealand	✓	✓	✓					✓	
Norway	✓			✓	✓	✓			
Poland		✓	✓		✓	✓	✓	✓	
Portugal	✓	✓	✓	Missing	Missing	✓		✓	
Slovak Republic			✓						
Slovenia		✓	✓		✓	✓			
Spain	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	
Sweden	✓	✓	✓	✓	✓	Some		Some	
Switzerland	✓					✓		✓	
Turkey	Some	✓	✓						
United Kingdom	✓	✓		Missing	Missing	Missing			
United States	✓	✓				✓		✓	

出所：OECD(2021b)、“Pension Markets in Focus”

## 2 デンマークの職域年金制度

デンマークの職域年金制度は、公的セクター就労者と一部の高給被用者向けには 1960 年代から存在していたが、本格的に普及が進んだのは、1987 年に主要労働組合団体の LO (Landsorganisation for fagforeninger)、経営者団体 DA (Dansk Arbejdsgiverforening) およびデンマーク政府との間で職域年金制度の導入への合意がなされて以降のことである。政府や法制の後押しもあり、1990 年代に急速に職域年金制度の導入が進み、職域年金制度への加入率は高い。また、賃金と職域年金とが労使の団体交渉の中で一体として取り扱われてきたことも、職域年金の拡大・普及に寄与したとされている。

デンマークの法制上に職域年金への強制加入規定は無いが、企業の雇用契約上職域年金への加入が義務付けられていることが通例のため、加入率は高く準強制加入の職域年金と位置付けられている。

尚、デンマークの職域年金制度の加入率は高いが、カバー率の拡大が 1990 年代と比較的最近であることや、新設された職域年金では拠出率が徐々に引き上げられる形態が多くの職種で採られたことから、職域年金からの年金支給額は今後もまだしばらくは拡大していく局面となっている。

職域年金は複数雇用主年金基金 (Multi-employer Pension fund)、生命保険会社、企業年金基金によって運営されている。複数雇用主年金基金と保険会社が運営する職域年金は確定拠出 (DC) 年金で、企業年金基金は確定給付 (DB) 年金であるが、企業年金基金の数や加入者数は限定的であるため、デンマークの職域年金制度は大多数が確定拠出 (DC) 年金となっている。

従来は最低保証利回り<sup>8</sup>が付された DC 年金が主流であったが、利回り保証の無い市場運用商品への移行が進んでいる。ただし、加入者個人が運用商品を個別に選んで運用していくタイプよりも年金基金や保険会社がリスク水準別に数種類設定したライフサイクル型バランス運用商品の中から選ぶタイプの運用が多いとされている。

最低保証利回りは設定当初としては極めて保守的な推計の下に定められていたことから、加入者はボーナス給付を受領することが通常であったが、金利低下と長寿化の進展により最低利回りの確保は徐々に困難なものとなり、一部の職域年金では労使の合意で最低保証をキャンセルし市場型へ移行、合意形成ができなかった場合でも各種の転換インセンティブの付与により任意での市場型への移行が推進され、最低保証型の比率は 2006 年の 95% から 2019 年には 53%にまで低下したとされている。

デンマークでは年金基金は老齢・遺族年金だけではなく、加入者に対して様々な保険機能を合わせて提供しており、機能としては保険会社と大きな差異はないともされており、企業年金基金には EU の IORP 規制が適用されているが、複数雇用主年金基金と保険会社は保

---

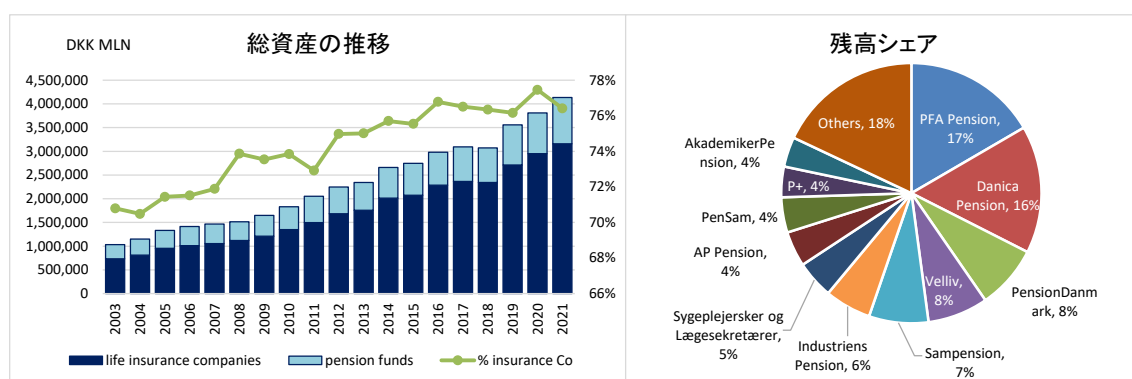
<sup>8</sup> 最低利回りを保証するのは年金基金や保険会社等の年金プロバイダーであり雇用主ではない

険規制である Solvency II 規制の対象となっている。

尚、公務員向けの職域年金制度は賦課方式（PAYG）の DB 年金であるが、加入者の拠出は無く税財源の強制加入制度であること等から、デンマークの統計上は職域年金制度として扱われていない。

Insurance & Pension Denmark（forsikring- og pensionsbranchens：F&P）のデータでは、2021 年末の年金資産残高は 4.13 兆デンマーククローネで、うち保険会社が 3.15 兆デンマーククローネ、年金基金が 0.97 兆デンマーククローネとなっている。2021 年末の保険会社が占めるシェアは 76%で小幅ながら上昇傾向にある。

[図表 2-10] 年金資産残高推移と残高シェア



出所：F&P から年金シニアプラン総合研究機構作成

また、デンマークでは企業年金基金の存在感は薄く、2020 年の企業年金基金の数は 18、資産残高は 693 億デンマーククローネで、残高シェアは約 0.9%にとどまっている。旧国営通信会社の TDC A/S の年金基金（TDC Pensionskasse）が 500 億デンマーククローネと大半を占め、資産残高が 10 億デンマーククローネを超える企業年金は 4 つに過ぎない。

[図表 2-11] デンマークの主要年金基金・年金保険会社

2021年末 (DKK Mln)	総資産	備考
PFA Pension	686,653	PFA財団と雇用者団体、労働組合等が所有
Danica Pension	655,888	ダンスケ銀行傘下
PensionDanmark	326,827	労働組合、雇用者団体等が所有
Velliv	310,735	ノルデア銀行傘下から契約者等の財団所有に
Sampension	305,415	地方自治体職員
Industriens Pension	238,590	食品産業他
Sygeplejersker og Lægesekretærer	194,042	看護師、医療関係者

出所：F&P から年金シニアプラン総合研究機構作成

## 2.1 PFA Pension

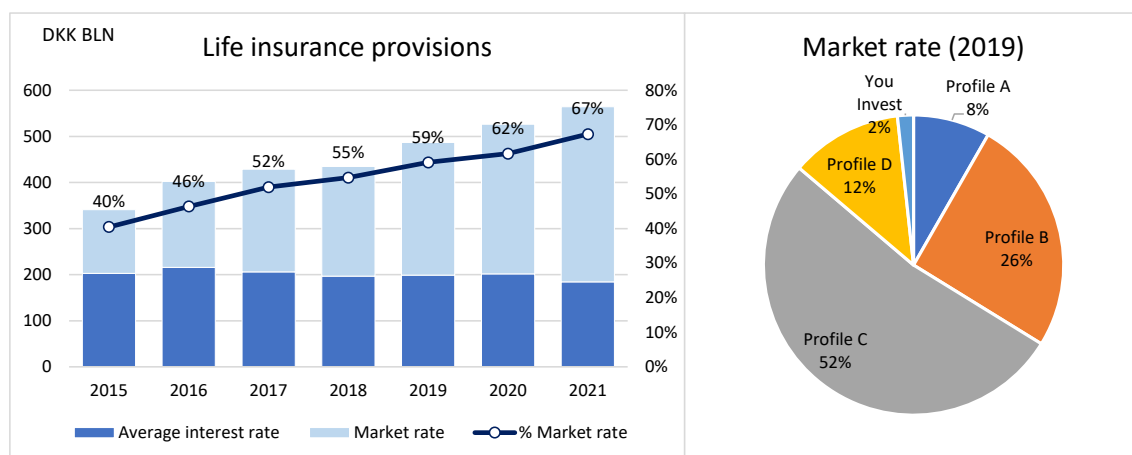
PFA Pension, forsikringsaktieselskab はデンマークの職域年金市場で最大のシェアを持つ保険会社で 2021 年末現在約 130 万の加入者を持つ。

PFA Pension と親会社である PFA Holding は 1917 年の設立で、PFA Holding の株主は PFA 財団 (PFA Foundation) と雇用者団体、労働組合等が大多数を占めている。

PFA Pension では最低利回り保証付き商品である低リスクの “Average interest rate” 商品から、利回り保証の無い “Market rate” 商品への移行が大きく進んでいる。

2015 年に保険準備金 (Life insurance provisions) で 40%であった “Market rate” 商品の構成比は 2021 年には 67%と 3 分の 2 に達している。保険準備金では過去の蓄積分が影響するが、年間の拠出額ではアニュアルレポートに開示がみられた 2019 年で、“Average interest rate” 商品が 5% (20 億 DKK)、“Market rate” 商品が 95% (354 億 DKK) と利回り保証の無い商品が圧倒的に多い状況がみられている。

[図表 2-12] PFA Pension の保険準備金の推移と市場利回り商品の内訳



出所：PFA Holding アニュアルレポートから年金シニアプラン総合研究機構作成

PFA Pension の “Market rate” 商品には、①ライフサイクル型バランス運用商品 (加入者のリスク許容度に応じ 4 種類)、②PFA オプション (“High Risk fund” と “Low Risk fund”) の組み合わせ比率の変更は加入者が判断)、③You Invest (加入者がラインアップされた個別ファンドから自由に選択) の 3 つのタイプが設定されている。

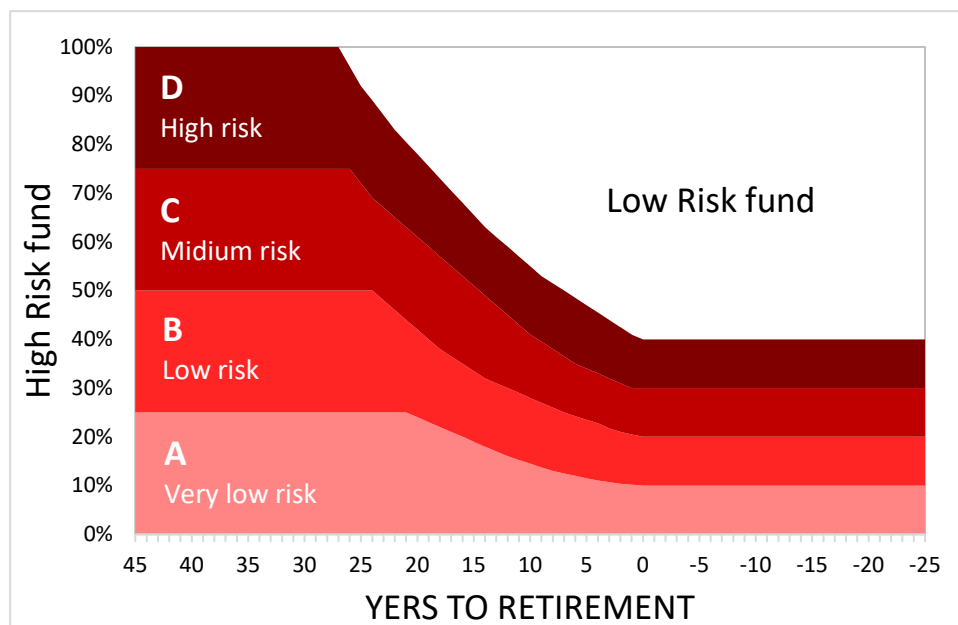
加入者が自由に投資対象を選べる “You Invest” の利用者は 6,800 名、50 億 DKK にとどまっている。

ライフサイクル型バランス運用商品は、“High Risk fund” と “Low Risk fund” の 2 つのファンドの組み合わせ比率を年齢に応じて変更していく形で運用されており、加入者は A (Very low risk) から D (High risk) の 4 つから、リスク許容度に応じて 1 つを選択する

と、退職予定年齢までの年数に応じて自動的に“High Risk fund”と“Low Risk fund”の組み合わせ比率が変更されるライフサイクル投資となっている。

また、PFA Pension では2020年からESG投資向けのPFA Climate Plusも設定されており、従来型のPFA Plusと同様にA～Dが選択できるようになっている。

[図表 2-13] PFA ライフサイクル投資のイメージ図



出所：PFA Pension

2019年の4種類の構成比は、A (Very low risk) が8.4%、B (Low risk) が26.0%、C (Medium risk) が53.3%、D (High risk) が12.2%で、“Medium risk”を選択する加入者が半数以上となっている。

[図表 2-14] PFA Pension の資産構成比

	PFA Plus				PFA Climate Plus				PFA Plus		PFA Climate Plus	
	Profile A	Profile B	Profile C	Profile D	Profile A	Profile B	Profile C	Profile D	Low Risk	High Risk	Low Risk	High Risk
Government and Mortgage Bonds	44.7%	30.0%	15.3%	0.6%	47.0%	31.3%	15.7%	0.0%	59.4%	0.6%	62.6%	0.0%
Investment Grade Bonds	4.6%	3.0%	1.5%	0.0%	8.5%	5.7%	2.8%	0.0%	6.1%	0.0%	11.3%	0.0%
High-Yield Bonds	5.0%	3.5%	1.9%	0.4%	2.8%	2.6%	2.5%	2.3%	6.5%	0.4%	3.0%	2.3%
Emerging Markets Government Bonds	1.7%	1.1%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%
Global Equity (developed markets)	19.6%	39.2%	58.8%	78.4%	22.7%	45.4%	68.0%	90.7%	0.0%	78.4%	0.0%	90.7%
Emerging Markets Equity	2.2%	4.4%	6.6%	8.8%	0.8%	1.6%	2.3%	3.1%	0.0%	8.8%	0.0%	3.1%
Private Equity	2.8%	5.7%	8.5%	11.3%	1.0%	1.9%	2.9%	3.9%	0.0%	11.3%	0.0%	3.9%
Infrastructure	1.4%	1.1%	0.8%	0.5%	3.3%	2.2%	1.1%	0.0%	1.7%	0.5%	4.4%	0.0%
Property	18.0%	12.0%	6.0%	0.0%	14.0%	9.3%	4.7%	0.0%	24.0%	0.0%	18.7%	0.0%
Hedge Funds	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

出所：PFA Pension から年金シニアプラン総合研究機構作成

ライフサイクル投資であるため年齢によりリターンには差異が生じる形となる。

[図表 2-15] リスク・プロファイル別リターンの推移

30 years to retirement	PFA Plus				PFA Climate Plus			
	Profile A	Profile B	Profile C	Profile D	Profile A	Profile B	Profile C	Profile D
2011	3.9%	0.4%	-3.1%	-6.6%				
2012	12.0%	14.1%	16.1%	18.2%				
2013	6.4%	11.1%	15.9%	20.8%				
2014	9.6%	10.7%	11.7%	12.8%				
2015	6.5%	8.4%	10.4%	12.3%				
2016	6.8%	7.3%	7.8%	8.2%				
2017	6.6%	8.9%	11.2%	13.5%				
2018	-0.7%	-2.4%	-4.1%	-5.7%				
2019	8.5%	11.9%	15.5%	19.0%				
2020	2.7%	4.2%	5.5%	6.8%	6.5%	10.8%	14.9%	19.0%
2021	6.1%	10.7%	15.3%	20.0%	5.2%	10.2%	15.3%	20.6%
15 years to retirement	PFA Plus				PFA Climate Plus			
	Profile A	Profile B	Profile C	Profile D	Profile A	Profile B	Profile C	Profile D
2011	4.8%	2.6%	0.5%	-1.5%				
2012	11.6%	12.8%	14.0%	15.2%				
2013	5.3%	8.1%	10.9%	13.7%				
2014	9.4%	10.0%	10.7%	11.3%				
2015	6.0%	7.2%	8.4%	9.5%				
2016	6.7%	7.0%	7.3%	7.6%				
2017	6.1%	7.5%	8.8%	10.2%				
2018	-0.7%	-2.4%	-4.1%	-5.7%				
2019	8.5%	11.9%	15.5%	19.0%				
2020	2.7%	4.2%	5.5%	6.8%	6.8%	10.8%	14.9%	19.0%
2021	6.1%	10.7%	15.3%	20.0%	5.2%	10.2%	15.3%	20.6%
5 years to retirement	PFA Plus				PFA Climate Plus			
	Profile A	Profile B	Profile C	Profile D	Profile A	Profile B	Profile C	Profile D
2011	5.8%	4.2%	2.7%	1.1%				
2012	11.0%	11.9%	12.8%	13.7%				
2013	3.9%	6.0%	8.0%	10.1%				
2014	9.1%	9.6%	10.0%	10.5%				
2015	5.4%	6.3%	7.2%	8.0%				
2016	6.6%	6.8%	7.0%	7.2%				
2017	5.4%	6.5%	7.4%	8.5%				
2018	0.0%	-0.8%	-1.6%	-2.3%				
2019	7.1%	8.6%	10.3%	11.8%				
2020	2.1%	2.8%	3.5%	4.1%	5.3%	7.0%	9.0%	10.7%
2021	4.3%	6.3%	8.5%	10.5%	3.2%	5.4%	7.8%	10.0%

出所：PFA Pension から年金シニアプラン総合研究機構作成

### 3 オランダの職域年金制度

#### 3.1 概要

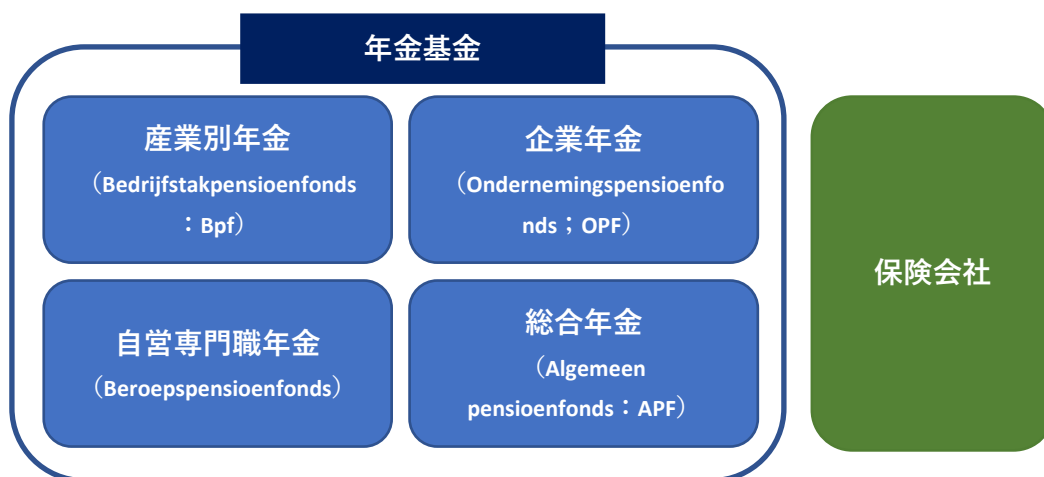
オランダの職域年金制度は、準強制加入の制度として位置付けられており、加入率は高く、資産残高はオランダの GDP の 2 倍を超える巨額の残高を保持している。

職域年金は、非営利 (Non-profit) の年金基金、保険会社と 2011 年から設立が認められた Premiepensioeninstelling (PPI) によって運営されているが、年金基金のシェアが高い状況となっている。

このうち年金基金には、産業別年金 (Bedrijfstakpensioenfonds : Bpf)、企業年金 (Ondernemingspensioenfonds ; OPF)、公証人や歯科医師といった自営専門職向けの基金 (Beroepspensioenfonds) と 2016 年から設立が認められた傘下にリングフェンスで隔離された複数の年金基金を抱える総合年金 (Algemeen pensioenfonds : APF) 等が存在している。産業別年金と企業年金は労使の合意で設立されるが、業界内の被用者数で 60% を超える雇用主の賛同<sup>9</sup>で産業別年金が設置された場合には、業界全体に加入義務が課される法制<sup>10</sup>となっているため準強制加入の制度とみなされている。

また年金基金の中でも個別企業グループの企業年金よりも産業別年金が大きなシェアを持っている。

[図表 2-16] オランダの職域年金のイメージ図



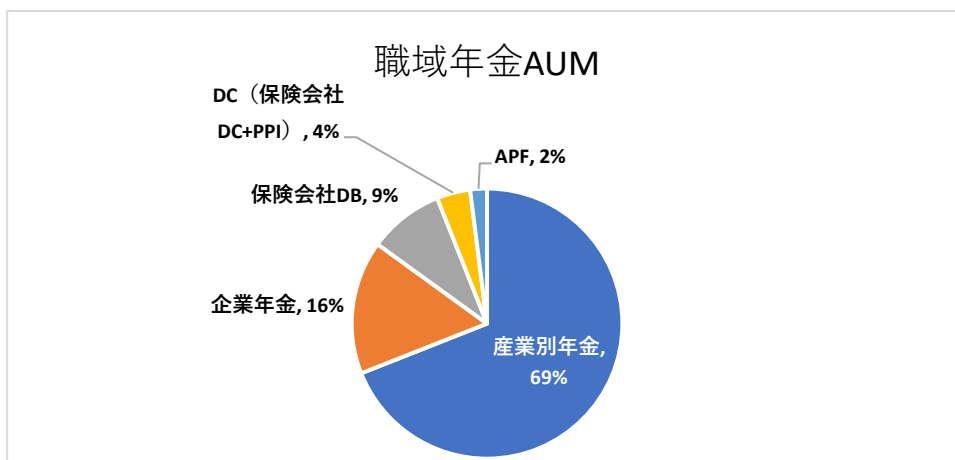
出所：各種資料から年金シニアプラン総合研究機構作成

<sup>9</sup> 非強制加入の産業別年金も存在している

<sup>10</sup> 業界内の企業が個別の企業年金を設立する場合には、産業別年金と同等以上の年金給付制度であることが求められている



[図表 2-17] オランダの職域年金の推計シェア

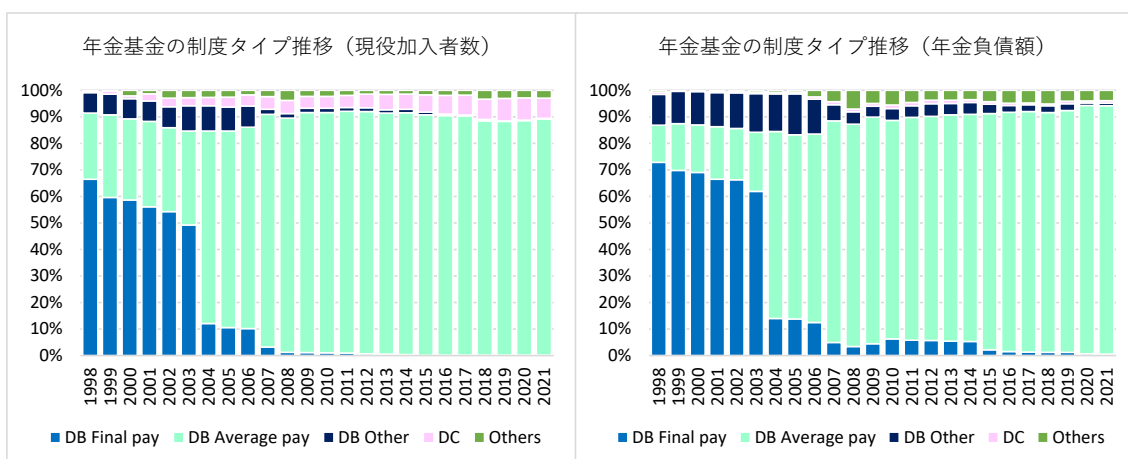


出所：NN グループプレゼンテーション資料から年金シニアプラン総合研究機構作成

オランダでは他の多くの国々とは異なり、2004年を境に最終給与基準 (Final pay) から生涯給与平均 (Career-average pay) へと大きくシフトしたものの引き続き確定給付 (DB) 年金の比率が高い<sup>11</sup>状況が続いていたが、2019年に労使および政府との間で基本合意が成立し、職域年金は制度全体として確定拠出 (DC) 年金へと移行する予定となっている。

ただし、現行の DB 年金は積立比率の水準によっては年金支給額や加入者の年金確定額の削減の実施も求められる条件付き DB 年金 (conditional defined benefit) であり、移行後の DC 年金も純粋な個人勘定型 DC 年金ではなく、リスク・シェアリングや連帯の要素を残す方向での改革が目指されている。

[図表 2-18] オランダの職域年金「基金」の制度タイプ別構成比



出所：DNB から年金シニアプラン総合研究機構作成

<sup>11</sup> 保険会社が管理する職域年金では相応に DC 年金への移行もみられているが、「年金基金」では DB 年金の比率が圧倒的に高い

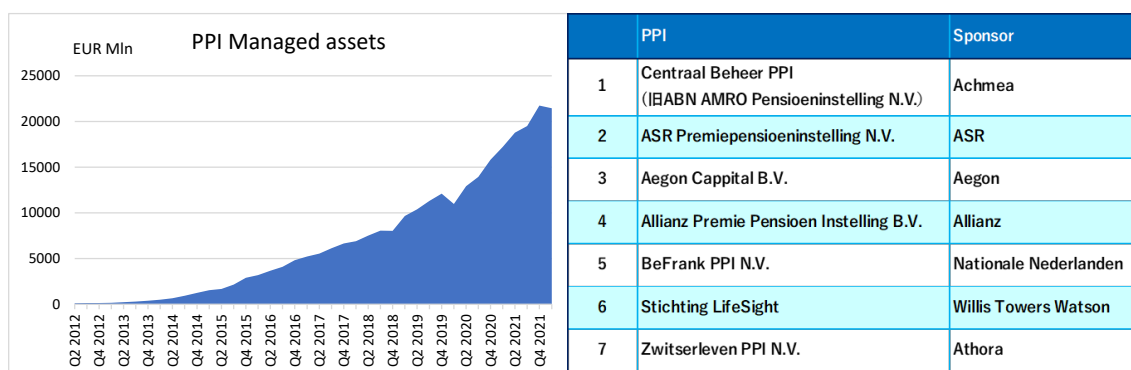
### 3.1.1 Premiepensioeninstelling (PPI)

Premiepensioeninstelling (PPI) は 2011 年に設立が認められた集団運用型の確定拠出 (DC) 年金のプロバイダーで、制度運営と年金資産運用のみを行っている。

PPI には当初は十数社が参入したが、撤退や買収により現状 7 社となっている。2022 年 5 月に蘭大手銀行 ABN アムロ傘下の ABN AMRO Pensioeninstelling N.V. が蘭保険会社アクメアに買収 (Centraal Beheer PPI に社名変更) されたことにより、7 社のうち 6 社は保険会社がスポンサーとなった。

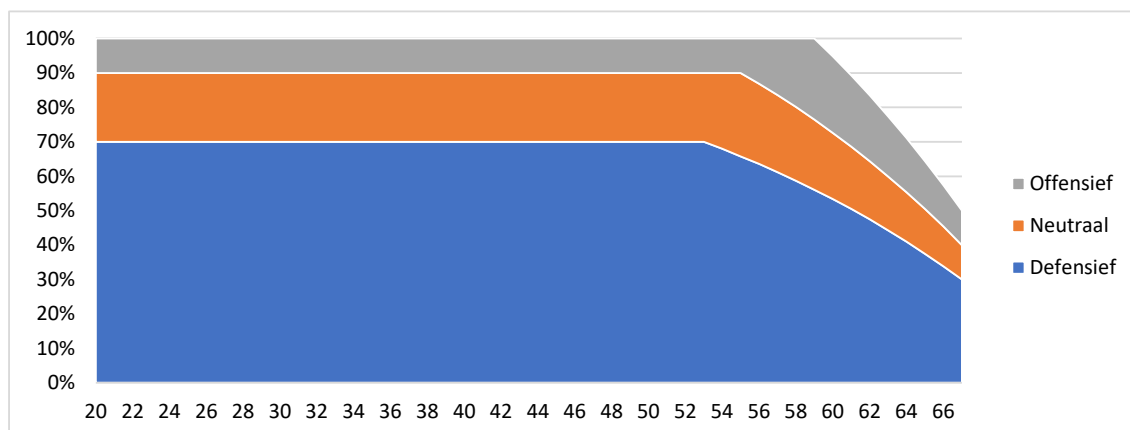
2022 年 3 月末現在の加入者数は 123 万名、運用資産残高は 214 億ユーロとなっている。PPI は、加入者にライフサイクル型投資を提供している。

[図表 2-19] PPI のリストと運用資産額推移



出所：DNB および各種資料から年金シニアプラン総合研究機構作成

[図表 2-20] ライフサイクル型投資における株式組入比率の例<sup>12</sup>



出所：ASR Premiepensioeninstelling から年金シニアプラン総合研究機構作成

<sup>12</sup> リスク資産の組入比率は年金基金等よりも高めの設定が多いとされている

### 3.1.2 Algemeen pensioenfonds (APF)

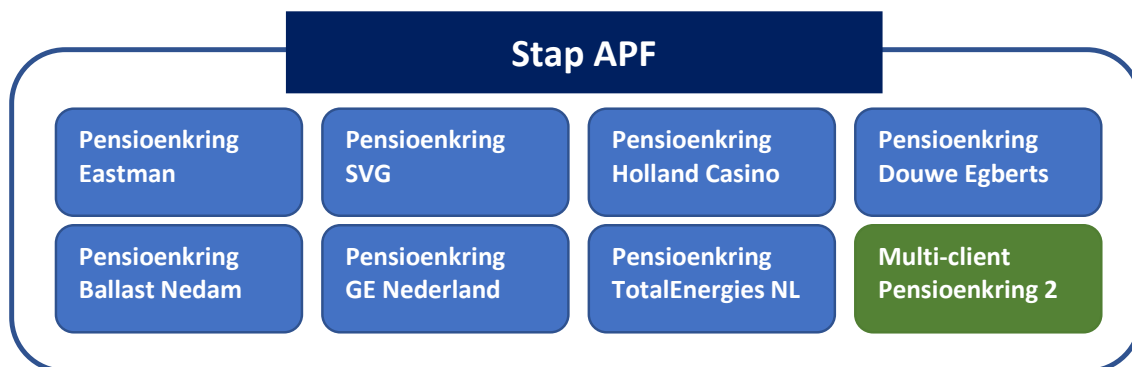
Algemeen pensioenfonds (APF) は 2016 年から設立が認められた年金基金の形態で、傘下にリングフェンスで隔離された複数の年金基金を抱えることが可能とされ、企業年金等の受け皿となっている。

当初は 6 社が参入したが、デルタロイドと PGGM 傘下の Volo が撤退（Achmea 傘下の Centraal Beheer APF が承継）し、オランダの大手保険会社 4 社が APF を設立、運営している。

APF 最大手のエイゴン傘下の Stap ATF では、リングフェンスされた 8 つのサークルを運営している。

8 つのサークルのうち 7 つは、イーストマン・ケミカル、ゼネラル・エレクトリック、トタル・エナジー等大手企業から承継した企業年金をそのまま一つのサークルとしたもので、残りの 1 つのサークルは中堅・中小企業の年金をまとめてサークル化したものとなっている。

[図表 2-21] Stap ATF<sup>13</sup>



Dec-21	加入者・受給者	年金資産額 (€ 1,000)	規制積立比率 (12か月平均)	積立比率
Pensioenkring Eastman	1,128	228,233	114.2%	118.7%
Pensioenkring SVG	7,538	751,571	119.9%	125.0%
Pensioenkring Holland Casino	10,786	2,276,482	117.5%	125.3%
Pensioenkring Douwe Egberts	9,326	2,149,555	129.0%	134.9%
Pensioenkring Ballast Nedam	6,554	1,206,494	116.9%	121.3%
Pensioenkring GE Nederland	2,526	635,768	116.4%	122.4%
Multi-client Pensioenkring 2	11,290	1,136,448	113.3%	108.7%
Pensioenkring TotalEnergies NL	-	-	-	-

出所：Stap APF アニュアルレポート他から年金シニアプラン総合研究機構作成

<sup>13</sup> Total Pensioenfonds Nederland の年金資産・負債の移管認可は 2022 年 1 月 1 日

### 3.2 オランダ年金基金の積立比率と年金規制

オランダの年金基金の積立比率は2000年末の段階では平均で132%と高かったが、ITバブル崩壊による株式市場の低迷等から2002年末には101%へと低下、中でもオランダの職域年金市場で大きなウェイトを持つ産業別年金の平均では97%と100%を下回る水準となった。

[図表 2-22] オランダ年金基金の積立比率推移

Average funding ratio (nominal)	2000	2001	2002	2003	2004	2005
All funds	132	118	101	104	119	125
Company funds	135	123	110	117	123	130
Industry-wide funds	131	116	97	99	118	123

出所：Ponds & Riel(2007), DNB

当時の年金規制当局であったPVK<sup>14</sup>は、2002年9月に出状したレターで年金基金への規制フレームワークを明確化し、①積立比率が105%未満となった場合には1年以内（2007年に3年以内に変更）に105%以上への回復、②積立比率が130%未満の場合には8年以内（2004年に15年以内に変更）に130%以上への回復を各年金基金に求めた。

積立比率の回復に向け年金基金では拠出率の引き上げが実施され、Ponds & Riel(2007)<sup>15</sup>によれば、2001年にグロス給与の7.0%相当であった年金拠出額は、2005年には12.8%にまで上昇、2001～2005年で賃金総額の上昇が+8%であったのに対し年金拠出額は+96%増加した。尚、産業別基金では、雇用者団体と労働組合の双方の合意が必要なこともあり、企業年金と比較して積立比率回復に向けた対応は遅れがちであったとされており、企業年金では2002年に拠出額が2001年の2倍以上となったのに対し、産業別年金では2002年の増加率は小幅にとどまっている。

[図表 2-23] オランダ年金基金の拠出額推移

	2001	2002	2003	2004	2005	Δ% 2001-5
a. Contributions (bln)	12.8	18.5	20.9	22.9	25.2	96
b. Gross wage sum (bln)	182.6	189.5	193.8	194.6	196.6	8
c. Contribution rate (a/b)	7.0%	9.8%	10.8%	11.8%	12.8%	83
d. Contributions company funds (bln)	3.6	7.5	7.0	6.8	7.3	103
e. Contributions industry funds (bln)	9.0	10.8	13.6	15.8	17.6	95

出所：Ponds & Riel(2007), DNB, Statistics Netherlands

<sup>14</sup> その後オランダ中央銀行（DNB）の一部門へと組織改編されている

<sup>15</sup> Ponds & Riel(2007)、“The Recent Evolution of Pension Funds in the Netherlands”

オランダでは、アメリカやイギリスのように DB 年金から DC 年金への急速なシフトはみられなかったが、DB 年金の中では、退職前の最終給与水準が年金支給額算定に使用される最終給与比例 (Final-pay) の DB 年金から、生涯給与平均 (Career-average pay) の DB 年金へのシフトが 2004 年に大きく進んでいる。

尚、企業年金では DC 年金や混合型 (Combination) 年金 (給与の一定上限までは DB、それ以上は DC 等) へのシフトも相応に見られているが、産業別年金では大多数が最終給与比例 DB 年金から生涯給与平均 DB 年金へのシフトで、オランダ最大の年金基金であるオランダ公務員総合年金基金 (Stichting Pensioenfonds ABP) や第 2 位のヘルスケア・セクターの年金基金である PFZW も 2004 年に最終給与比例 DB 年金から生涯給与平均 DB 年金へと移行している。

[図表 2-24] 現役加入者の制度タイプ別構成比推移

	DC plans	DB plans			
	Total	Total	Final pay	Average wage	Combination
<b>企業年金</b>					
1998	2.4	97.6	56.5	19.1	21.6
2005	8.5	91.5	19.5	38.5	33.2
Δ 1998-2005	6.1	-6.1	-37.0	19.5	11.6
<b>(強制加入) 産業別年金</b>					
1998	0.3	99.7	70.5	27.9	0.0
2005	2.7	97.3	9.2	84.6	3.2
Δ 1998-2005	2.4	-2.4	-61.3	56.7	3.2

出所 : Ponds & Riel(2007), DNB

また、生涯給与平均 DB 年金の多くでは、積立比率の水準により現役加入者の年金給付確定額や受給者への年金支払額のインフレ率や賃金上昇率との連動の実施の有無や水準が変動する条件付き給付改定 (indexation) が合わせて導入されている。

最終給与比例 DB 年金では、条件付き給付改定 (indexation) は年金受給者の年金支給額にのみに影響するが、生涯給与平均 DB 年金では過去の給与水準の現在価値の引き直しに使用される indexation も同じく条件付きとなり、年金受給者のみが負担を負う仕組みではなくなっている。

IT バブル崩壊等で低下した積立比率の回復には拠出率の引き上げが主として利用されたが、雇用コストの上昇に伴う経済影響が懸念される水準へと拠出率が高まったこと、短期間での積立比率回復が求められているため拠出率の調整だけでは対応不能となってきたこと、現役加入者と年金受給者の比率が大きく変化したこと等も条件付き indexation 導入

の背景とされている。

オランダでは2007年に、FTK (Financieel Toetsingskader) と呼ばれる年金規制が導入されている。

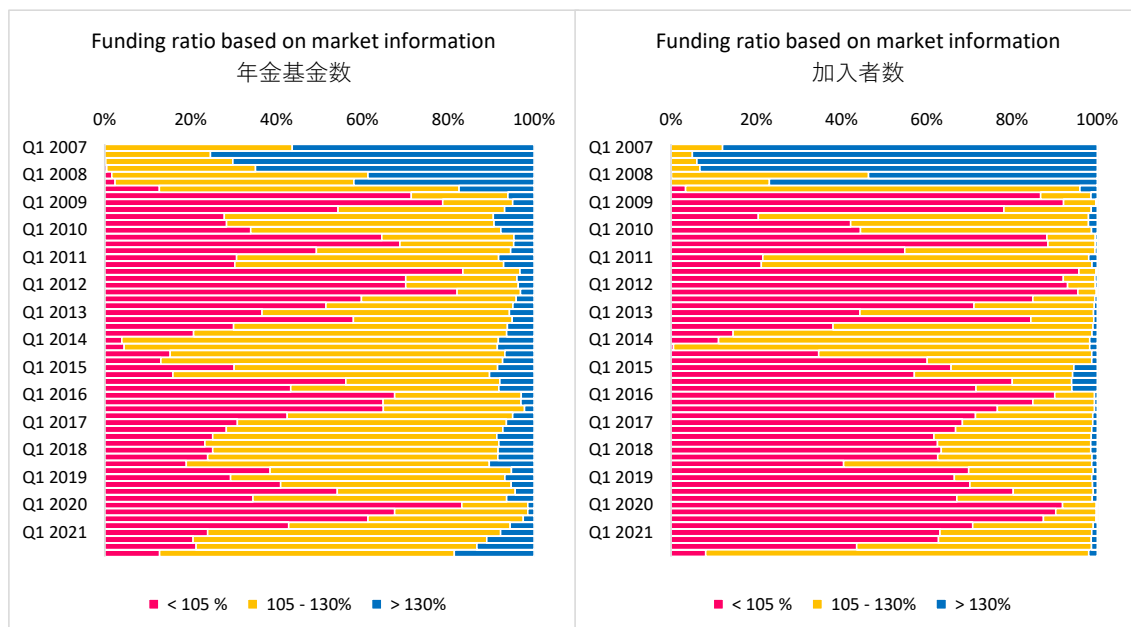
従来の規制では年金負債の割引率は4%の固定金利であったが、FTKでは年金負債も時価ベースで公正価値評価されることとなった。

FTKでは、年金基金は1年後の積立比率が97.5%の確率で100% (リスク水準等で変動するが約130%に相当) であることが求められており、積立比率が105%を割った場合には3年以内<sup>16)</sup>に105%以上へと回復させることが、130%未満の場合には15年以内に130%以上へと回復させることが求められていた。

規制が導入された当初の2007年の3月末では、規制対象となった447の年金基金の積立比率の平均は140.9%で、積立比率105%未満の基金は無く、105%以上130%以下の基金数が全体の43.6%にあたる195基金、130%超が252基金となっていた。

しかしながら、リーマンショックと世界経済危機による資産価格の下落と年金負債の割引率に影響を与える金利の大幅低下により、2009年3月末には積立比率の平均は91.8%へと急低下し、対象399基金の78.7%にあたる314基金が積立比率105%未満<sup>17)</sup>となり、積立比率が130%超を保った年金基金は20基金にとどまる状況となった。

[図表 2-25] 積立比率水準別の年金基金数と加入者数の推移



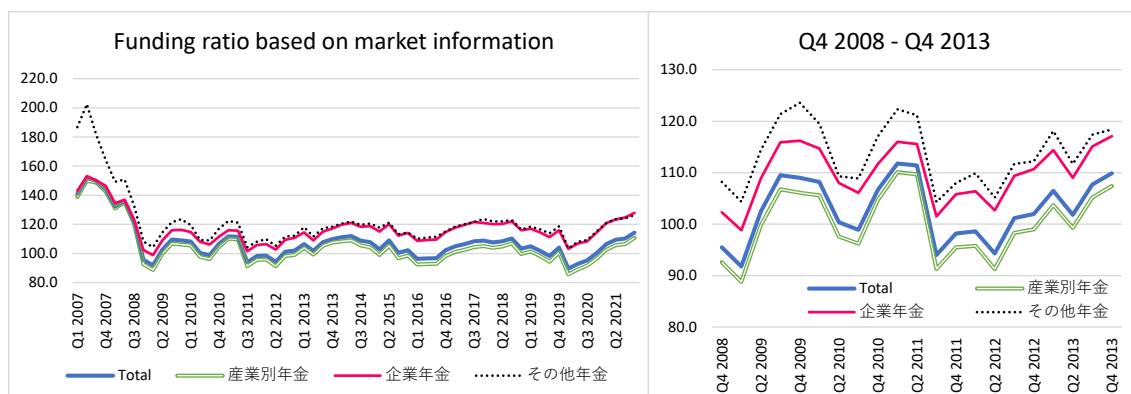
出所：DNB から年金シニアプラン総合研究機構作成

<sup>16)</sup> 2008年に5年以内に要件を緩和

<sup>17)</sup> 加入者数では92.1%にあたる559万人が積立比率105%未満の年金基金に所属

積立比率は2009年には回復したが、その後の欧州金融危機で大幅な金利低下と株式市場の下落が起こり、2011年には積立比率が再度大きく低下した。

[図表 2-26] 各四半期末の積立比率<sup>18</sup>平均の推移



出所：DNB から年金シニアプラン総合研究機構作成

積立比率が最低積立比率を下回った年金基金は、延長された5年以内に積立比率を回復させるリカバリー計画を策定していたが、リカバリー計画期限の2012年末の時点で積立比率を回復できていないと、2013年に年金カット（受給者への年金支給額や加入者の年金確定額の削減）の実施に追い込まれる状況となっていた。

2012年6月末の時点での年金基金平均での積立比率は94.3%（産業別年金91.3%、企業年金102.7%、その他年金105.2%）で、このままの状況では2013年に100を大きく超える年金基金が年金カットに追い込まれる状況になることを危惧したオランダ政府は、20～60年の年金負債に適用する割引率に、9月以降終局フォワードレート（UFR：Ultimate Forward Rate）を使用<sup>19</sup>することを認めるなどしている。

UFR への変更等で2012年9月末の平均積立比率は94.3%から101.2%に上昇したが、2012年末は102.0%（産業別年金99.0%、企業年金110.7%、その他年金112.2%）にとどまり、加入者数が多い産業別年金を中心に所要積立比率には達せず、2013年には66の年金基金<sup>20</sup>が年金カットに追い込まれている。

FTKは2015年に改訂されnFTK（nieuw Financieel Toetsingskader）となった。

Westerhout, Ponds, Zwaneveld(2021)<sup>21</sup>によれば、nFTKは突然で大幅な年金削減の回避と、不適切な財務状態からの回復があまりにもゆっくりとなることを避けることの2つを

<sup>18</sup> 12か月移動平均ではない

<sup>19</sup> 従来使用されていたスワップ金利は20年以上の超長期では市場での取引が無いため20年以上については20年のスワップ金利が利用されていたが、UFRの使用により20年以上の金利にイールドカーブが立った形の高い利回りが割引率として利用され、年金負債額が少なく算出され積立比率の上昇要因となる

<sup>20</sup> 2月の時点ではオランダ中央銀行は、68の年金基金（合計資産額4,100億ユーロ）が年金削減を実施見込みとしていたが、その後2つの基金で雇用主からの追加出資が得られ66となった

<sup>21</sup> Westerhout, Ponds, and Zwaneveld(2021), “Completing Dutch pension reform”



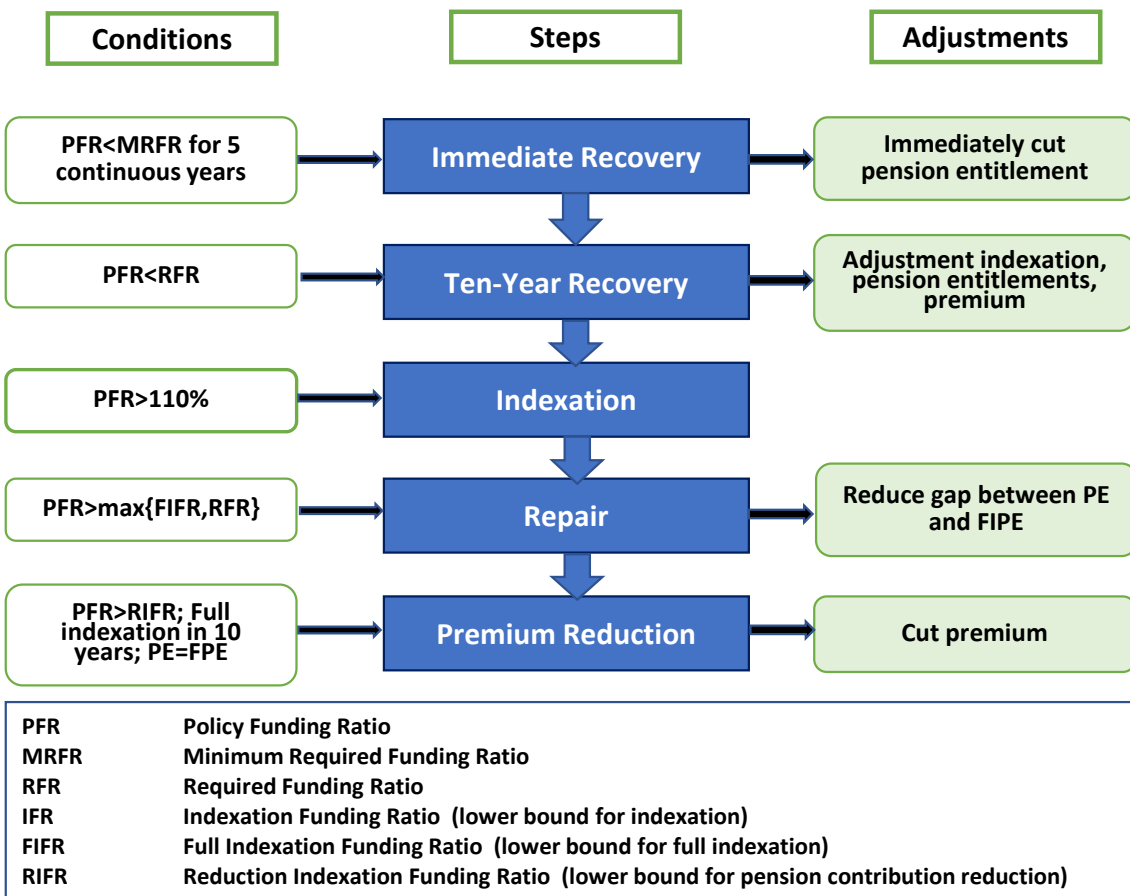
目的としたものとしている。

旧 FTK では所要積立比率<sup>22</sup>への回復は 15 年以内とされ、15 年以内での回復が困難となった場合には年金カットが必要とされていたものを 10 年以内<sup>23</sup>に短縮する一方、年金カットは積立比率の状況に応じて 10 年に分散して実施（単年度における削減幅の圧縮）する形とされた。

また、最低積立比率<sup>24</sup>を下回った場合旧 FTK では回復計画最終年に最低積立比率を下回っていると即時に年金カットが求められたが、nFTK では 5 年連続して最低積立比率を下回った場合に緩和され、こちらも 10 年に分散しての実施（最低積立比率を上回れば次年の年金カットは不要）が認められている。

尚、nFTK では、規制上利用される積立比率は各月末の積立比率の過去 12 か月平均 (Policy Funding Ratio、[蘭] Beleidsdekkingsgraad) に変更されている。

[図表 2-27] nFTK の規制フレーム枠のイメージ



出所：Shu, Melenberg and Schumacher(2016)

<sup>22</sup> リスク水準等で変動するが実質的には 125%程度とされている

<sup>23</sup> 2015 年から 12 年以内、2017 年から 10 年以内

<sup>24</sup> 105%（リスク水準等で変動し実質的には 104%強）



2012年に導入された終局フォワードレート(UFR)では、起点となる20年の金利は4.2%で固定されていたが2015/7/15から20年金利の1年フォワードレートの10年平均へと変更され3.3%(2015年末:3.2%)へと低下し積立比率の低下要因となっている。

nFTKの導入により年金カットに追い込まれる年金基金の数は大きく減少したが、市場金利の大幅低下もあり年金基金の積立比率は改善せず、COVID-19パンデミックの影響で積立比率が再度大きく悪化した2020年には、最低積立比率を105%から90%へと一時的に引き下げること、5年連続して最低積立比率を下回った場合に要求される年金カットを多くの年金基金に回避させている。

[図表 2-28] 各年末の法定積立比率(12か月平均)の推移

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
Total	103.9	97.5	106.5	108.4	102.1	95.0	108.1
産業別年金	100.3	93.7	102.7	104.8	98.6	91.2	104.3
企業年金	115.7	110.1	119.4	120.6	114.7	108.7	122.4
その他年金	117.3	111.3	122.0	121.8	116.7	109.6	122.2

出所：DNBから年金シニアプラン総合研究機構作成

現役加入者の年金給付確定額や受給者への年金支払額のインフレ率や賃金上昇率との連動(indexation)の実施については、規制積立比率(Policy Funding Ratio)が110%以上で実施(部分的または単年度分完全実施)が可能となり、[図表 2-27]でFIFR(Full Indexation Funding Ratio)<sup>25</sup>と表記されている水準を超えると、過去に実施できなかったindexationの修復分の引き上げも可能となる。

また、RIFR(Reduction Indexation Funding Ratio)の水準を規制積立比率が超え、かつ過去10年間indexationが完全実施されてきた場合には、年金への拠出率の引き下げが可能とされている。

<sup>25</sup> 英語表記としてはFuture-proof indexation funding ratioとされることの方が多い

### 3.3 オランダ公務員総合年金基金（Stichting Pensioenfonds ABP）の事例

公務員および教育関係職員を対象とするオランダ最大の年金基金であるオランダ公務員総合年金基金（Stichting Pensioenfonds ABP）における、積立比率、年金削減、年金改定（indexation）の状況は以下のような状況となっている。

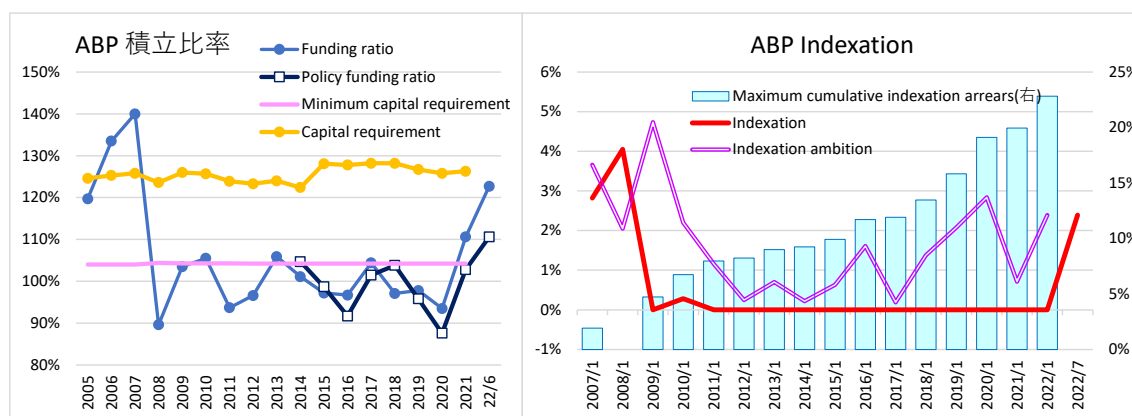
ABP の 2021 年末での加入者総数は 311.8 万名（現役加入者 120.3 万名、給付待機者 94.0 万名、受給者 97.4 万名）、資産総額 5,516 億ユーロで、資産運用業務とアドミニストレーション業務は 2008 年に子会社として設立した APG に移管されている。

ABP の 2007 年末における積立比率は 140.0%と高水準であったが、リーマンショックと欧州ソブリン危機に伴う年金資産の減少と大幅な金利低下による年金負債の増加を受け積立比率が大幅に悪化、2013 年 4 月には年金カットに追い込まれている。ただし、積立比率の一時的回復を受け 2014 年 4 月に年金カット分は復元された。

年金改定（indexation）は 2010 年に+0.28%の一部実施が行われた以降は、積立比率が所要水準に満たずに不実施（0%）が続き、2021 年末には年金改定未実施分の累積が 22.82%にまで膨らみ年金受給者の購買力の低下が問題とされていた。

ただし、2022 年に大幅な金利上昇を受けての積立比率改善と、予定されている職域年金改革を受けた移行時規制へのシフトで 2022 年 7 月から年金改定（indexation）可能な積立比率水準が 110%から 105%へと引き下げられたことを受け、2022 年 7 月に+2.39%の年金改定と上半期分として 1.2%分の事後支払の実施が行われている。2022 年 6 月末の時価ベース積立比率は 122.7%（2021 年末：110.6%）、12 か月平均の規制積立比率は 111.6%（2021 年末：102.8%）と開示されている。

[図表 2-29] ABP の積立比率推移と indexation の実施状況



出所：ABP アニュアルレポートから年金シニアプラン総合研究機構作成

ABP の 2007 年末における積立比率は 140.0%と高水準であったが、リーマンショックに伴う資本市場の大幅下落（2008 年の運用利回り△20.2%）による年金資産の減少と、2007 年末に 4.85%であった名目金利が 3.57%へと△1.28%低下したことによる年金負債の大幅増加により 2008 年末には 89.6%へと急落した。

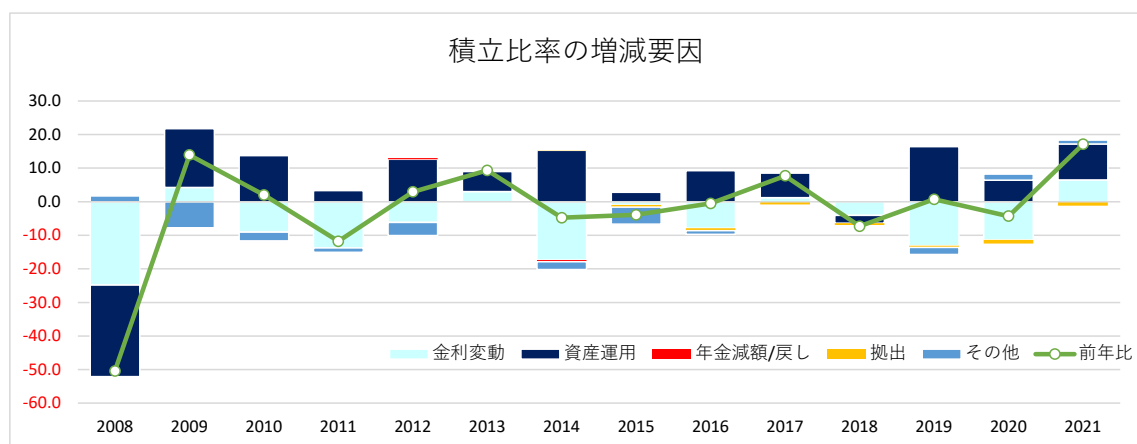
△50.4%という極めて大きな積立比率低下の要因内訳は、資産運用要因が△27.3%、金利低下要因が△24.8%、その他が+1.7%となっている。

積立比率が最低所要比率（104.4%）と所要比率（123.6%）を共に割り込んだため、法令により 104.4%の水準には 5 年以内に、123.6%の水準には 15 年以内に積立比率を回復させることを求められ、資産運用リスクの削減、追加拠出（リカバリー・サーチャージ）等を含むリカバリー計画を規制当局に提出した。

追加拠出（リカバリー・サーチャージ）は 2009 年 7 月から 1.0%、2010 年 1 月から 3.0%を予定した。

2009 年は資産価格が大幅に回復し運用利回りが+20.2%となったことと金利の小幅上昇で、年金数理上のアップデート前では積立比率は 109.6% まで大幅に回復したことから、2010 年 1 月からの追加拠出（リカバリー・サーチャージ）を取り止め、部分的ながら 0.28%の年金改定も実施した。ただし、年金改定未実施分の累積は 2008 年末の 4.73%から 6.74%へと増加した。

[図表 2-30] ABP の積立比率の増減要因



	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
金利変動	-24.8	4.2	-9.1	-13.8	-6.2	3.0	-17.4	-1.0	-7.9	1.2	-4.1	-13.1	-11.4	6.5
資産運用	-27.3	17.5	13.7	3.3	12.6	6.0	15.3	2.8	9.2	7.3	-2.3	16.4	6.4	10.7
年金減額/戻し					0.4		-0.5							
拠出							0.1	-0.6	-0.7	-0.8	-0.8	-0.5	-1.1	-1.2
その他	1.7	-7.8	-2.6	-1.3	-3.9	0.3	-2.3	-5.1	-1.1	0.0	-0.1	-2.1	1.8	1.1
前年比	-50.4	13.9	2.0	-11.8	2.9	9.3	-4.8	-3.9	-0.5	7.7	-7.3	0.7	-4.3	17.1
前年末	140.0	89.6	103.5	105.5	93.7	96.6	105.9	101.1	97.2	96.7	104.4	97.1	97.8	93.5
当年末	89.6	103.5	105.5	93.7	96.6	105.9	101.1	97.2	96.7	104.4	97.1	97.8	93.5	110.6

出所：ABP アニュアルレポートから年金シニアプラン総合研究機構作成

2010 年の上半期は金利が大きく低下し積立比率が低下したため、8 月から追加拠出（リカバリー・サーチャージ）を 1.0%で復活させることとなった。また、2010 年 10 月末の積立比率は 96.3%だったことから 2011 年の年金改定は見送られた。年末までに金利は反転上昇し、運用利回りも+13.5%と好調となったことから、2010 年末の積立比率は 105.5%へと回復したが、不透明感が強いとして 2011 年もリカバリー・サーチャージは 1.0%で継続された。

2011 年の運用利回りは低調ながらも+3.3%とプラスを保ったが、市場金利の大幅下落により積立比率は 93.7%にまで低下し最低所要比率を下回った。リカバリー計画は見直しが必要となり、2012 年と 2013 年のリカバリー・サーチャージを 3%に引き上げる<sup>26</sup>とともに、0.5%の年金削減（受給者への年金支給額と加入者の年金確定額の削減）を 2013 年 4 月に実施することとなった。

2012 年も市場金利の低下が続き 2012 年の半ばには積立比率は 90%を割り込む状況となったが、9 月から超長期の金利に終局フォワードレート（UFR : Ultimate Forward Rate）を使用できることとした規制変更の恩恵（積立比率に+2.7%の押し上げ効果）と運用利回りが+13.7%と良好だった結果、2012 年末の積立比率は 96.6%（△0.5%の年金削減による積立比率の押し上げ効果+0.4%を含む）と小幅ながら改善した。

引き続き 104.2%の最低所要積立比率を下回ったためリカバリー・サーチャージにエクストラ・サーチャージ 0.3%を上乗せし、積立比率の改善が無ければ追加での年金削減も避けられなくなるとした。

2013 年は 5 年間の短期リカバリー計画の最終年となったが、小幅ながら市場金利が反転上昇、運用利回りも+6.2%を確保したことで積立比率は 105.9%へと上昇、最低所要積立比率を上回ったため、2013 年 4 月に実施した 0.5%の年金削減を 2014 年 4 月に元の水準へと巻き戻すと発表した。2014 年は、3.0%のリカバリー・サーチャージは継続、エクストラ・サーチャージの 0.3%は終了とされた。

2014 年は運用利回りは+14.5%と好調であったが、市場金利が大きく低下したため積立比率は 101.1%（年金削減の巻き戻し効果△0.5%を含む）へと低下した。しかし、新規制 nFTK の導入に伴い規制上使用される積立比率が過去 12 か月平均に変更されたことにより、規制積立比率は 104.7%となり最低所要積立比率を下回ることは回避された。

2015 年は、市場金利は小幅の低下にとどまり、運用利回りは+2.7%と小幅ながらプラスのリターンとなったが、規制の変更（3 か月平均金利の使用の廃止、UTR の改定他）や年金数理上の負債見積りへのアップデートなど諸要因が積立比率にネガティブに働き、積立比率は 97.2%に、規制積立比率は 98.7%へとそれぞれ下がり、最低所要積立比率を下回ったため新しいリカバリー計画を提出している。

2016 年の積立比率は 2 月には 90%を割り込む等低水準で推移、年末にかけてはやや回復

---

<sup>26</sup> 引き上げ開始時期が 2012 年 4 月からとなったため按分の結果 3.3%を適用

したものの96.7%にとどまり、年間の運用利回りは+9.5%と良好であったが、市場金利の低下その他で前年末より小幅低下、12か月平均で表される規制積立比率は91.7%へと大きく低下した。

2017年は市場金利が小幅上昇し、運用利回りも+7.6%を確保したことから積立比率は104.4%に上昇した。12か月平均の規制積立比率は101.5%にとどまり最低所要積立比率の104.2%を上回れず、2018年は市場金利の低下に加え運用利回りも△2.3%と2008年以来のマイナスリターンになり、積立比率は97.1%、規制積立比率は103.8%、2019年は運用利回りは+16.8%へと大きく回復した。しかし、市場金利の低下で積立比率は97.8%、規制積立比率は95.8%となり、規制積立比率は4年連続して最低所要積立比率を下回った。

年金削減は、nFTKでは5年連続して最低積立比率を下回った場合へと緩和されていたが、2020年末に規制積立比率が最低積立比率を上回れないと年金削減の実施が強制される状況に追い込まれた。

2020年はCOVID-19パンデミックを受け市場金利が大きく低下し、積立比率は93.5%、規制積立比率は87.6%となり、5年連続で最低所要積立比率を下回ったが、COVID-19パンデミックにより悪化した経済状況の中で年金削減が実施されることの影響を懸念した政府の臨時救済措置（最低所要比率を104%強から90%に引き下げ）により年金削減は回避された。

[図表 2-31] ABP の積立比率等の推移

ABP	Funding ratio	Policy funding ratio	Real funding ratio	Nominal market interest rate	Future-proof indexation funding ratio	Minimum capital requirement	Capital requirement
2005	119.7%			3.70%		104.0%	124.6%
2006	133.5%			4.25%		104.0%	125.3%
2007	140.0%			4.85%		104.0%	125.8%
2008	89.6%			3.57%		104.4%	123.6%
2009	103.5%			3.87%		104.3%	126.0%
2010	105.5%			3.46%		104.3%	125.7%
2011	93.7%			2.74%		104.3%	123.9%
2012	96.6%			2.43%		104.2%	123.3%
2013	105.9%			2.75%		104.2%	124.0%
2014	101.1%	104.7%		1.85%		104.2%	122.4%
2015	97.2%	98.7%	80.6%	1.67%	122.4%	104.2%	128.1%
2016	96.7%	91.7%	75.5%	1.32%	121.5%	104.2%	127.8%
2017	104.4%	101.5%	82.8%	1.48%	122.6%	104.2%	128.2%
2018	97.1%	103.8%	84.9%	1.39%	122.2%	104.2%	128.2%
2019	97.8%	95.8%	77.5%	0.74%	123.6%	104.2%	126.7%
2020	93.5%	87.6%	72.1%	0.19%	121.4%	104.2%	125.8%
2021	110.6%	102.8%	83.6%	0.57%	123.0%	104.2%	126.3%
22/6	122.7%	110.6%					

出所：ABP アニュアルレポートから年金シニアプラン総合研究機構作成

臨時救済措置の適用を受けなかった場合、ABPでは複数年での実施が可能ではあるものの△11%の年金削減の実施を余儀なくされる状況であったとアニュアルレポートでコメン

トされている。

臨時救済措置は当初は単年度での終了が予定されていたため、2020年のアニュアルレポートの段階では、2021年末に規制積立比率が最低所要比率（104.2%）を下回った場合には年金削減が必要となるとコメントされていた。

2021年は市場金利が大きく上昇、運用利回りも+11.4%と堅調であったことから積立比率は110.6%に、規制積立比率は102.8%へと回復した。

規制積立比率は104.2%には届いていないが、職域年金改革の実施が決まり新職域年金制度への移行までは移行時規制（積立比率が90%を下回った場合にはすぐに90%以上に回復させることが必要、90-95%の場合には2027年1月1日までに95%以上に回復させることが必要）が適用されることになり、年金減額は回避されている。

また、2022年7月から年金改定（indexation）可能な積立比率水準が110%から105%へと引き下げられたことを受け、2022年7月に+2.39%の年金改定と上半期分として1.2%分の事後支払の実施が行われている。2022年6月末の時価ベース積立比率は122.7%（2021年末：110.6%）、12か月平均の規制積立比率は111.6%（2021年末：102.8%）と開示されている。

尚、ABPでは新制度への移行は2026年1月1日の実施を目指すとしている。

### 3.4 職域年金改革

オランダでは2019年に、経営者団体、主要労働組合および政府との間で、職域年金改革に関する基本合意が成立し、その後の協議やコンサルテーション等を経て2022年春に職域年金改革法案（Wetsvoorstel Wet Toekomst Pensioenen [Future of Pensions Act]）が議会に提出されている。

法案が成立すれば2023年1月に施行され、2027年1月1日までに新しい職域年金制度へと移行することが求められている。

新しい職域年金制度はすべてが確定拠出（DC）年金となるが、3つのタイプのDC年金制度が認められている。

- ① 連帯拠出協約（solidaire premieovereenkomst）
- ② フレキシブル拠出協約（flexibele premieovereenkomst）
- ③ 保険料払い込み契約（premie-uitkeringsovereenkomst）＜保険会社のみ＞

オランダのDC年金では従来は年齢等に応じて拠出率が上昇していく仕組みが主流であったが、新制度においては拠出率は年齢等に関わらず均一とすることが求められており、拠出率の上限は30%（将来的に33%へと引き上げ予定）とされている。

#### <連帯拠出協約 (solidaire premieovereenkomst) >

連帯拠出協約は集団型確定拠出年金制度 (CDC : Collective Defined Contribution) で、運用は集約的に行われるが、新制度においては、投資リターンは年齢等諸条件によって事前に定められた分配ルールによって個々の加入者にアロケーションされる制度となっている。

投資ポートフォリオは加入者全体で一つであるが、投資リターンのアロケーション・ルールによって、実質的には若年層にはハイリスク・ハイリターンの、退職年齢に近い加入者にはローリスク・ローリターンの運用がなされているように分配ルールが定められることとされている。

また、連帯拠出協約においては、加入者間のリスク・シェアリングを目的とした連帯リザーブ (solidariteitsreserve) の設置が義務付けられており、長寿化・インフレ等のリスクや大幅な市場変動によるリスクの緩和に使用される。

連帯リザーブは、拠出金の一部 (上限 10%) と年間超過リターンの一部 (上限 10%) により積み立てられ、連帯リザーブの残高上限は総資産の 15%と定められている。

#### <フレキシブル拠出協約 (flexibele premieovereenkomst) >

フレキシブル拠出協約は、個人型の DC 年金制度であるが、強制加入の産業別年金が採用する場合には、リスク分担リザーブ (risicodelingsreserve) の設置が必要<sup>27</sup>とされている。

リスク分担リザーブは、長寿化リスク等の緩和に用いられるもので、運用リスクは個々の加入者が負うため対象とはなっていない。リスク分担リザーブへの積立は拠出金の一部 (上限 10%) によって行われ、残高上限は総資産の 15%と定められている。

フレキシブル拠出協約における運用は個々の加入者の判断によって行われるが、原則はライフサイクル投資とされており、年金プロバイダー (年金基金または保険会社) にはライフサイクル投資商品の提供が求められている。

#### <保険料払い込み契約 (premie-uitkeringsovereenkomst) >

保険料払い込み契約も個人型の DC 年金制度であるが、保険会社のみ受託可能で、加入者は退職年齢の 15 年前から加入者の判断で積立金残高を使った終身年金の購入が可能な制度となっている。

加入者は、終身年金の購入により、退職時点での市場環境に左右されるリスクを緩和可能で、購入分のリスクは保険会社へと転嫁される。

---

<sup>27</sup> 非強制加入型の年金基金や保険会社では設置は任意

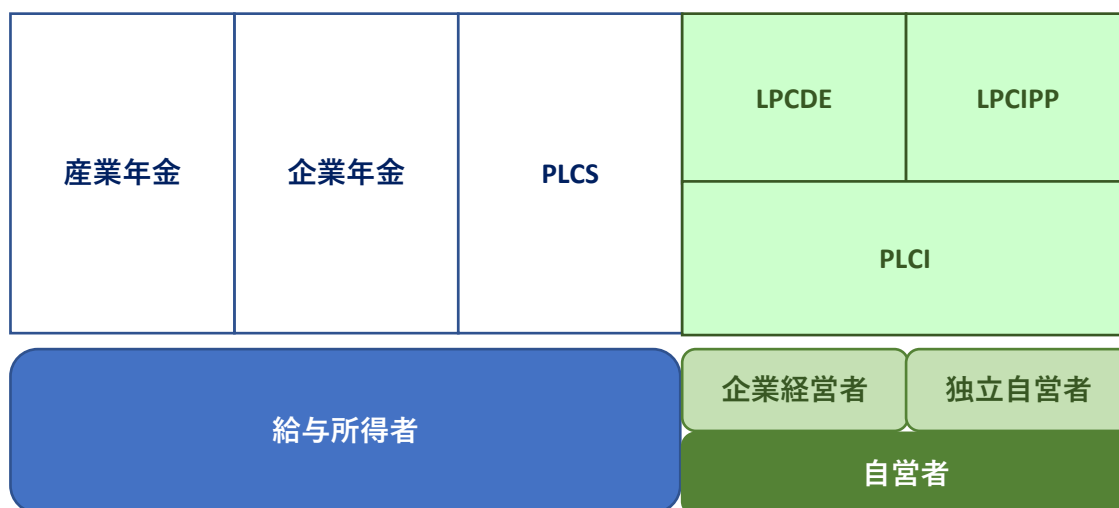
## 4 ベルギーの職域年金制度

ベルギーの職域年金制度には、給与所得者向けと自営者向けの制度が存在している。

給与所得者向け制度には産業年金と企業年金があるが、ベルギーでは雇用主に職域年金の設置義務が課されていないことから、2019年に職場に職域年金制度を持たない給与所得者向けに PLCS (Pension Libre Complémentaire pour les travailleurs Salariés) という制度が新たに設けられている。

自営者向けの職域年金制度としては PLCI (La Pension Libre Complémentaire pour Indépendants)、自営者扱いとなる企業経営者のみを対象とする LPCDE (La pension complémentaire des dirigeants d'entreprise indépendants)、企業に所属しない自営者のみを対象とする LPCIPP (La pension complémentaire des travailleurs indépendants personnes physiques) の3つの制度が存在している。

[図表 2-32] ベルギーの職域年金のイメージ図



出所：各種資料から年金シニアプラン総合研究機構作成

2021年1月1日現在の加入者数は4,030,208名（給与所得者向け3,429,690名、自営者向け355,660名、両制度への加入者244,858名）で、資産総額は959億ユーロ（給与所得者向け69%、自営者向け31%）となっている。

給与所得者向け職域年金では、加入者数では産業年金がやや上回っているが、資産残高では企業年金が10倍近い残高を持っており、企業年金の存在感が強い。PLCSは新設の制度であり加入者数、資産残高ともに小さい状況にある。

ベルギーの職域年金は、年金基金または保険会社によって運営されているが、保険会社が保有する資産残高が81%と高く、給与所得者向け職域年金でも75%を占めており、年金基



金の存在感はやや薄い。

[図表 2-33] ベルギーの職域年金資産残高内訳

	被用者向け		自営者向け		合計	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
IRP	16,772,029,866.84	25%	1,008,972,021.44	3%	17,781,001,888.28	19%
Entreprise d'assurance	49,299,091,641.47	75%	28,852,234,370.31	97%	78,151,326,011.78	81%
Total	66,071,121,508.31	69%	29,861,206,391.75	31%	95,932,327,900.06	100%

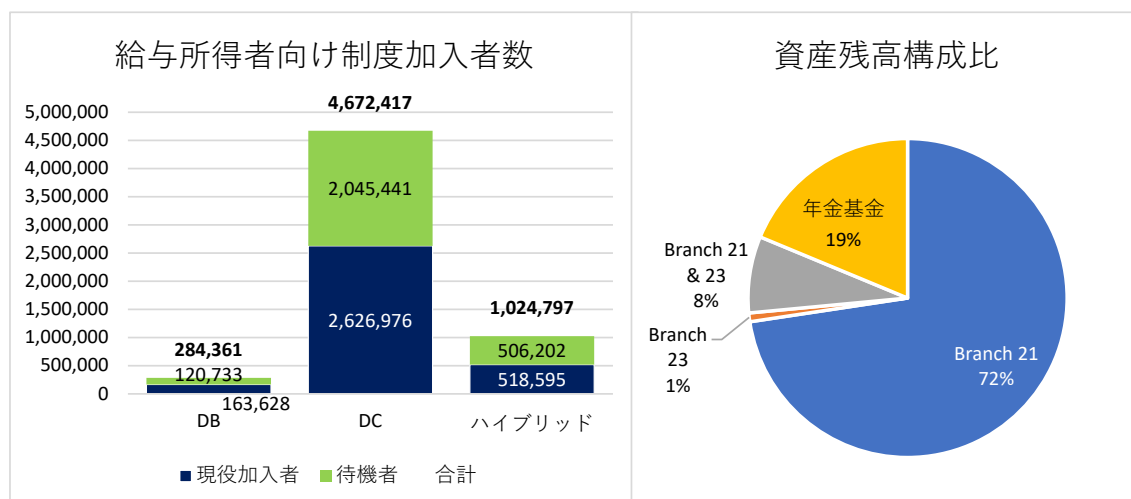
出所：FSMA から年金シニアプラン総合研究機構作成

加入者数では確定拠出（DC）年金が圧倒的に多い状況であるが、給与所得者向けの職域年金では確定拠出（DC）年金に対して最低保証利回りを設定することが法律で義務付けられている。保険会社とのグループ年金保険契約には Branche 21 と Branche 23 と呼ばれる 2 つの契約形態が存在しているが、最低利回りの保証主体は Branche 21 では保険会社、Branche 23 では雇用者となっている。資産残高では Branche 21 のウェイトが高い。

最低保証利回りの水準は、2016 年からは 1.75%。それまでは、雇用者拠出分については 3.25%、被用者拠出分については 3.75%となっていた。

ベルギーの確定給付（DB）年金は最終給与比例の制度が多く、また通常は国の社会保障システムと統合されていることが通常で、社会保障のシーリング金額までとそれ以上で年金給付確定乗率（accrual rate）が異なる設計となっている。

[図表 2-34] 加入者数、資産残高構成比



出所：FSMA から年金シニアプラン総合研究機構作成

## 5 ルクセンブルクの職域年金制度

ルクセンブルクでは、職域年金の形態が、年金基金 (Fonds de pension)、グループ保険 (Assurances de groupe)、企業の内部引き当て (book reserve) の3つのタイプから選択可能とされている。

職域年金は任意加入で、積立型またはグループ保険契約の形態となっている。従来は企業が自社の従業員を対象に設定することのみ認められていたが、2019年からは企業に属さない独立労働者も規制当局が承認した一部の職域年金への加入が認められている。

ルクセンブルクでは公的年金の所得代替率が高いこともあり、職域年金や個人年金の普及率は低く、OECDのデータでは職域年金への加入率は15~64歳人口比で5.2%となっている。2020年の退職貯蓄資産額は22億ドル(対GDP比2.9%)にとどまっており、OECD諸国の中ではギリシャ(対GDP比1.0%)に次ぐ低さとなっている。

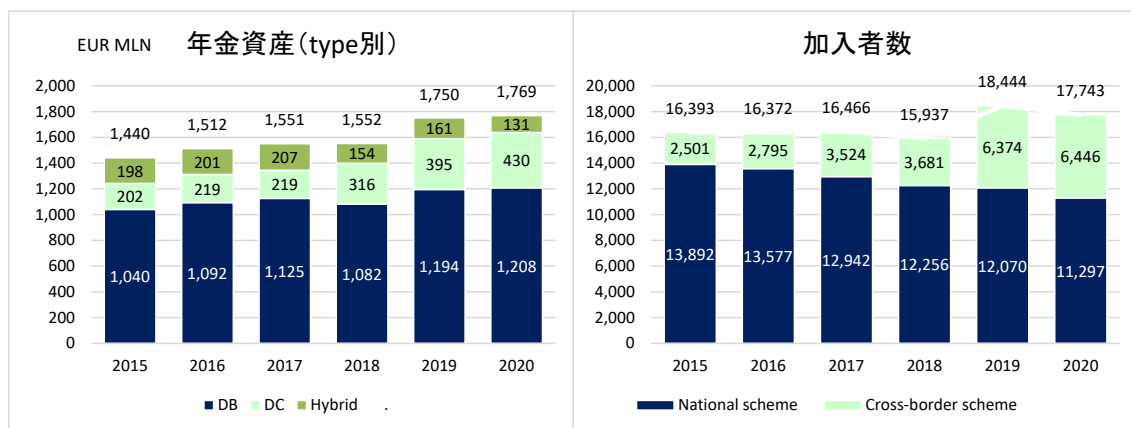
職域年金への被用者の拠出は任意、雇用主の拠出上限は加入者給与の20%とされているが、雇用主からの一般的な拠出率は2~5%と低い状況にあるとされている。

年金基金には、金融セクター監督当局であるCSSFが管轄する2つの形態、加入者が所有する年金貯蓄企業のSEPCAV (Sociétés d'épargne-pension à capital variable) と、財団 (association) 形態のASSEP (Associations d'épargne-pension) と、保険規制当局 (CAA) が管轄する年金基金との3種類が存在している。

CSSF管轄下の年金基金は、2020年末で、SEPCAVが2基金、ASSEPが10基金、CAA管轄下の年金基金が3基金とされている。

CAA管轄下の3基金のうち1基金はクロスボーダーのDC年金で、他の2基金はルクセンブルク国内のDB年金とされている。

[図表 2-35] CSSF 管轄下の年金基金の資産残高と加入者数



出所：CSSF

CSSF 管轄下の年金基金の 2020 年末の資産残高は 1,769 百万ユーロ、うち DB 年金が 68%の 1,208 百万ユーロ、DC 年金が 24%の 430 百万ユーロ、ハイブリッドが 7%の 131 百万ユーロとなっている。

CSSF 管轄下の年金基金の 2020 年末の加入者数は 17,743 名で、保険セクターへの移管がみられ 2019 年末比△701 名の減少となっている。

クロスボーダー年金基金の加入者が 36%の 6,446 名で、一部の年金基金は海外での拡大を図っている。

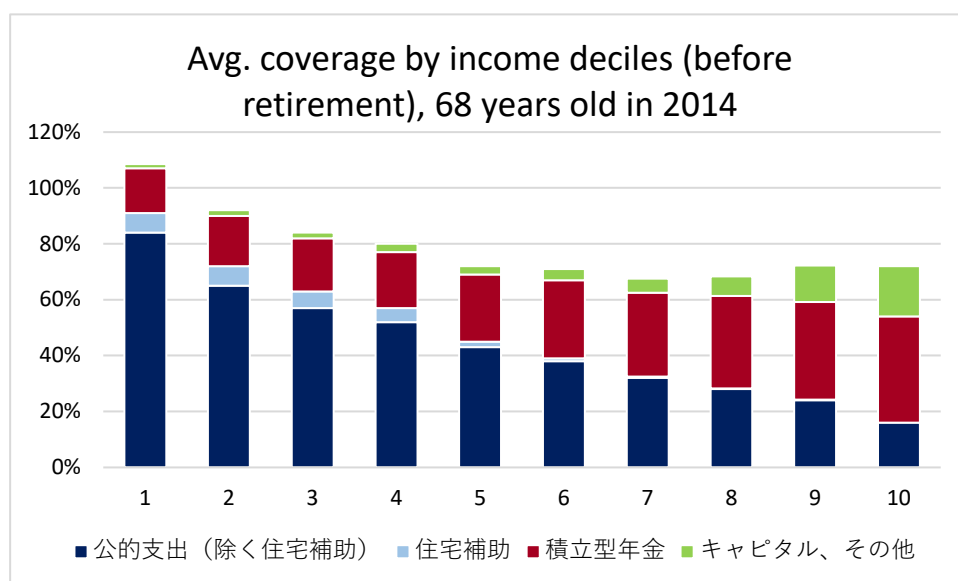
## 第3章 デンマーク

### 1 年金制度の概要

デンマークの年金制度は、①税を財源とし賦課方式 (PAYG) の国民年金 (folkepension)、②労働時間に応じて拠出額が定められている強制加入の労働付加年金 (ATP)、③大多数が確定拠出型 (DC) 年金で加入率の高い準強制加入の職域年金、④任意加入の個人年金、⑤任意加入の早期退職年金で構成されている。

デンマークの基礎年金は定額年金 (フラットレート)、労働付加年金 (ATP) は労働時間に応じた拠出額によって受給額が決まる仕組みで、共に所得比例年金ではないため、低額所得者の所得代替率は高く、高額所得者の所得代替率は非常に低くなるが、加入率の高い職域年金が高額所得者層では補う形で、中高所得者層においても相応に高い所得代替率が実現されている。

[図表 3-1] 所得階層別の 68 歳時所得の退職前との比較 (2014 年)



出所：Finansministeriet(2017)<sup>1</sup>

デンマークにおける年金支給開始年齢は 2022 年現在 67 歳、2030 年に 68 歳 (1963～1966 年生まれ) へと引き上げられる。年金支給開始年齢は 60 歳時の平均余命の変化に連動させることとなっているが、議会での議決が必要とされており必ずしも自動的に連動す

<sup>1</sup> Finansministeriet(2017)、“Det danske pensionssystem nu og i fremtiden”

るわけではない。見直し頻度は5年毎（次回は2025年）で15年先までの年金支給開始年齢が定められ、1967年生まれ以降は2035年に69歳に引き上げられる見通しとされている。尚、支給開始年齢は10年間の繰り下げが可能とされている。

全額が税金を財源とする基礎年金（Grundbeløb）は、デンマークまたはEU国籍の場合には15歳から公的退職年齢までの間に3年以上の居住が、その他の外国人の場合には10年以上かつ退職前5年以上の居住を条件に法定支給開始年齢（2022年：67歳）から支給される<sup>2</sup>。

満額支給には40年以上の居住<sup>3</sup>が必要とされ、40年に満たない場合には居住年数に応じて減額される。

基礎年金には、①所得制限（Earnings test）付きの居住年数に応じた定額部分の基礎給付、②ミーンズテスト付きの加算給付、③低所得者への補足給付がある。

基礎給付は、満額給付の場合は2022年は税引前で月7,472デンマーククローネ（年78,564デンマーククローネ）で、受給者個人の労働収入が348,700デンマーククローネを越えると減額となる。

Pensionstillæg と呼ばれる加算年金は、満額給付の場合は2022年は単身者の場合は税引前で月6,547デンマーククローネ（年89,664デンマーククローネ）で、ATP や職域年金等の年金受給額が単身者で89,700デンマーククローネを越える場合は減額され、379,000デンマーククローネを越えると支給されない。

Elderly check（Ældrecheck）と呼ばれる補足給付は年1回1月の給付で、2022年の単身者の場合で年収が35,000デンマーククローネ以下の場合は満額の18,600デンマーククローネ（税引前）の支給、年収額が35,000デンマーククローネを越える場合は減額され、89,700デンマーククローネを越えると支給されない。

[図表 3-2] 2022年の公的年金支給水準

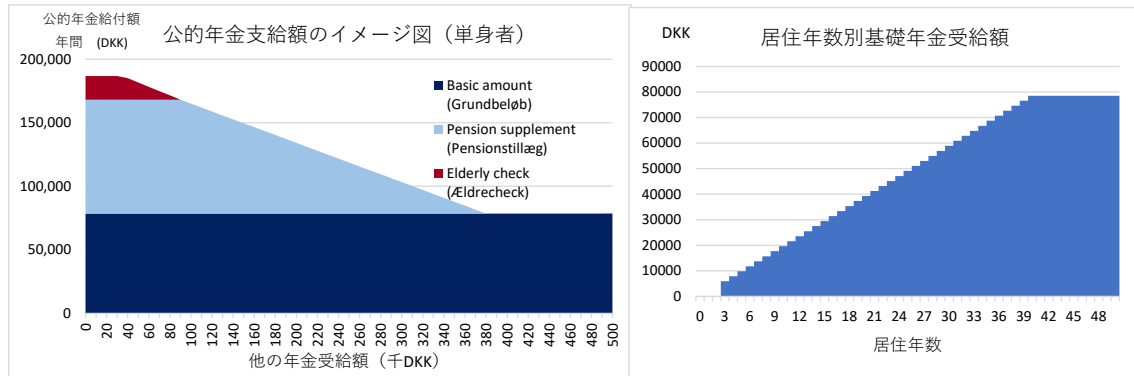
	Single	Married / Cohabiting
Basic amount per month before tax	6,547 kr.	6,547 kr.
Pension supplement per. month before tax	7,472 kr.	3,800 kr.
<b>Total national pension per. month before tax</b>	<b>14,019 kr.</b>	<b>10,347 kr.</b>
Elderly check per. years before tax	18,600 kr.	DKK 18,600 for each
Wealth limit	93,000 kr.	DKK 93,000 in total

出所：Ældre Sagen

<sup>2</sup> デンマークの基礎年金は居住年数をベースとし全額税を財源としているが、居住者はEU最高税率である25%の付加価値税（VAT）を支払っているため、必ずしも拠出と給付が無関係の公的年金とは言えないことには留意が必要である

<sup>3</sup> 2025年7月1日以降は15歳から公的退職年齢までの期間の9/10へと変更される

[図表 3-3] 公的年金支給額のイメージ図



出所：各種資料から年金シニアプラン総合研究機構作成

[図表 3-4] 老齢年金と早期退職年金の支給年齢

	Statutory retirement ages, 2006-reform		Statutory retirement ages, 2011-reform	
	VERP	Old age pension	VERP	Old age pension
2012	60	65	60	65
2013	60	65	60	65
2014	60	65	60½	65
2015	60	65	61	65
2016	60	65	61½	65
2017	60	65	62	65
2018	60	65	62½	65
2019	60½	65	63	65½
2020	61	65	63	66
2021	61½	65	63	66½
2022	62	65	63½	67
2023	62	65	64	67
2024	62	65½	64	67
2025	63	66	64	67
2026	63	66½	64	67
2027	63	67	65	67
2028	63	67	65	67
2029	63	67	65	67
2030	64	68	65	68
Later	Indexed to life expectancy	Indexed to life expectancy	Indexed to life expectancy	Indexed to life expectancy

出所：Finansministeriet (2020)<sup>4</sup>

<sup>4</sup> Finansministeriet (2020)、"Pension Projection Exercise 2021 Country Fiche Denmark"

早期退職年金（Førtidspension）は、すべての被用者と自営者を対象とした任意加入の公的年金制度であり、失業保険制度の加入者で早期退職スキームへの任意拠出を 30 歳以下の年齢から 30 年以上拠出した加入者のみが対象となっている。

かつては公的年金の支給開始年齢の 5 年前から早期退職年金の受給が可能であったが、2011 年の改革により支給開始年齢の 3 年前からへと変更になっている。

## 1.1 労働付加年金（ATP）

16 歳以上で月に 39 時間以上就労した場合 ATP への拠出が必要とされており、拠出額は労働時間によって定められている。ATP への拠出は雇用主が 3 分の 2、被用者が 3 分の 1 で、月 117 時間以上労働した場合の拠出額は月 284 デンマーククローネ（1DKK=17 円換算で 4,828 円）とさほど水準は高くない。

拠出金の 20%相当はボーナス拠出とされ、他に遺族年金に充当されるリスク拠出が拠出額から差し引かれる。

[図表 3-5] ATP への拠出額

	被用者	雇用主	合計
月117時間以上	94.65 DKK	189.35 DKK	<b>284.00 DKK</b>
月78-116時間	63.10 DKK	126.25 DKK	<b>189.35 DKK</b>
月39-77時間	31.55 DKK	63.10 DKK	<b>94.65 DKK</b>
月39時間未満	0.00 DKK	0.00 DKK	<b>0.00 DKK</b>

出所：ATP

ATP から支払われる年金は終身年金が基本であるが、残高が 3,150 デンマーククローネに満たない場合は一時金として支払われる。

18 歳から 67 歳までフルに就労した場合の ATP の最高年金額は 28,700 デンマーククローネ（1DKK=17 円換算で 487,900 円）と年金額の水準は低い。年金は課税対象である。

支払い開始年齢は基礎年金と同じとなっており、最低拠出期間の定めは無い。

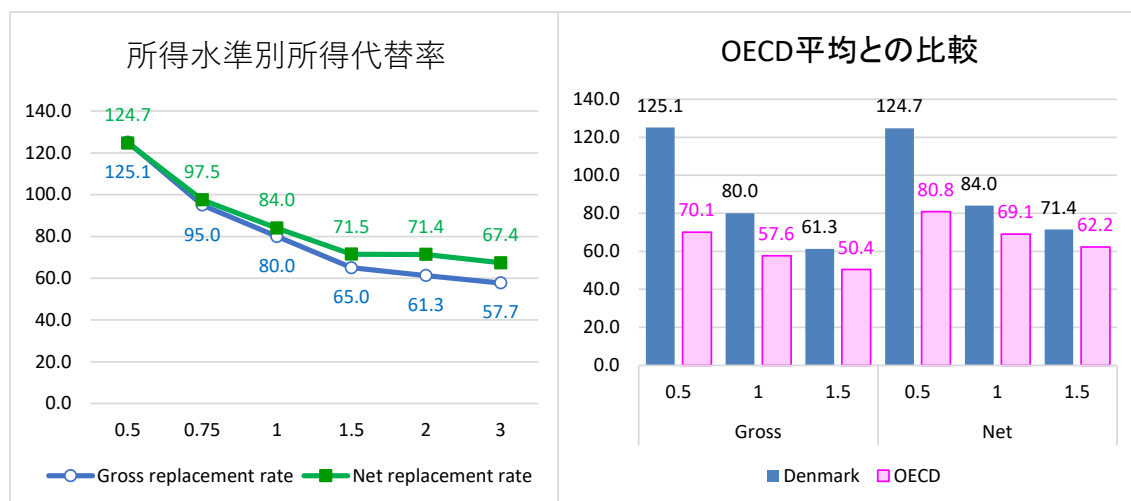
ATP の年金額は、名目ベースでインフレ率等には連動しないが、ATP の財政状況によってはボーナス給付が実施される制度となっている。

## 2 年金給付水準と高齢者の貧困

OECD のレポート<sup>5</sup>では2072年に74歳で退職した場合の所得代替率はグロスで80.0%、税効果等を考慮したネットでは84.0%となっている。

デンマークの所得代替率は OECD 諸国の中でも高い水準に位置しており、特に平均収入の2分の1の所得水準の場合には、グロスで125.1%、ネットで124.7%と極めて高い水準となっている。ただし、法定退職年齢が60歳時の平均余命の変化に連動する制度であるため、OECD の算出する所得代替率は2072年に74歳で退職した場合となっており、他の国と比較して退職年齢が著しく高い想定でのものであることには留意が必要と考えられる。

[図表 3-6] 所得代替率



出所：OECD から年金シニアプラン総合研究機構作成

EU の Pension Adequacy Report では、理論的所得代替率 (TRR: Theoretical replacement rate) として、特定のキャリアを想定して退職初年度の年金収入額を退職直前の収入と比較するもので、様々なケースそれぞれの現在と将来の TRR を計算している。

2021年版の Pension Adequacy Report におけるベースケースは、40年のキャリアの後にペナルティを課すことなく退職できる最も早い年齢として定義される標準退職年齢 (SPA: standard pensionable age) において、標準的な雇用契約で途切れることのない40年のキャリアの後に退職した場合として算出されている。

ベースケースにおけるデンマークの2019年のTRRは、平均所得の場合グロスで63.6%、ネットで65.3%とさほど高くはない<sup>6</sup>が、低所得 (平均所得の66%) の場合にはグロスで

<sup>5</sup> OECD(2021a)、“Pension at a Glance 2021”

<sup>6</sup> 計算前提が異なるため OECD の数値とは異なるものとなる



87.6%、ネットで 87.0%とやや上昇する。また、デンマークでは、グロスと税効果等を考慮したネットでの差異が小さいことが特徴となっている。

社会保険料の拠出年数が半分の 20 年となった場合には、平均所得でグロスが 52.5%、ネットが 54.8%へと低下するが、低下幅は小さい。

3 年間のキャリアブレイクのケースでは、失業と子供の養育によるキャリアブレイクでは、いずれもグロスで 64.2%、ネットで 65.8%と、ベースケースよりも若干ながら上昇しており、家族の介護による 3 年間のキャリアブレイクでも低下幅は小さいものとどまっている。

2059 年（2019 年に就労、40 年後に標準退職年齢に達し年金受給を開始）の TRR は、平均所得の場合グロスで 76.4%、ネットで 73.2%へと上昇するが、平均所得や高所得ではグロスの数値よりも税効果等を考慮したネットでの数値の方が低い計算となっている。

また、40 年のキャリアで 65 歳で退職という旧基準のベースケースでは、法定退職年齢に届いていないことから大幅な低下となっている。

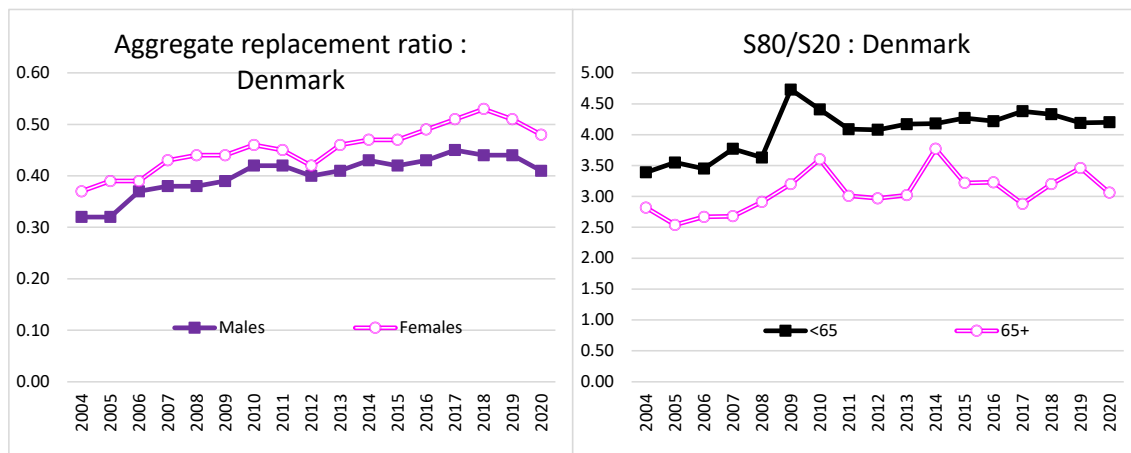
〔図表 3-7〕 理論的所得代替率（TRR）のケース別変化（2019 年、2059 年）

Theoretical Replacement Rates (TRR)	Net (%)						Gross (%)					
	2019		2059		Change		2019		2059		Change	
	Men	Women	Men	Women	Men	Women	Men	Women	Men	Women	Men	Women
<b>Base case: 40 years up to the SPA</b>												
High earnings (100->200%)	41.7	41.7	47.2	47.2	5.5	5.5	36.3	36.3	41.8	41.8	5.5	5.5
Average earning (100%)	65.3	65.3	73.2	73.2	7.9	7.9	63.6	63.6	76.4	76.4	12.8	12.8
Low earnings (66%)	87.0	87.0	96.8	96.8	9.8	9.8	87.6	87.6	98.3	98.3	10.7	10.7
<b>Short career (20 year career)</b>												
Average earning (100%)	54.8	54.8	60.8	60.8	6.0	6.0	52.5	52.5	58.9	58.9	6.4	6.4
Low earnings (66%)	75.6	75.6	81.8	81.8	6.2	6.2	75.1	75.1	81.8	81.8	6.7	6.7
<b>Career break – unemployment: 3 years</b>												
Average earning (100%)	65.8	65.8	72.1	72.1	6.3	6.3	64.2	64.2	70.7	70.7	6.5	6.5
Low earnings (66%)	87.8	87.8	95.7	95.7	7.9	7.9	88.5	88.5	97.1	97.1	8.6	8.6
<b>Career break due to child care: 3 years</b>												
Average earning (100%)	65.8	65.8	72.3	72.3	6.5	6.5	64.2	64.2	71.0	71.0	6.8	6.8
Low earnings (66%)	87.8	87.8	96.0	96.0	8.2	8.2	88.5	88.5	97.3	97.3	8.8	8.8
<b>Career break care to family dependant: 3 years</b>												
Average earning (100%)	62.5	62.5	71.3	71.3	8.8	8.8	60.6	60.6	69.9	69.9	9.3	9.3
<b>Old base case: 40 years up to age 65</b>												
Average earning (100%)	65.3	65.3	26.2	26.2	-39.1	-39.1	63.6	63.6	22.6	22.6	-41.0	-41.0
Low earnings (66%)	87.0	87.0	27.5	27.5	-59.5	-59.5	87.6	87.6	22.6	22.6	-65.0	-65.0

出所：2021 年 Pension Adequacy Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

年金以外の社会保障給付額を除いた 65～74 歳の所得中央値と 50～59 歳の労働所得の中央値を比較した数値である Aggregate Replacement Ratio (ARR) という Eurstat のデータでみると、2020 年のデンマークの ARR は 45%で EU 平均の 55%を下回っている。男女別では男性が 41%、女性が 48%となっており、女性の方がやや高めの推移となっている。

[図表 3-8] ARR と S80/S20 の推移

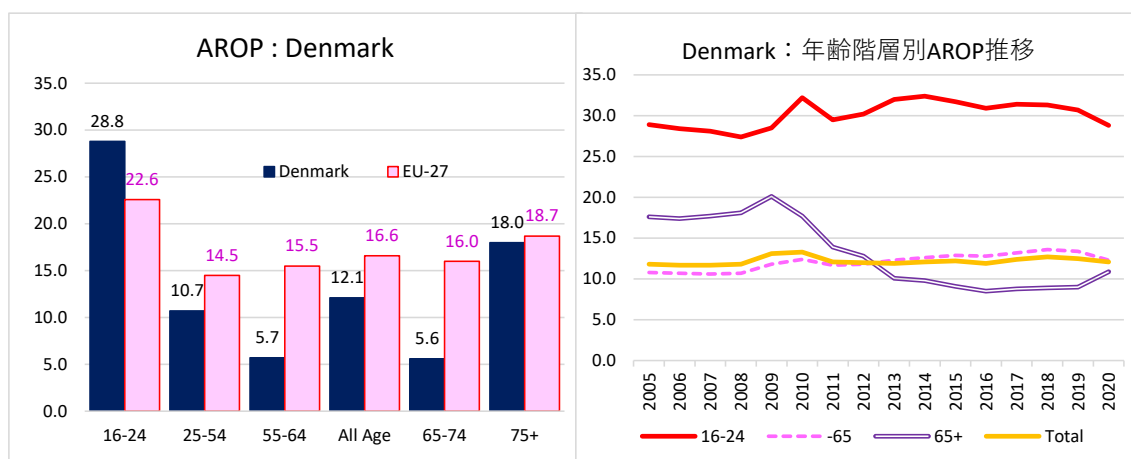


出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

所得格差の状況を所得 5 分位の上位 20%の所得と下位 20%の所得の倍率で示す S80/S20 は全体で 4.00 倍とユーロ圏平均の 5.38 倍との比較では格差は小さい。中でも 65 歳未満の 4.20 倍であるのに対して 65 歳以上では 3.06 倍と高齢者層における所得格差は非常に小さい状況となっている。

ただし、水準としては引き続き低いものの、世界経済危機以降小幅ながら所得格差は若干ながら拡大した水準での推移となっている。

[図表 3-9] 貧困リスク率 (AROP) の推移



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

65 歳以上の貧困リスク率 (At-risk-of-poverty rate : AROP) <sup>7</sup>は、2020 年では 65 歳未満が 12.3%で、65 歳以上が 10.9%と共に EU 加盟 27 か国平均を大きく下回っている。た

<sup>7</sup> 所得が中央値の 60%以下の比率で示される

だし、16-24歳のAROPは30.0%前後と極めて高い水準での推移が続いており、2020年は若干低下したものの28.8%となっている。

デンマークにおける65歳以上のAROPは、全年齢のAROPの水準を上回って推移していたが、2009年の20.1%をピークに低下へと転じ、2013年以降は全年齢のAROPを下回って推移している。2014～2019年は10%を下回っていたが、2020年は全年齢のAROPは低下したのに対しやや上昇し10.9%と久々に10%を上回った。

65～74歳のAROPは5.6%と極めて低いのに対し、75歳以上のAROPは18.0%と高く、高齢者の中でも年齢によりAROPの水準が大きく異なる状況が続いている。

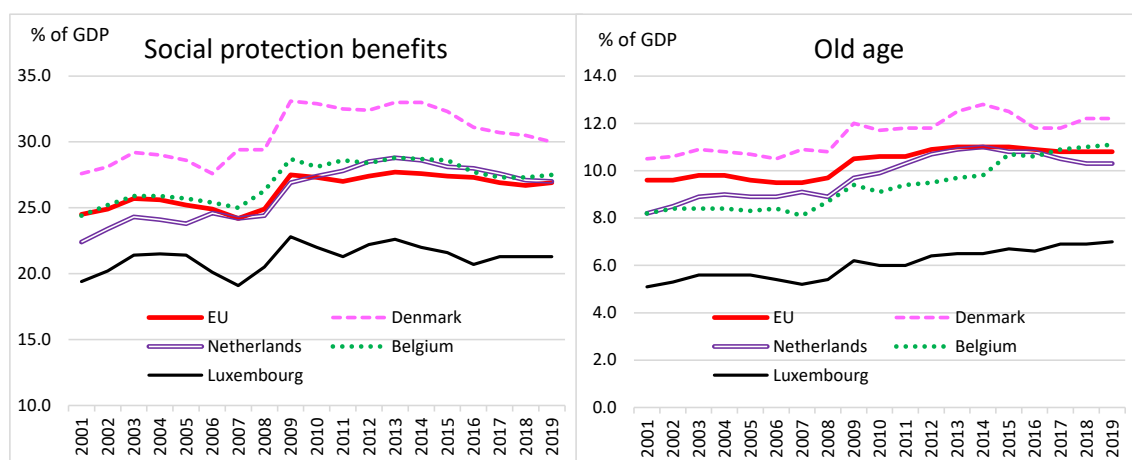
### 3 社会保障支出と年金財政

#### 3.1 社会保障支出

Eurostatのデータによると、2019年におけるデンマークの対GDP比での社会保障支出は30.0%でEU平均の26.9%を上回り、フランスの31.4%に次ぐEU内第2位の高さで、老齢年金支出の対GDP比も12.2%でEU平均の10.8%を上回っている。

社会保障支出、老齢年金支出共に対GDP比での水準は常にEU平均を上回っての推移が続いているが、準強制加入で加入率の高いの職域年金からの民間社会保障支出の数値を含むものではある。

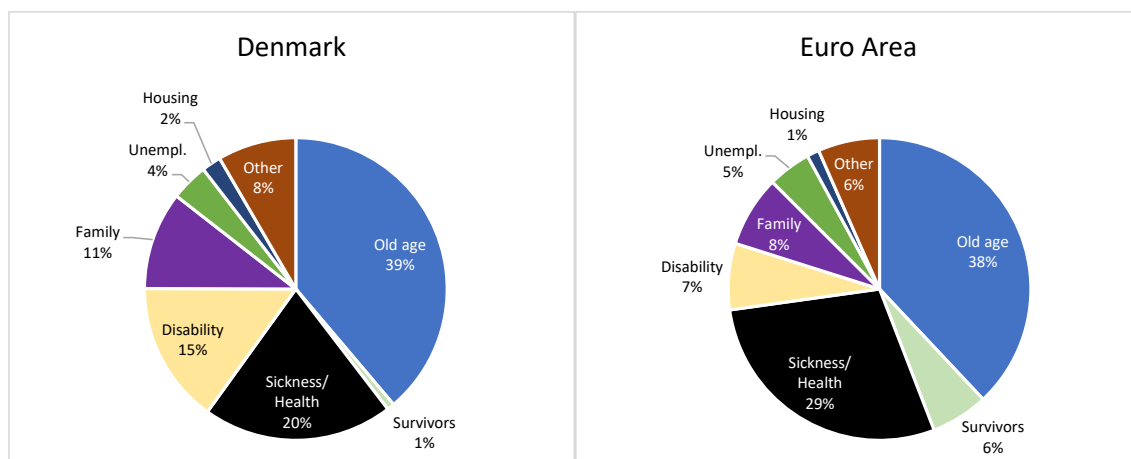
[図表 3-10] 社会保障支出と老齢年金支出の対GDP比での推移



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

社会保障支出全体の対 GDP 比の水準は、リーマンショックによる GDP の縮小影響等から 2013 年と 2014 年に 33.0%にまで上昇したが、足元はやや低下傾向にある。老齢年金支出も 2014 年に 12.8%まで上昇したがその後はやや落ち着き、12%前後でほぼ横ばいの推移となっている。

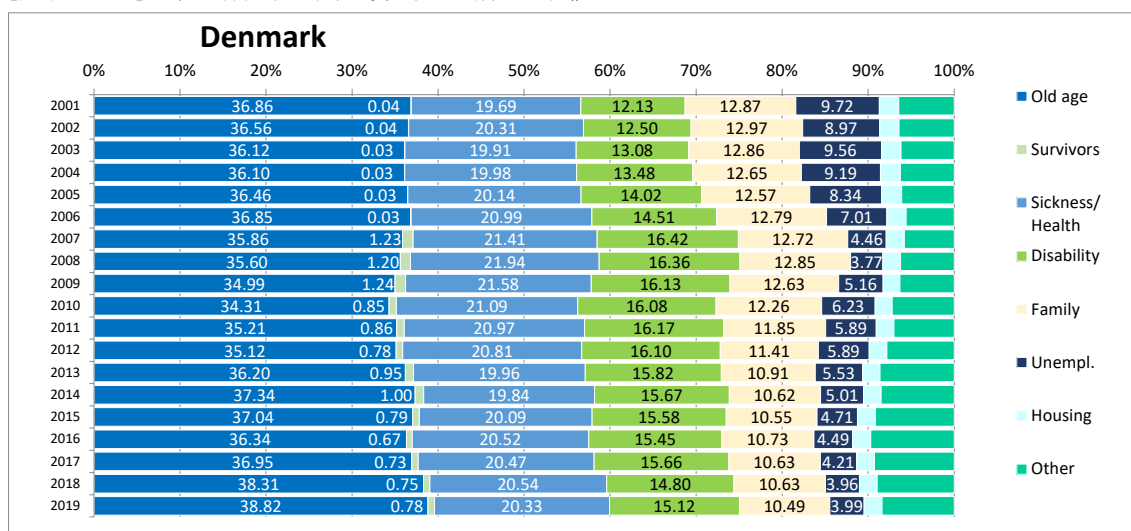
[図表 3-11] デンマークとユーロ圏の社会保障支出分野別構成比



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

社会保険支出に占める家族手当と失業手当の構成比が低下している。

[図表 3-12] 社会保障支出の分野別構成比推移



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

2019 年の社会保障支出の分野別構成比は、老齢年金が 38.82%（ユーロ圏 19 か国平均 38.00%）、医療・健康が 20.33%（同 28.66%）、障害年金が 15.12%（同 7.09%）、家族手当

が 10.49% (同 7.61%)、失業手当 3.99% (同 4.61%) 遺族年金が 0.78% (同 6.13%) などとなっており、障害年金と家族手当の構成比が高く、医療・健康と遺族年金の構成比が低くなっている。

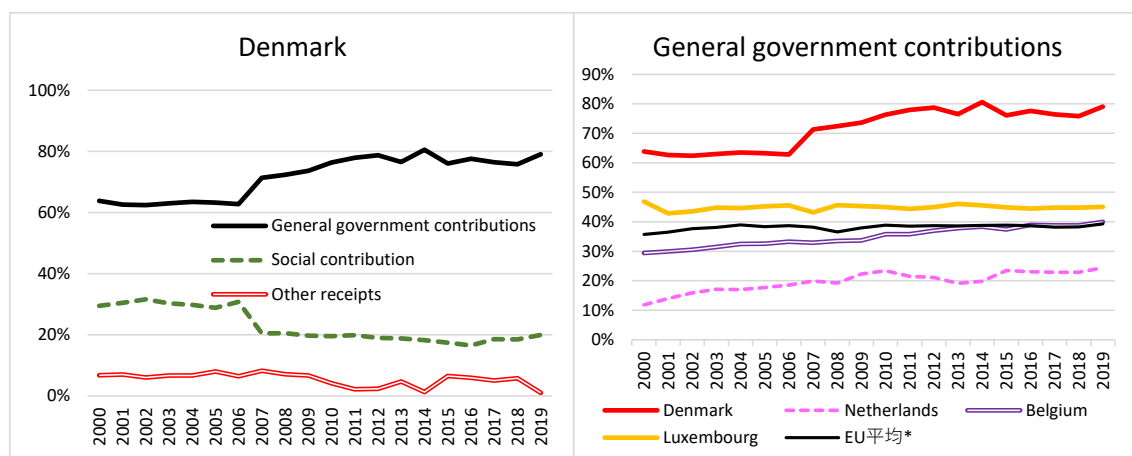
### 3.2 社会保障支出の財源

デンマークでは公的年金が税財源であることもあり、社会保障支出の財源としては社会保障拠出金の構成比が低く、政府支出の構成比が著しく高くなっており、EU 内でも特異なアウトライヤーとなっている。

Eurostat のデータでは、2019 年におけるデンマークの社会保障支出の財源構成比は、社会保障拠出金が 20.0% (EU 平均 57.3%)、政府支出が 79.1% (同 39.3%)、その他が 1.0% (同 3.4%) となっている。

社会保障支出に占める政府支出の構成比は一貫して EU 平均を大きく上回っているが、2000 年の 63.9% から 2007 年には 70% 台に乗せ、2014 年には 80.6% にまで達している。社会保障拠出金の構成比は 2006 年までは 30% 前後であったが 2007 年に 20.4% へと低下しその後は 20% 前後での推移となっている。

[図表 3-13] 社会保障支出の財源構成比推移と各国の政府支出構成比推移



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

### 3.3 年金財政プロジェクト

2021年版の Ageing Report では、デンマークの対 GDP 比での公的年金支出額は COVID-19 の影響を受けた 2020 年に 9.7%へと上昇するが 2030 年には基準年である 2019 年を△0.8%下回る 8.1%へ低下、その後も低下傾向が続き推計最終年の 2070 年には 7.3%となり、2019 年と 2070 年の比較では△2.0%低下する推計となっている。

内訳としては、2019 年と 2070 年との比較で、老齢年金が△2.3%（フラットレート部分△1.0%、給与比例部分△1.3%）、障害年金が+0.3%となっている。

[図表 3-14] 公的年金支出額の対 GDP 比率の推計値

Denmark	2019	2030	2040	2050	2060	2070	peak value	peak year	change 2019-2070
<b>Total public pensions</b>	<b>9.3</b>	<b>8.5</b>	<b>8.1</b>	<b>7.6</b>	<b>7.2</b>	<b>7.3</b>	<b>9.7</b>	<b>2020</b>	<b>-2.0</b>
Old-age and early pensions	7.4	6.7	6.1	5.6	5.1	5.1	7.8	2020	-2.3
Flat component	6.1	5.8	5.7	5.5	5.1	5.1	6.4	2020	-1.0
Earnings-related	1.3	0.9	0.4	0.1	0.0	0.0	1.4	2020	-1.3
<i>Minimum pensions(non-contributory) i.e.minimum income guarantee for people above 65</i>	5.7	5.6	5.6	5.3	5.0	5.0	5.9	2020	-0.7
Disability pensions	1.8	1.9	2.0	2.0	2.1	2.1	2.1	2070	0.3
Survivors' pensions	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Other pensions	-	-	-	-	-	-	-	-	-

出所：2021 Ageing Report

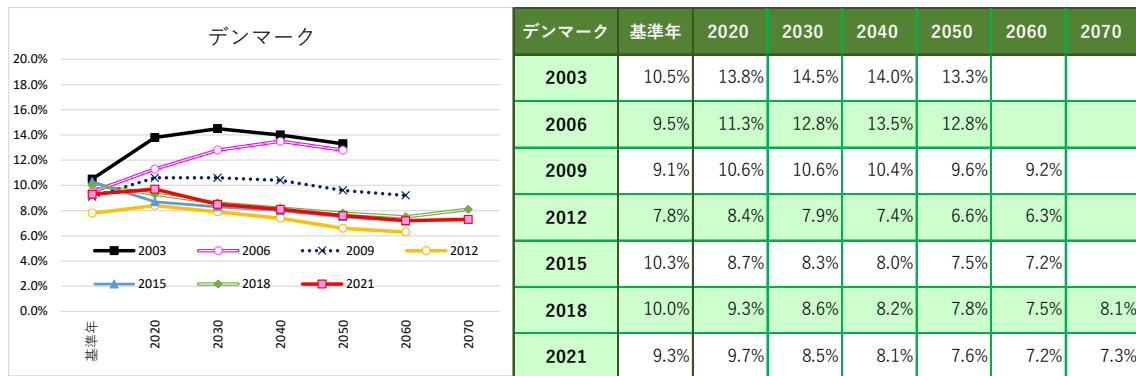
また、ネットでの公的年金の対 GDP 比支出額は 2019 年の 4.6%から 2070 年には 2.3%へと△2.3%の低下となっている。デンマークの公的年金のうち基礎年金は全額税財源のため、早期退職年金制度の VERP 向け拠出以外にはないが、支払年金額(公的年金+職域年金)は課税対象であるため、公的年金のネット支出額は低水準となっている。また、職域年金を併せた年金支出額は 13%台でほぼ横ばい推移となっている。

[図表 3-15] 年金支出額と年金拠出額の対 GDP 比率の推計値

Denmark	2019	2030	2040	2050	2060	2070	peak value	peak year	change 2019-2070
<b>Expenditure</b>									
<b>Gross public pension expenditure</b>	<b>9.3</b>	<b>8.5</b>	<b>8.1</b>	<b>7.6</b>	<b>7.2</b>	<b>7.3</b>	<b>9.7</b>	<b>2020</b>	<b>-2.0</b>
Private occupational pensions	4.8	5.0	5.7	5.9	5.8	6.0	6.0	2070	1.3
<b>Gross total pension expenditure</b>	<b>14.0</b>	<b>13.5</b>	<b>13.8</b>	<b>13.5</b>	<b>13.0</b>	<b>13.3</b>	<b>15.0</b>	<b>2020</b>	<b>-0.7</b>
Net public pension expenditure*	4.6	3.6	3.0	2.6	2.4	2.3	4.7	2020	-2.3
<b>Net total pension expenditure*</b>	<b>9.4</b>	<b>8.6</b>	<b>8.7</b>	<b>8.5</b>	<b>8.2</b>	<b>8.4</b>	<b>10.0</b>	<b>2020</b>	<b>-1.0</b>
<b>Contributions</b>									
Public pension contributions	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	2019	0.0
<b>Total pension contributions</b>	<b>5.9</b>	<b>5.8</b>	<b>5.8</b>	<b>5.8</b>	<b>5.7</b>	<b>5.6</b>	<b>6.3</b>	<b>2020</b>	<b>-0.4</b>

出所：2021 Ageing Report

[図表 3-16] 公的年金支出額の対 GDP 比率推計値の Ageing Report 毎の推移



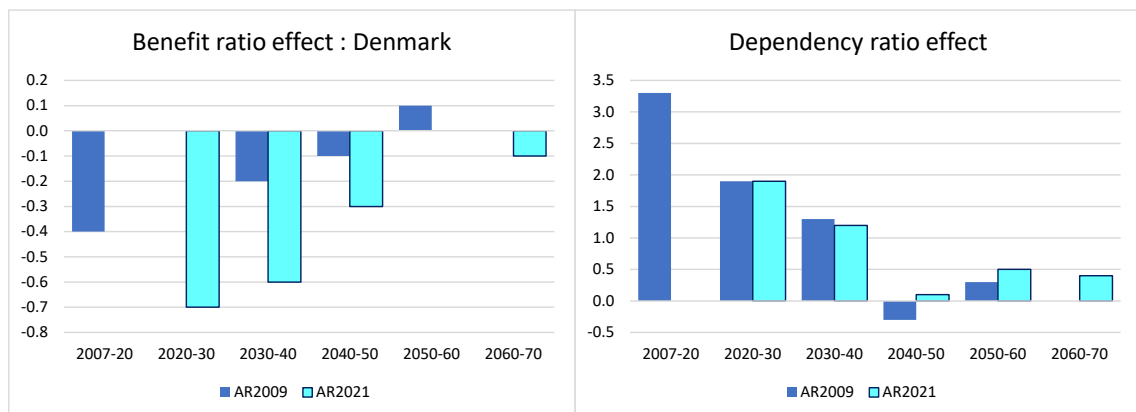
出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

対 GDP 比での公的年金支出額は 2006 年の年金改革で年金支給開始年齢が引き上げられた効果から 2009 年版の Ageing Report 以降の推計では横ばいもしくは小幅低下へと変化している。

最新の 2021 年版におけるプロジェクションと 2007 年を基準年とする 2009 年版との比較をすると、ともに人口動態的要因による支出増は徐々に低下し、2040 年以降は小幅な影響にとどまるという推計となっている。

給付要因については 2009 年版と比較して 2021 年版では 2020～2050 年には相応の幅で支出の削減要因として寄与している。

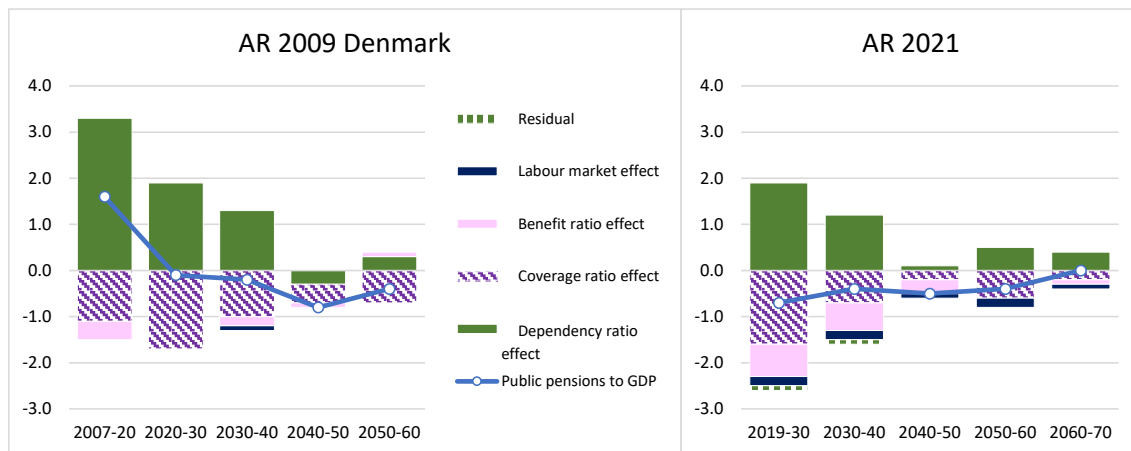
[図表 3-17] 2009 年と 2021 年の Ageing Report における要因変化



出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

給付要因が支出抑制に寄与する推計となったことにより、2021 年版では 2020～2060 年まではどの 10 年間も対 GDP 比での公的年金支出額は減少する推計となっている。

[図表 3-18] 2009 年と 2021 年の Ageing Report における変動要因比較



出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成



## 第4章 オランダ

### 1 年金制度の概要

オランダの公的年金 AOW (Algemene Ouderdomswet) は 15 歳から 65 歳の間におけるオランダへの居住年数によって年金額が決まる定額 (フラットレート) 年金で、ミーンズテスト付きの非拠出型年金として AIO (Aanvullende Inkomensvoorziening Ouderen) も存在する。

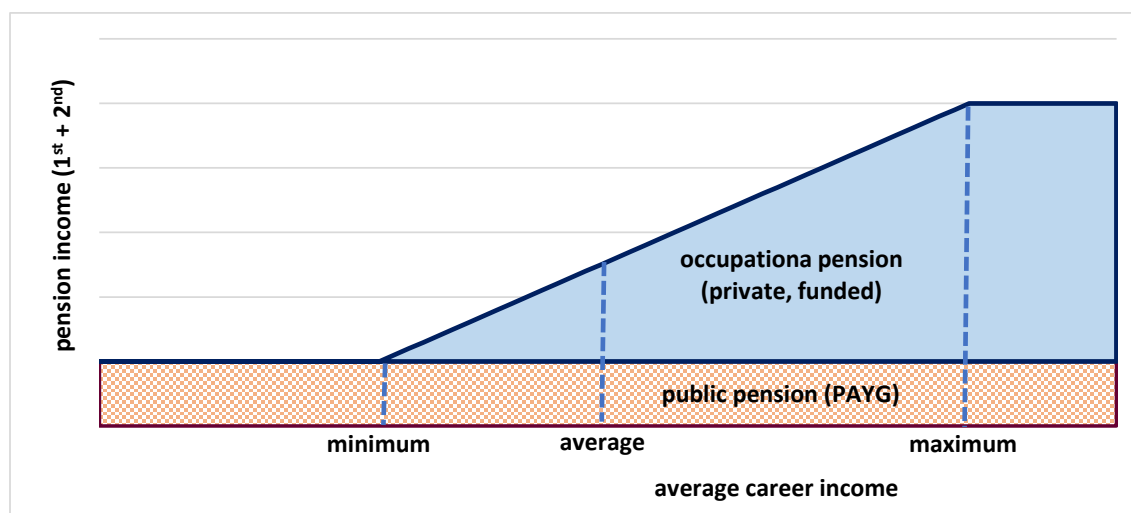
職域年金は、主として業界別の労使交渉で設定されるが、職域年金が設定された場合には法律により業界全体に適用が義務付けられる準強制加入の制度であるため加入率は高い。

AOW の給付水準は最低賃金に連動しており、単身者の場合は健康保険への拠出 (ZvW contribution) 控除後のネットで最低賃金の 70%、カップルの場合一人 50%となっており水準としてはさほど高くないが、準強制加入で加入率の高い職域年金からの年金支給額との合算では相応に高い給付水準となっている。

職域年金の年金支給額は公的年金である AOW と一体として設計されることが通常で、AOW と併せた支給額が最大 70%となることを目標<sup>1</sup>としているとされる。また、職域年金の支給開始年齢は公的年金とリンクされている。

公的年金と職域年金のカバレッジが高いこともあり、任意加入の個人年金の存在感は低い。

[図表 4-1] オランダの公的年金と職域年金の給付額のイメージ図



出所：2021 Ageing Report

<sup>1</sup> EC(2021b)、"2021 Pension Adequacy Report – vol2" P246

## 1.1 拠出型公的年金

公的年金の AOW (Algemene Ouderdomswet) は法定退職年齢 (2021 年 : 66 歳 4 か月) に達すると 15 歳から 65 歳の間におけるオランダへの居住年数によって年金額が決まる定額 (フラットレート) 年金である。年金額は 50 年間のフル居住で満額が支払われ、非居住期間は 1 年につき 2% ずつ減額される。

AOW の支給開始年齢は 2022 年は 66 歳 7 か月、2023 年は 66 歳 10 か月、2024 年は 67 歳で、2025 年以降は 65 歳時の平均余命の変化の 3 分の 2 に連動する予定となっている。AOW に早期退職年金制度は存在しない。

AOW は賦課方式 (PAYG) で、拠出率は 1997 年以降 17.90% (法定上限は 18.25%)、全額が被用者の負担で雇用主からの拠出は無い。拠出対象所得には上限が設定されており、2022 年の上限は 35,472 ユーロ (1 ユーロ=130 円換算約 460 万円) となっている。2021 年版の Pension Adequacy Report によれば、AOW 支出額の 70% が加入者からの拠出で賄われており、残額は一般財政から補填されている<sup>2</sup>。

AOW の給付水準は最低賃金に連動しており、単身者の場合は健康保険への拠出 (ZvW contribution) 控除後のネットで最低賃金の 70%、カップルの場合一人 50%<sup>3</sup>とされている。また、毎年 5 月に休暇手当が支給されている。

[図表 4-2] 2022 年の AOW 満額支給月額

Monthly amount per person	You live on your own (you do not share a household with another adult)		You are married or living with (sharing a house with) another adult	
	With tax credit	Without tax credit	With tax credit	Without tax credit
Gross amount	€ 1,316.77	€ 1,316.77	€ 901.07	€ 901.07
Tax and national insurance contributions ('Loonheffing')	€ 0.00	€ 251.83	€ 0.00	€ 172.50
Zvw health insurance contribution	€ 72.42	€ 72.42	€ 49.55	€ 49.55
<b>Net amount</b>	<b>€ 1,244.35</b>	<b>€ 992.52</b>	<b>€ 851.52</b>	<b>€ 679.02</b>
Holiday allowance	€ 70.54	€ 70.54	€ 50.39	€ 50.39
<b>TOTAL</b>	<b>€ 1,314.89</b>	<b>€ 1,063.06</b>	<b>€ 901.91</b>	<b>€ 729.41</b>

出所 : SVB から年金シニアプラン総合研究機構作成

2021 年版の Pension Adequacy Report によれば、2018 年における AOW 受給者のうち 81% が満額年金を受領しており、65 歳以上の所得の 46.27% を AOW が占めているとされて

<sup>2</sup> 2000 年の時点では AOW の支出額は全額拠出で賄われていたが、徐々に一般財政からの補填比率は上昇しているとされている

<sup>3</sup> 2015 年まではパートナーが 65 歳に達していなくても最低賃金の 100% 相当額が 2 人分として支払われていたが、2016 年以降はパートナーの所得状況によって判定されている

いる。

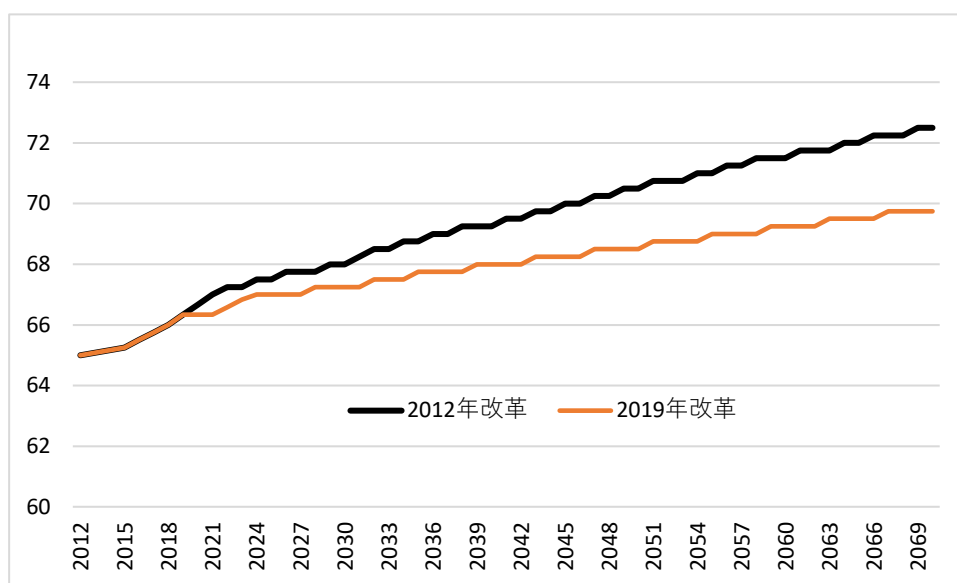
尚、1998年に部分積立ファンドとして AOW Savings Fund が設定されたが 2011年に廃止されている。

### 1.1.1 公的年金支給開始年齢

オランダの年金支給開始年齢は男女とも 65 歳に設定されていたが、2012年の年金改革で 2023年までに 67歳へと引き上げ、その後は 65歳時の平均余命の変化に連動することとされた。その後 2019年に、労働組合と雇用者団体との間での合意に基づき、年金支給開始年齢は 2021年まで 66歳 4か月で据え置かれることとなり、67歳への引き上げは 2024年に延期、その後の平均余命への連動幅はフル連動から平均余命の変化の 3分の2の幅へと圧縮されることに変更されている。

この結果、Ageing Report における 2070年の年金支給開始年齢の予測値は、72歳 6ヶ月から 69歳 9か月へと 2.75歳低下している。

[図表 4-3] 年金支給開始年齢の将来予測



出所：2021 Ageing Report

## 1.2 非拠出型年金

AIO (Aanvullende Inkomensvoorziening Ouderen) は、無年金または AOW の満額年金の受給資格が無い高齢者向けのミーンズテスト付非拠出型年金となっている。

AIO の受給要件は、AOW の支給開始年齢に達しており、無収入または収入が少なく、一定以上の資産を保有していないオランダの居住者とされている。

[図表 4-4] 2022 年の AOI 支給上限月額

Your situation	Amount	Holiday allowance	Total
You live on your own (you do not share a household with another adult)	€ 1,152.41	€ 60.65	<b>€ 1,213.06</b>
You live with your partner	€ 1,560.41	€ 82.13	<b>€ 1,642.54</b>
You have a partner who does not receive an AIO supplement	€ 780.21	€ 41.06	<b>€ 821.27</b>
You do not have a partner and you live in a nursing home	€ 360.70	€ 18.98	<b>€ 379.68</b>
Your partner is in a nursing home	€ 360.70	€ 18.98	<b>€ 379.68</b>
You and your partner are in a nursing home	€ 585.86	€ 30.83	<b>€ 616.69</b>

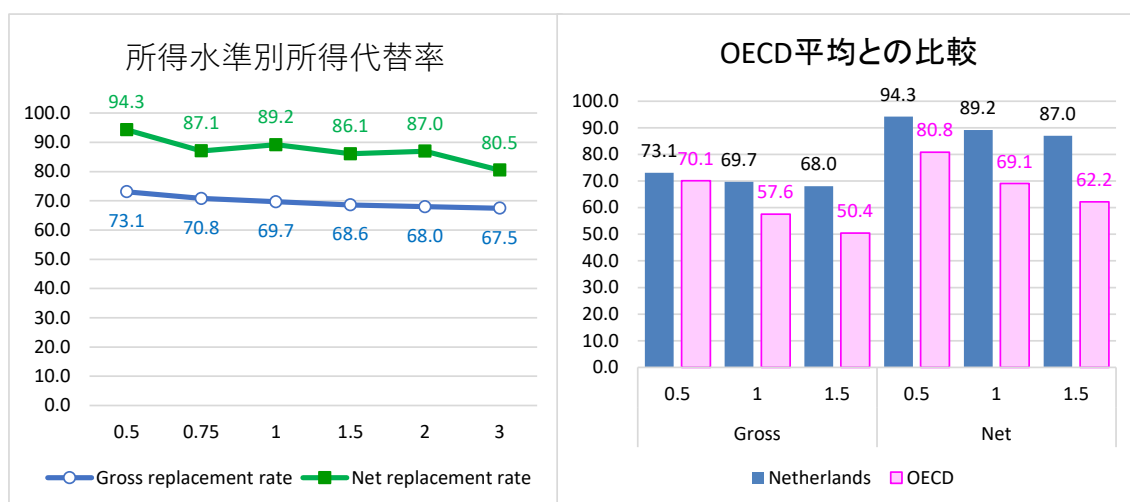
出所：SVB から年金シニアプラン総合研究機構作成

## 2 年金給付水準と高齢者の貧困

オランダの所得代替率は OECD 諸国の中でも高い水準に位置している。OECD のレポート<sup>4</sup>では 2069 年に 71 歳で退職した場合の所得代替率はグロスで 69.7%、税効果等を考慮したネットでは 89.2%となっている。

ただし、法定退職年齢が 65 歳時の平均余命の変化の 3 分の 2 に連動する制度であるため、2069 年に 71 歳で退職した場合と、他の国と比較して退職年齢がやや高い想定でのものであることには留意が必要と考えられる。

[図表 4-5] 所得代替率



出所：OECD から年金シニアプラン総合研究機構作成

EU の Pension Adequacy Report では、理論的所得代替率 (TRR: Theoretical replacement rate) として、特定のキャリアを想定して退職初年度の年金収入額を退職直前の収入と比較するもので、様々なケースそれぞれの現在と将来の TRR を計算している。

2021 年版の Pension Adequacy Report におけるベースケースは、40 年のキャリアの後にペナルティを課すことなく退職できる最も早い年齢として定義される標準退職年齢 (SPA: standard pensionable age) において、標準的な雇用契約で途切れることのない 40 年のキャリアの後に退職した場合として算出されている。

ベースケースにおけるオランダの 2019 年の TRR は、平均所得の場合グロスで 93.2%、ネットで 106.1%と高く<sup>5</sup>、低所得 (平均所得の 66%) の場合にはグロスで 95.7%、ネットで 100.8%とグロスでは平均所得をやや上回るが、税効果等を考慮したネットでは平均所得

<sup>4</sup> OECD(2021)、“Pension at a Glance 2021”

<sup>5</sup> 計算前提が異なるため OECD の数値とは異なるものとなる

の場合をやや下回る計算となっている。これは公的年金は定額年金（フラットレート）であるが、準強制加入で所得比例の職域年金が計算上含まれているためと考えられる。

2059年（2019年に就労、40年後に標準退職年齢に達し年金受給を開始）のTRRは、平均所得の場合グロスで70.9%、ネットでは80.2%へと低下すると、水準としては高さを保っているものの、スタート水準が高いこともあり相応の低下幅となっている。

社会保険料の拠出年数が半分の20年となった場合には、グロスで56.3%、ネットでは65.4%へと低下する。

キャリアブレイクのケースでは、失業、子供の養育、家族の介護での3年間のキャリアブレイクでは、いずれもグロスで89.2%、ネットでは102.1%と、ベースケースからは若干の低下にとどまっている。

また、40年のキャリアで65歳で退職という旧基準のベースケースでは、法定退職年齢に届いていないことから計算上極めて低水準の所得代替率となる。

【図表 4-6】 理論的所得代替率（TRR）のケース別変化（2019年、2059年）

Theoretical Replacement Rates (TRR)	Net (%)						Gross (%)					
	2019		2059		Change		2019		2059		Change	
	Men	Women	Men	Women	Men	Women	Men	Women	Men	Women	Men	Women
<b>Base case: 40 years up to the SPA</b>												
High earnings (100->200%)	102.3	102.3	65.4	65.4	-36.9	-36.9	90.8	90.8	48.9	48.9	-41.9	-41.9
Average earning (100%)	106.1	106.1	80.2	80.2	-25.9	-25.9	93.2	93.2	70.9	70.9	-22.3	-22.3
Low earnings (66%)	100.8	100.8	77.6	77.6	-23.2	-23.2	95.7	95.7	74.6	74.6	-21.1	-21.1
<b>Short career (20 year career)</b>												
Average earning (100%)	81.2	81.2	65.4	65.4	-15.8	-15.8	66.8	66.8	56.3	56.3	-10.5	-10.5
Low earnings (66%)	87.7	87.7	72.7	72.7	-15.0	-15.0	78.9	78.9	70.0	70.0	-8.9	-8.9
<b>Career break – unemployment: 3 years</b>												
Average earning (100%)	102.1	102.1	78.3	78.3	-23.8	-23.8	89.2	89.2	67.4	67.4	-21.8	-21.8
Low earnings (66%)	99.0	99.0	76.9	76.9	-22.1	-22.1	93.1	93.1	74.0	74.0	-19.1	-19.1
<b>Career break due to child care: 3 years</b>												
Average earning (100%)	102.1	102.1	78.5	78.5	-23.6	-23.6	89.2	89.2	67.5	67.5	-21.7	-21.7
Low earnings (66%)	99.0	99.0	77.0	77.0	-22.0	-22.0	93.1	93.1	74.0	74.0	-19.1	-19.1
<b>Career break care to family dependant: 3 years</b>												
Average earning (100%)	102.1	102.1	77.7	77.7	-24.4	-24.4	89.2	89.2	66.9	66.9	-22.3	-22.3
<b>Old base case: 40 years up to age 65</b>												
Average earning (100%)			30.4	30.4	N/A	N/A			26.1	26.1	N/A	N/A
Low earnings (66%)			9.8	9.8	N/A	N/A			9.4	9.4	N/A	N/A

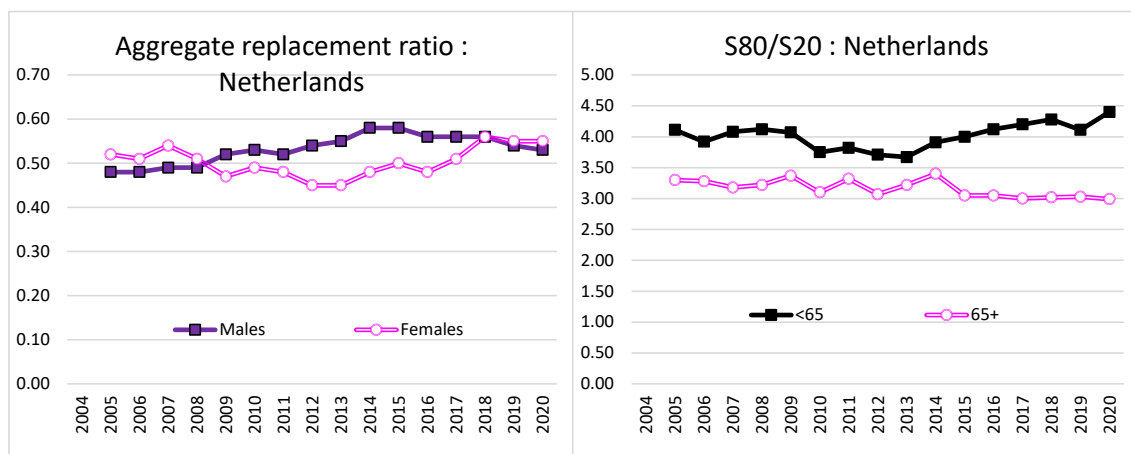
出所：2021年 Pension Adequacy Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

年金以外の社会保障給付額を除いた65～74歳の所得中央値と50～59歳の労働所得の中央値を比較した数値であるAggregate Replacement Ratio (ARR) というEurstatのデータでみると、2020年のオランダのARRは51%でEU平均の55%を下回っている。男女別では男性が53%、女性が55%となっており、男女間での差異はみられない。

所得格差の状況を所得5分位の上位20%の所得と下位20%の所得の倍率で示すS80/S20は全体で4.15倍とユーロ圏平均の5.38倍との比較では格差は小さいが、65歳未満が4.40倍であるのに対して65歳以上では2.99倍と、高齢者層における所得格差は非常に小さい状況となっている。

また、65歳未満では欧州経済危機以降小幅ながら格差の拡大がみられているが、65歳以上ではほぼ横ばいの状況となっている。

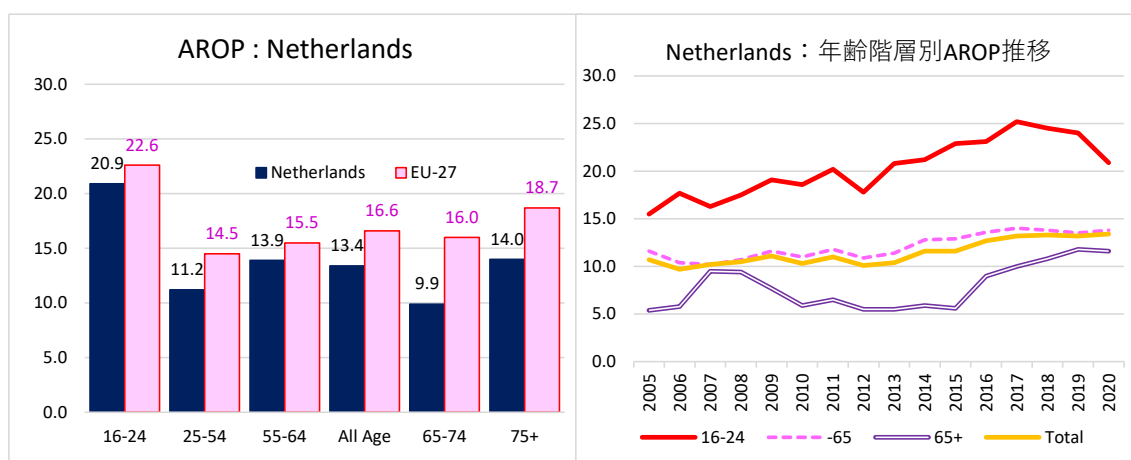
【図表 4-7】 ARR と S80/S20 の推移



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

65歳以上の貧困リスク率（At-risk-of-poverty rate：AROP）<sup>6</sup>は、2020年では65歳未満が13.8%でEU加盟27か国の平均である16.5%を、65歳以上は11.6%とEU加盟27か国平均の17.3%をそれぞれ下回っている。ただし、オランダにおける65歳以上のAROPは、2012～2015年は5%台と極めて低い水準となっていたが、2017年以降は10%を超える水準となっている。16-24歳のAROPは、2020年はやや低下し20.9%となったが、全年齢のAROPを大きく上回る水準での推移が続いている。

【図表 4-8】 貧困リスク率（AROP）の推移



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

<sup>6</sup> 所得が中央値の60%以下の比率で示される

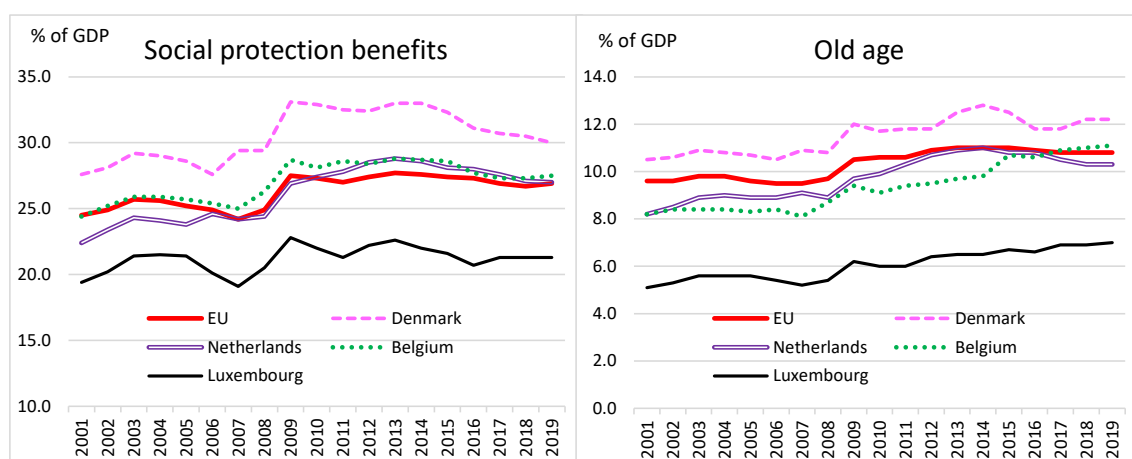
### 3 社会保障支出と年金財政

#### 3.1 社会保障支出

Eurostat のデータによると、2019 年におけるオランダの対 GDP 比での社会保障支出は 27.0%で EU27 各国平均の 26.9%と同水準、老齢年金支出の対 GDP 比は 10.3%で EU27 各国平均の 10.8%をやや下回っている。

オランダの対 GDP 比での社会保障支出は 2001 年の段階では 22.4%で EU 平均の 24.5%をやや下回っていたがその後上昇し 2007 年には EU 平均と並び、世界金融危機発生以降は EU 平均を上回る速さで拡大し EU 平均を上回ったが、2013 年の 28.8%をピークにやや低下基調に転じ、足元では再び EU 平均並みへと戻っている。

[図表 4-9] 社会保障支出と老齢年金支出の対 GDP 比での推移



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

老齢年金支出の対 GDP 比の水準は、2001 年時点では 8.2%と EU 平均の 9.6%を下回っていたが、その後はベビーブーム世代が徐々に退職年齢に達してくるのに連れ緩やかな上昇傾向となり、2014 年には 11.0%で EU 平均と並んだが、2014 年をピークにやや低下基調に転じ、足元では再び EU 平均をやや下回る水準へと戻っている。

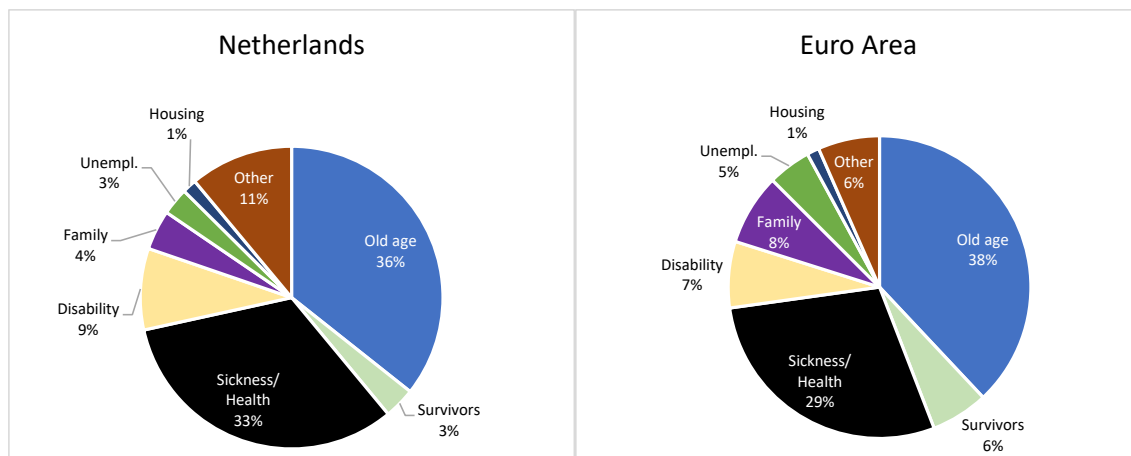
老齢年金支出の伸びの鈍化には、2012 年と 2015 年の年金改革で、年金支給開始年齢の引き上げが実施されたことが寄与しているものと考えられる。

2019 年の社会保障支出の分野別構成比は、老齢年金が 35.67%（ユーロ圏 19 各国平均 38.00%）、医療・健康が 32.57%（同 28.66%）、障害年金が 8.70%（同 7.09%）、家族手当が 4.26%（同 7.61%）、遺族年金が 3.32%（同 6.13%）、失業手当 2.91%（同 4.61%）などとな



っており、医療・健康への支出の構成比がやや高く、遺族年金や失業手当の構成比が低くなっている。

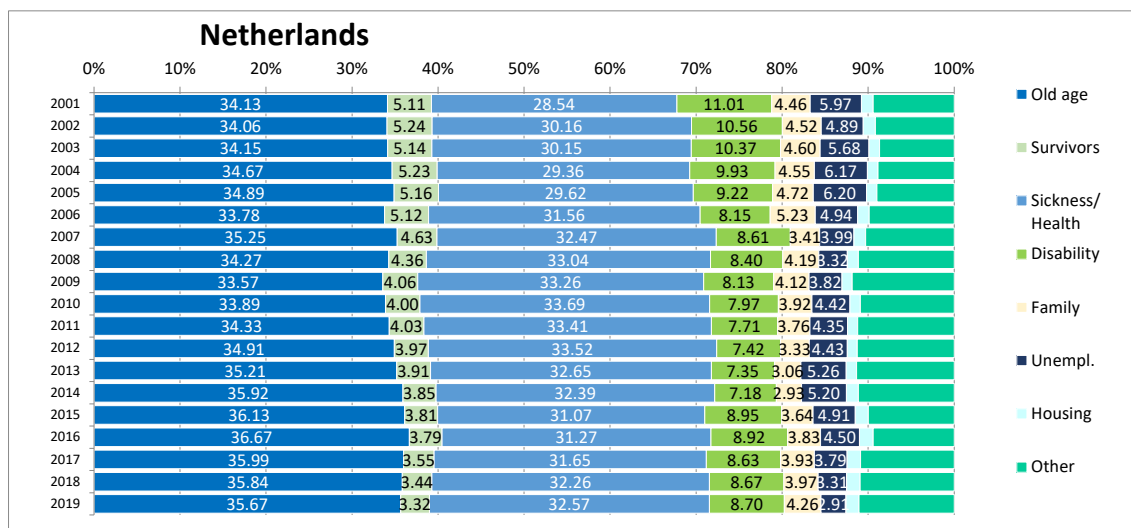
[図表 4-10] オランダとユーロ圏の社会保障支出分野別構成比



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

社会保険支出に占める老齢年金の構成比は 35%前後でほぼ安定している。遺族年金や失業手当の構成比は低下傾向にある。障害年金は適用基準の緩さから 2001 年には社会保障支出の 11.01%を占めていたが、2004 年と 2006 年に改革が実施され縮小傾向となった。ただし、2014 年の 7.18%を底に足元はやや拡大がみられている。

[図表 4-11] 社会保障支出の分野別構成比推移



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

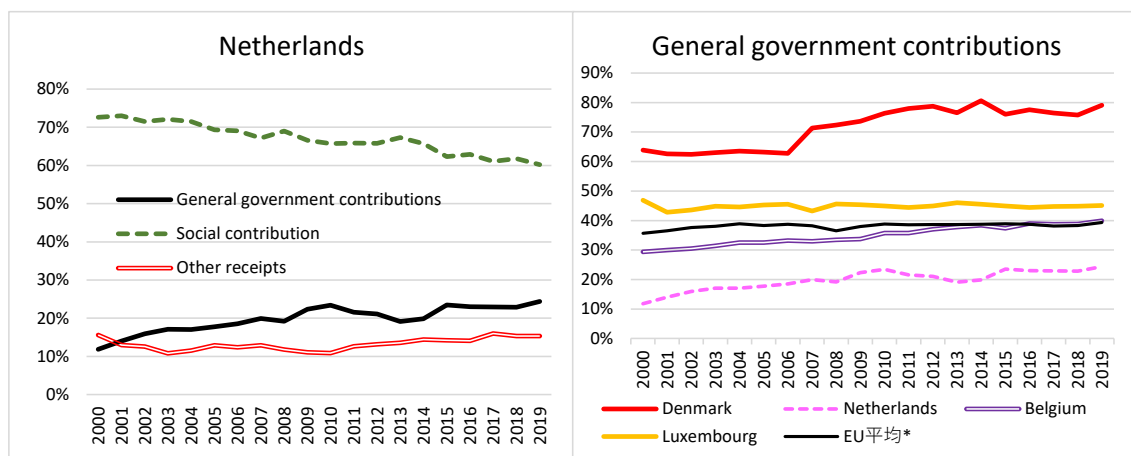
### 3.2 社会保障支出の財源

Eurostat のデータでは、2019 年におけるオランダの社会保障支出の財源構成比は、社会保障拠出金が 60.2% (EU 平均 57.3%)、政府支出が 24.4% (同 39.3%)、その他が 15.4% (同 3.4%) となっている。

社会保障支出に占める社会保障拠出金の構成比は一貫して EU 平均を上回っているが、72.6%だった 2000 年からは減少傾向がみられており、政府支出の構成比が 2001 年の 11.8% から 2019 年には 24.4% と上昇している。

尚、財源のうち「その他」の比率が高いのは、積立型の職域年金の資産残高が大きいことに伴う資産運用収益によるものとみられる。

[図表 4-12] 社会保障支出の財源構成比推移と各国の政府支出構成比推移



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

ESPN (European Social Policy Network) のレポート<sup>7</sup>によると、老齢年金においては、公的年金 (AOW) の支出は 1980 年代から社会保障拠出だけではカバーできず、その後の高齢化の進展により政府支出の割合は増加し、2018 年には政府支出の割合は 34% となっているとコメントされている。

<sup>7</sup> ESPN(2019)、“Financing social protection – The Netherlands”

### 3.3 年金財政プロジェクト

2021年版の Ageing Report では、オランダの対 GDP 比での公的年金支出額は 2019 年の 6.8%から高齢化の進展等により 2040 年には 9.1%へと上昇、その後はほぼ横ばいでの推移で推計最終年の 2070 年も 9.1%となり、2019 年と 2070 年の比較では+2.3%の上昇となる推計となっている。

内訳としては、フラットレートの老齢年金は 2019 年の 4.9%から 2070 年の 6.9%へと +2.0%の上昇、障害年金は 1.86%から 2.16%に+0.30%の上昇、遺族年金はほぼ横ばいの推計となっている。

[図表 4-13] 公的年金支出額の対 GDP 比率の推計値

Netherlands	2019	2030	2040	2050	2060	2070	peak value	peak year	change 2019-2070
<b>Total public pensions</b>	<b>6.8</b>	<b>8.1</b>	<b>9.1</b>	<b>8.9</b>	<b>8.9</b>	<b>9.1</b>	<b>9.1</b>	<b>2070</b>	<b>2.3</b>
Old-age and early pensions	4.9	5.9	6.9	6.8	6.6	6.9	7.0	2042	2.0
Flat component	4.9	5.9	6.9	6.8	6.6	6.9	7.0	2042	2.0
Earnings-related	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Minimum pensions(non-contributory) i.e.minimum income guarantee for people above 65	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Disability pensions	1.86	2.09	2.05	2.08	2.19	2.16	2.20	2063	0.3
Survivors' pensions	0.09	0.08	0.09	0.08	0.08	0.08	0.09	2020	0.0
Other pensions	-	-	-	-	-	-	-	-	-

出所：2021 Ageing Report

職域年金も公的年金と同様に、2019 年の 5.1%から 2040 年に 6.9%へと上昇するが、2042 年に 7.2%でピークをつけた後はやや低下し、2070 年は 6.6%となると推計されている。公的年金と職域年金とを合算すると、2019 年の 11.9%から 2070 年の 15.8%へと+3.8%の上昇となる。

[図表 4-14] 年金支出額と年金拠出額の対 GDP 比率の推計値

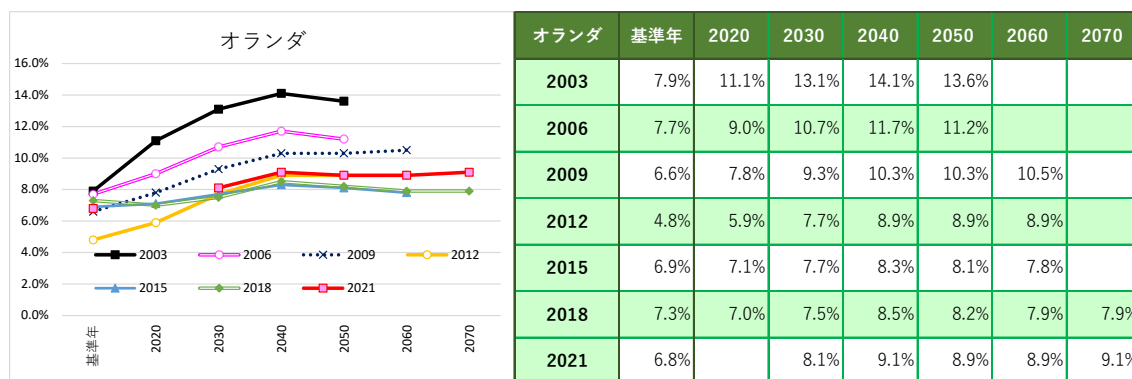
Netherlands	2019	2030	2040	2050	2060	2070	peak value	peak year	change 2019-2070
<b>Expenditure</b>									
<b>Gross public pension expenditure</b>	<b>6.8</b>	<b>8.1</b>	<b>9.1</b>	<b>8.9</b>	<b>8.9</b>	<b>9.1</b>	<b>9.1</b>	<b>2070</b>	<b>2.3</b>
Private occupational pensions	5.1	5.7	7.1	6.8	6.5	6.6	7.2	2042	1.5
<b>Gross total pension expenditure</b>	<b>11.9</b>	<b>13.8</b>	<b>16.2</b>	<b>15.8</b>	<b>15.4</b>	<b>15.8</b>	<b>16.3</b>	<b>2042</b>	<b>3.8</b>
Net public pension expenditure*	5.8	6.9	7.8	7.6	7.6	7.8	7.8	2070	2.0
<b>Net total pension expenditure*</b>	<b>9.1</b>	<b>10.6</b>	<b>12.4</b>	<b>12.1</b>	<b>11.8</b>	<b>12.1</b>	<b>12.5</b>	<b>2042</b>	<b>3.0</b>
<b>Contributions</b>									
Public pension contributions	6.5	7.7	8.8	8.6	8.4	8.7	8.8	2042	2.2
<b>Total pension contributions</b>	<b>10.6</b>	<b>12.2</b>	<b>14.0</b>	<b>13.4</b>	<b>13.0</b>	<b>13.4</b>	<b>14.1</b>	<b>2042</b>	<b>2.8</b>

出所：2021 Ageing Report

3年毎に実施されている Ageing Report ごとの対 GDP 比での公的年金支出額推計値の推移をみると、オランダでは当初は高齢化の進展により右肩上がりでの対 GDP 比での公的年金支出額は上昇する推計となっていたが、2012年の年金改革で年金支給開始年齢が引き上げられたことにより、2015年版以降では総じて横ばいの推移へと変化している。

2019年に年金支給開始年齢の引き上げスピードが緩められたため、2021年版での対 GDP 比での推計額はやや上方にシフトしているが、さほど大きな変化とはなっていない。

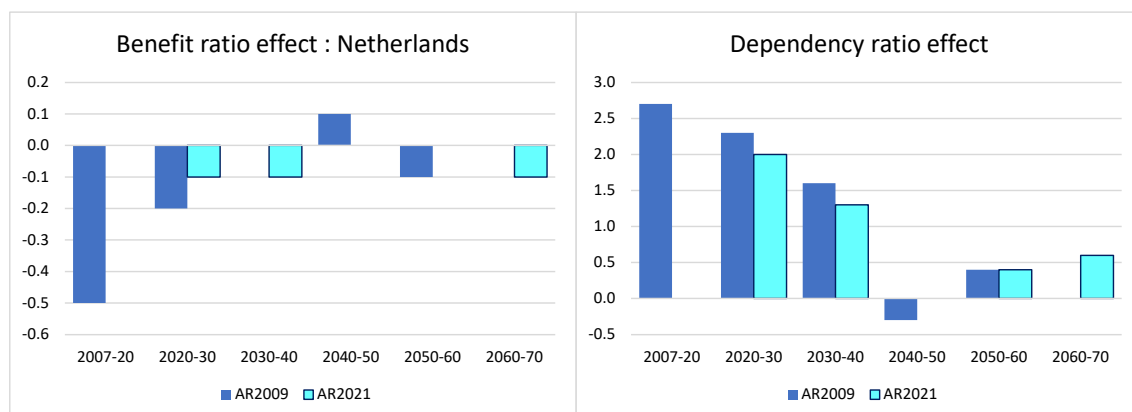
[図表 4-15] 公的年金支出額の対 GDP 比率推計値の Ageing Report 毎の推移



出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

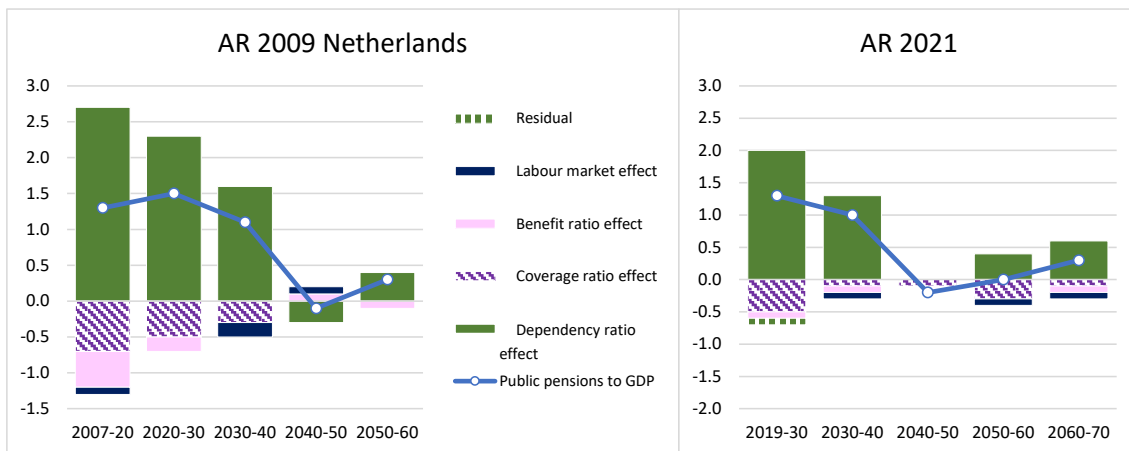
最新の 2021 年版におけるプロジェクションと 2007 年を基準年とする 2009 年版との比較をみると、ともに人口動態的要因による支出増は 2040 年頃までには収束、給付要因の影響は 2020 年代以降は小幅という状況で大きな変化はみられていない。

[図表 4-16] 2009 年と 2021 年の Ageing Report における要因変化



出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

[図表 4-17] 2009 年と 2021 年の Ageing Report における変動要因比較



出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

## 第5章 ベルギー

### 1 年金制度の概要

ベルギーの公的年金制度は賦課方式（PAYG）の確定給付型（DB）年金で、民間被用者、自営者、公務員の3つの制度に分立している。

民間被用者と自営者向けの公的年金は、社会保障拠出を主たる財源とし不足分は一般財政から賄われている。公務員向けの公的年金は後払い給与の位置付けで一般財政のみで賄われており、公務員は遺族年金向けにのみ拠出<sup>1</sup>を行っている。

ミーンズテスト付きの非拠出型年金としては GRAPA（garantie de ressources aux personnes âgées）が存在する。

ベルギーの職域年金制度には、給与所得者向けと自営業者向けの制度が存在している。職域年金制度は積立型で、多くは雇用主のみの拠出とされている。

給与所得者向け制度には産業年金と企業年金があるが、ベルギーでは雇用主に職域年金の設置義務が課されていないことから、2019年に職場に職域年金制度を持たない給与所得者向けに PLCS（Pension Libre Complémentaire pour les travailleurs Salariés）という制度が新たに設けられている。

#### 1.1 拠出型公的年金

公的年金の支給開始年齢は2025年1月1日まで65歳、2025年1月2日から2030年1月1日までが66歳、2030年1月2日から67歳となっている。公的年金受給の要件には最低拠出期間の定めはない。

ただし、早期退職年金の受給には最低拠出期間の要件を満たしている必要があり、拠出期間44年以上で60歳から、43年以上で61歳から、42年以上で63歳から早期退職年金の受給が可能とされている。

民間被用者の給付算式は以下の通り。

$$P = 75\% \text{ or } 60\% \sum_{t=1}^n \frac{1}{45} \times \text{wage in year } t \text{ up to wage ceiling} \times \frac{\text{price index in year } n}{\text{price index in year } t}$$

扶養する配偶者を持つ場合には75%が、その他の場合には60%が適用され、給付額計算の対象給与には上限（2020年は58,446.94ユーロ）が設定されている。上限年数と上限対

<sup>1</sup> 遺族年金向けに7.50%、医療向けに3.55%の拠出とされている

象給与が規定されているため、ベルギーの公的年金支給額には上限金額が存在している。

フルキャリアの 2/3 以上の加入期間を持つ場合には最低保証年金の対象となるが、最低保証年金の金額は加入期間に応じて減額される。

ベルギーでは 1995 年から「包括的財政管理方式 (gestion global)」と呼ばれる制度が導入されており、労働者および雇用者の社会保障拠出は一括徴収・管理され、政府の負担分等を合わせ社会保障の各分野に再配分される制度となっている。民間被用者の場合の社会保障への拠出率は、雇用主が 24.92%、被用者が 13.07%となっているが、各種の軽減料率も存在している。

ただし、社会保障制度の一部の給付が適用されない等の場合に適用される年金（老齢・遺族）の拠出率は 16.36%（雇用主が 8.86%、被用者が 7.50%）とされている。

[図表 5-1] 社会保障拠出率

	Public employees	Private employees	Self-employed
<b>Contribution base</b>	Wages taken into account for the calculation of the pension	All gross earnings	Gross annual income minus professional expenses
<b>Contribution rate/contribution</b>			
<b>Employer</b>	The vast majority of tenured civil servants' pension expenditure is financed by the public treasury. It can be noted that for most of local and provincial governments, a basis contribution rate of 1.5% exists, sometimes increased by a responsibility contribution.	24.92% for all social security sectors*	In 2020, 20.5% for revenues up to 60 428 EUR and 14.16% for revenues between 60 428 EUR and 89 051 EUR.
<b>Employee</b>	7.50%	13.07% for all social security sectors**	
<b>State Other revenues</b>	Budget of the federal government	Social security spending is also funded by State subsidies (17.7% of total revenue in 2019) and alternative funding (15.7% of total revenue), mainly VAT revenues.	Social security spending is also funded by State subsidies (17.7% of total revenue in 2019) and alternative funding (15.7% of total revenue), mainly VAT revenues.

出所：2021 Ageing Report

[図表 5-2] 民間セクター労働者の社会保障拠出率

	Employers	Employees
<b>Pensions</b>	8.86%	7.50%
<b>Health insurance – care</b>	3.80%	3.55%
<b>Health insurance – sickness and invalidity</b>	2.35%	1.15%
<b>Unemployment</b>	1.46%	0.87%
<b>Occupational diseases</b>	1.00%	
<b>Accident at work</b>	0.30%	
<b>Family benefits</b>	7.00%	
<b>Total global contribution rate in 2015</b>	<b>24.92%</b>	<b>13.07%</b>

出所：ESPN(2019)、“Financing social protection - Belgium”

### 1.1.1 Fonds de Vieillessement (ZFV) / Zilverfonds

ベルギーでは公的年金積立金としてシルバーフアンド（仏：Fonds de Vieillessement (ZFV) / 蘭：Zilverfonds）が2001年に設立され、携帯電話ライセンス料や国有企業の売却代金等を原資に積立が行われていたが、2007年以降は追加積立は行われず、2017年1月1日に廃止されている。

## 1.2 非拠出型年金

GRAPA（garantie de ressources aux personnes âgées）は、法定退職年齢以上の年齢のベルギーに居住するベルギー国籍者等を対象とするミーンズテスト付きの非拠出型年金となっている。

ベルギーの非拠出型年金については給付水準の低さが問題視されていたが、近年は徐々に引き上げが実施されてきており、2022年は単身者で月収1,341.24ユーロ未満、カップルで月収894.16ユーロ未満が支給対象となっている。

2021 Pension Adequacy Reportによると、2018年ではミーンズテスト付きの非拠出型年金の受給者は、年金受給者の4.9%とされている。

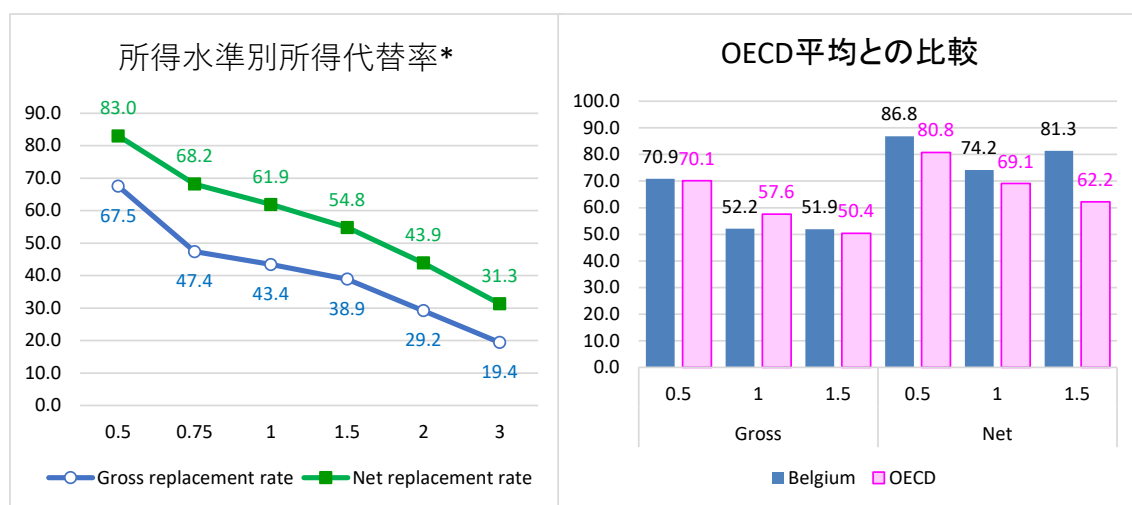


## 2 年金給付水準と高齢者の貧困

ベルギーの所得代替率は OECD のレポート<sup>2</sup>では 2065 年に 67 歳で退職した場合の所得代替率はグロスで 43.4%、税効果等を考慮したネットでは 61.9%となっている。

加入率が 54.0%と相応に高い任意加入の職域年金を勘案した数値では、グロスで 52.2%。ネットでは 74.2%となり、グロスでは OECD 諸国のほぼ平均並みで、税効果等を考慮したネットではやや高い水準に位置している。

[図表 5-3] 所得代替率<sup>3</sup>



出所：OECD から年金シニアプラン総合研究機構作成

EU の Pension Adequacy Report では、理論的所得代替率 (TRR: Theoretical replacement rate) として、特定のキャリアを想定して退職初年度の年金収入額を退職直前の収入と比較するもので、様々なケースそれぞれの現在と将来の TRR を計算している。

2021 年版の Pension Adequacy Report におけるベースケースは、40 年のキャリアの後にペナルティを課すことなく退職できる最も早い年齢として定義される標準退職年齢 (SPA: standard pensionable age) において、標準的な雇用契約で途切れることのない 40 年のキャリアの後に退職した場合として算出されている。

ベースケースにおけるベルギーの 2019 年の TRR は、平均所得の場合グロスでは 50.3% とやや低いですが、税効果等を考慮したネットでは 75.5%<sup>4</sup>と相応の水準となり、低所得 (平均所得の 66%) の場合もグロスでは 58.2%だが、ネットでは 80.2%となる計算となっている。

<sup>2</sup> OECD(2021)、“Pension at a Glance 2021”

<sup>3</sup> 左のグラフは任意加入の職域年金を含まず、右のグラフには含んでいるため数値に差異がある

<sup>4</sup> 計算前提が異なるため OECD の数値とは異なるものとなる

2059年（2019年に就労、40年後に標準退職年齢に達し年金受給を開始）のTRRは、平均所得の場合グロスで50.3%、ネットで74.7%と小幅の低下、低所得ではグロスで63.3%、ネットで86.3%と2019年の水準を上回っている。

社会保険料の拠出年数が半分の20年となった場合には、グロスで34.0%、ネットで54.5%へとやや大きい低下幅となっている。

3年間のキャリアブレイクのケースでは、失業と子供の養育によるキャリアブレイクではTRRは変化せず、3年間の子供の養育でのキャリアブレイクでも若干の低下にとどまっている。

[図表 5-4] 理論的所得代替率 (TRR) のケース別変化 (2019年、2059年)

Theoretical Replacement Rates (TRR)	Net (%)						Gross (%)					
	2019		2059		Change		2019		2059		Change	
	Men	Women	Men	Women	Men	Women	Men	Women	Men	Women	Men	Women
<b>Base case: 40 years up to the SPA</b>												
High earnings (100->200%)	56.6	56.6	57.2	57.2	0.6	0.6	36.4	36.4	36.2	36.2	-0.2	-0.2
Average earning (100%)	75.5	75.5	74.7	74.7	-0.8	-0.8	52.6	52.6	50.3	50.3	-2.3	-2.3
Low earnings (66%)	80.2	80.2	86.3	86.3	6.1	6.1	58.2	58.2	63.3	63.3	5.1	5.1
<b>Short career (20 year career)</b>												
Average earning (100%)	54.5	54.5	52.6	52.6	-1.9	-1.9	34.0	34.0	33.2	33.2	-0.8	-0.8
Low earnings (66%)	69.8	69.8	67.9	67.9	-1.9	-1.9	50.7	50.7	49.8	49.8	-0.9	-0.9
<b>Career break – unemployment: 3 years</b>												
Average earning (100%)	75.5	75.5	73.8	73.8	-1.7	-1.7	52.5	52.5	49.6	49.6	-2.9	-2.9
Low earnings (66%)	80.2	80.2	85.4	85.4	5.2	5.2	58.2	58.2	62.6	62.6	4.4	4.4
<b>Career break due to child care: 3 years</b>												
Average earning (100%)	75.5	75.5	73.9	73.9	-1.6	-1.6	52.6	52.6	49.7	49.7	-2.9	-2.9
Low earnings (66%)	80.2	80.2	85.5	85.5	5.3	5.3	58.2	58.2	62.7	62.7	4.5	4.5
<b>Career break care to family dependant: 3 years</b>												
Average earning (100%)	74.5	74.5	73.5	73.5	-1.0	-1.0	51.8	51.8	49.3	49.3	-2.5	-2.5
<b>Old base case: 40 years up to age 65</b>												
Average earning (100%)	75.5	75.5			N/A	N/A	52.6	52.6			N/A	N/A
Low earnings (66%)	80.2	80.2			N/A	N/A	58.2	58.2			N/A	N/A

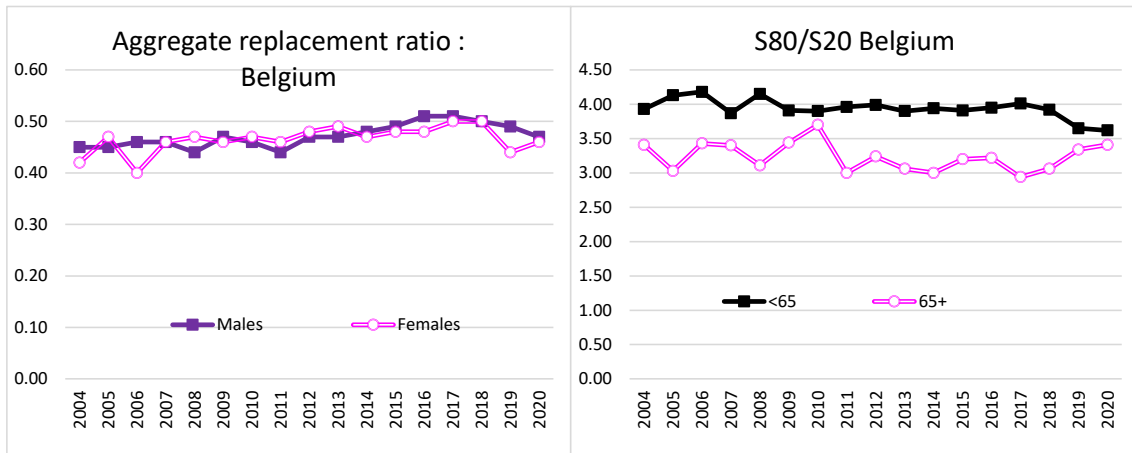
出所：2021年 Pension Adequacy Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

年金以外の社会保障給付額を除いた65～74歳の所得中央値と50～59歳の労働所得の中央値を比較した数値であるAggregate Replacement Ratio (ARR) というEurstatのデータでみると、2020年のベルギーのARRは46%でEU平均の55%を下回っている。男女別では男性が47%、女性が46%となっており、男女間での差異はほとんどない状況での推移が続いている。

所得格差の状況を所得5分位の上位20%の所得と下位20%の所得の倍率で示すS80/S20では、全体で3.65倍とEU内でもかなり低い水準となっており、65歳未満が3.62倍、65歳以上で3.41倍とほぼ同等の水準となっている。

ただし、かつては65歳以上での所得格差は、65歳未満と比較してかなり小さい状況がみられていたが、足元で65歳以上での所得格差はやや拡大し同等水準となったものである。

[図表 5-5] ARR と S80/S20 の推移

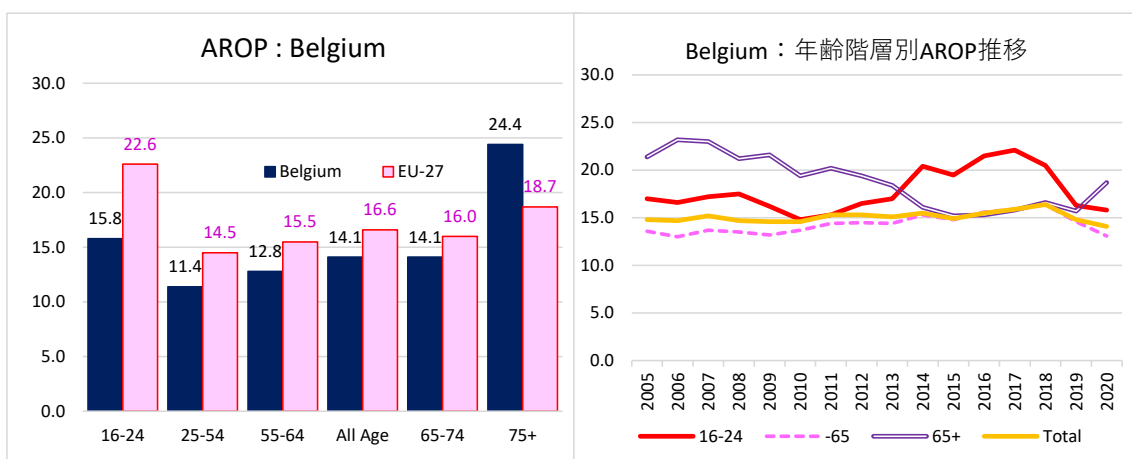


出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

65 歳以上の貧困リスク率（At-risk-of-poverty rate：AROP）<sup>5</sup>は、2020 年では 65 歳未満が 13.1%で EU 加盟 27 か国の平均である 16.5%を下回っているのに対して、65 歳以上では 18.7%と EU 加盟 27 か国平均の 17.3%を上回り、16-24 歳の AROP の 15.8%も上回る状況で、若年者の貧困が問題となっている他の多くの欧州諸国とは異なる状況がみられている。

また、65-74 歳の AROP は全年齢と同じ 14.1%であるのに対し 75 歳以上では 24.4%と跳ね上がっており、高齢者の中でも年齢階層によって大きな差異がみられている。

[図表 5-6] 貧困リスク率（AROP）の推移



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

<sup>5</sup> 所得が中央値の 60%以下の比率で示される

ベルギーにおける 65 歳以上の AROP は、最低保証年金やミーンズテスト付きの非拠出型年金の給付水準が低かったこともあり、2013 年頃までは全年齢の AROP を大きく上回る水準で推移していたが、その後は非拠出型年金等の給付水準の引き上げ等が実施されたことを受けて低下し、2014 年から 2019 年までは全年齢の AROP とほぼ同水準となっていたが、2020 年に大きく上昇、特に 75 歳以上は 2018 年の 17.8%から 24.4%へと急速に上昇している。一方で 16~24 歳の AROP は 2017 年の 22.1%から 15.8%にまで低下した。

2019 年まで 65 歳以上の AROP は全年齢の AROP とほぼ同水準へと低下していたが、貧困ラインをわずかに上回る水準に多数の年金受給者が位置していたため、所得中央値の 60%に設定される貧困ラインの変化により大幅な上昇が生じたものである。

### 3 社会保障支出と年金財政

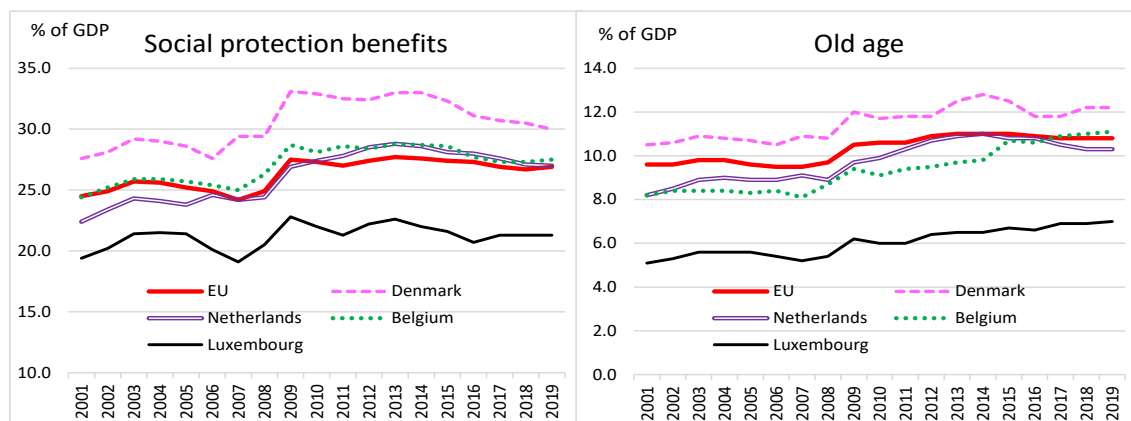
#### 3.1 社会保障支出

Eurostat のデータによると、2019 年におけるベルギーの対 GDP 比での社会保障支出は 27.5%で EU27 か国平均の 26.9%とほぼ同水準、老齢年金支出の対 GDP 比も 11.1%で EU27 か国平均の 10.8%ほぼ同水準となっている。

社会保障支出全体の対 GDP 比の水準は EU 平均とほぼ同様の動きとなっているが、2009 年の GDP 減少後の回復の鈍さ（一人当たり GDP が 2008 年水準に回復したのは 2015 年）もあり小幅ながら EU 平均を上回っての推移となっている。

老齢年金支出はベビーブーム世代の年金支給開始年齢への到達等で緩やかながら増加傾向で、EU 平均を下回る水準から同水準へと増加した。

[図表 5-7] 社会保障支出と老齢年金支出の対 GDP 比での推移

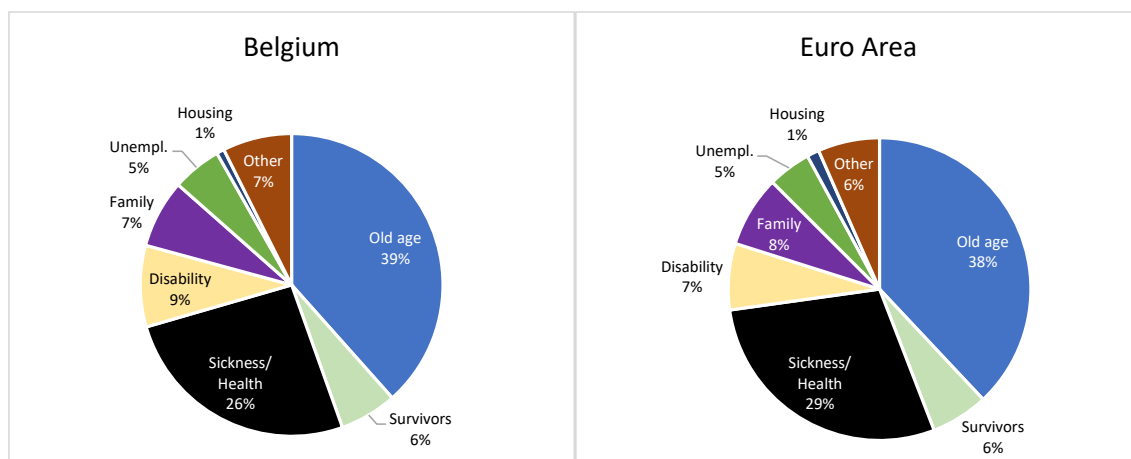


出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

2019年の社会保障支出の分野別構成比は、老齢年金が38.42%（ユーロ圏19か国平均38.00%）、医療・健康が25.97%（同28.66%）、障害年金が8.70%（同7.09%）、家族手当が7.29%（同7.61%）、遺族年金が6.13%（同6.13%）、失業手当5.28%（同4.61%）などとなっている。医療・健康の構成比がやや低く、障害の構成比がやや高いが、構成比はユーロ圏平均とほぼ同様となっている。

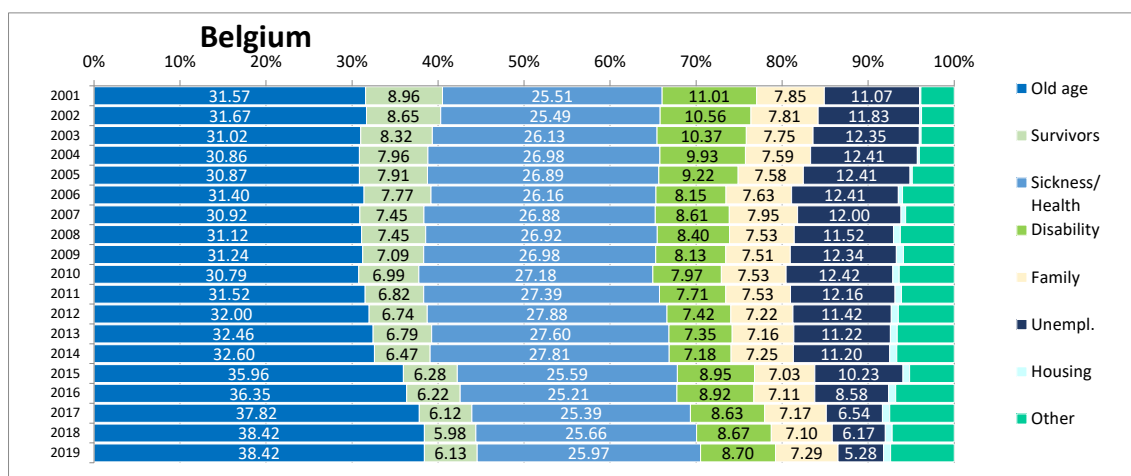
社会保険支出に占める老齢年金の構成比は足元増加傾向にあり、30%強の水準から2019年は38.42%にまで拡大している。ただし、失業手当の給付が大きく減少している影響を含んでいる。

[図表 5-8] ベルギーとユーロ圏の社会保障支出分野別構成比



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

[図表 5-9] 社会保障支出の分野別構成比推移



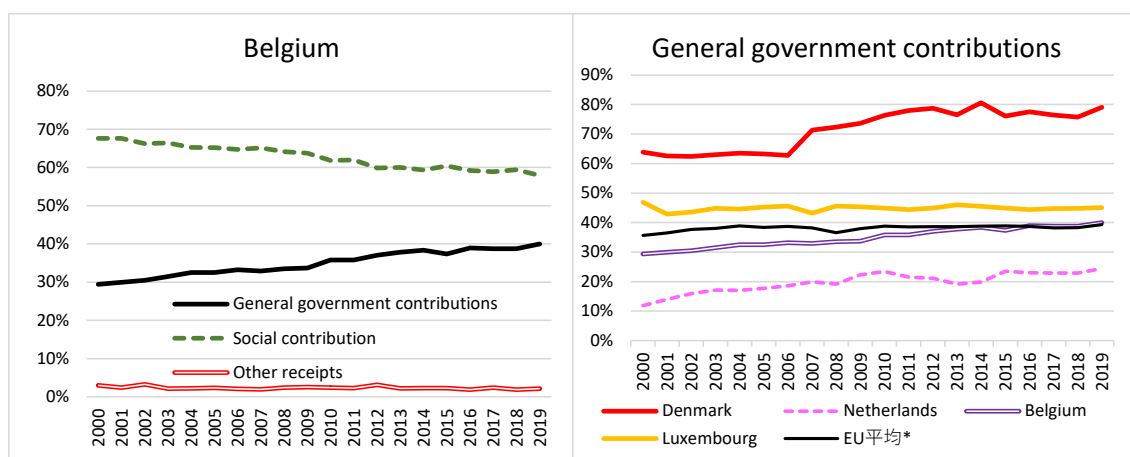
出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

### 3.2 社会保障支出の財源

Eurostat のデータでは、2019 年におけるベルギーの社会保障支出の財源構成比は、社会保障拠出金が 57.9% (EU 平均 57.3%)、政府支出が 40.0% (同 39.3%)、その他が 2.1% (同 3.4%) となっている。

ベルギーは社会保障支出の財源に占める拠出金の構成比は、1990 年代初めでは約 70%、2000 年で 67.6%と比較的高い比率を占めていたが、その後は低下傾向となり 2019 年では 57.9%と EU 平均の 57.3%とほぼ変わらない水準にまで低下し、政府支出の構成比は 2019 年には 40.0%へと上昇している。

[図表 5-10] 社会保障支出の財源構成比推移と各国の政府支出構成比推移



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

ベルギーでは 1995 年から「包括的財政管理方式 (gestion global)」と呼ばれる制度が導入されており、労働者および雇用者の社会保障拠出は一括徴収・管理され、政府の負担分党を合わせ社会保障の各分野に再配分される制度となっているため、内訳となる老齢年金の財源構成は捉えづらいが、ESPN のレポートにおける推計では、2015 年で社会保障拠出金が 74.6% (うち雇用主 56.9%、被用者 15.6%、自営者 1.2%、受給者 0.9%)、政府支出 23.5%、その他 1.9%とされている。

### 3.3 年金財政プロジェクト

2021年版の Ageing Report では、ベルギーの対 GDP 比での公的年金支出額は基準年である 2019 年の 12.2%から 2070 年には 15.2%と+3.0%上昇する推計となっている。上昇幅の約 9 割は 2019 年から 2040 年に生じている。

内訳としては、老齢年金が 2019 年と 2070 年の比較で+3.8%上昇するのに対して、遺族年金は△0.7%、障害年金は△0.2%と小幅ながら低下する推計となっている。

老齢年金の対 GDP での+3.8%上昇の内訳は、民間給与所得者が+2.2%、自営業者が+0.4%、公務員が+1.2%となっている。

遺族年金の対 GDP 比での低下は、女性の労働市場への参加拡大により老齢年金の受給者が増えること、婚姻者数の減少、受給資格年齢の上昇等の影響とされている。

障害年金は 2030 年まで上昇後、低下に転ずる推計となっている。

尚、ベルギーの場合は労働者および雇用者の社会保障拠出は一括徴収・管理され再配分される制度のため、拠出額のデータは把握不能とされている。

[図表 5-11] 公的年金支出額の対 GDP 比率の推計値

Belgium	2019	2030	2040	2050	2060	2070	peak value	peak year	change 2019-2070
<b>Total public pensions</b>	<b>12.2</b>	<b>14.0</b>	<b>14.9</b>	<b>15.2</b>	<b>15.2</b>	<b>15.2</b>	<b>15.2</b>	<b>2059</b>	<b>3.0</b>
Old-age and early pensions	9.9	11.6	12.9	13.4	13.6	13.7	13.7	2061	3.8
Flat component	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Earnings-related	9.7	11.4	12.7	13.3	13.5	13.5	13.5	2061	3.8
Minimum pensions(non-contributory) i.e.minimum income guarantee for people above 65	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	2070	0.0
Disability pensions	1.4	1.7	1.5	1.3	1.2	1.2	1.7	2030	-0.2
Survivors' pensions	0.9	0.7	0.5	0.4	0.3	0.3	1.0	2020	-0.7
Other pensions	-	-	-	-	-	-	-	-	-

出所：2021 Ageing Report

2019 年の対 GDP 比での公的年金支出額は 12.2%となっているが、内訳は老齢年金が 9.7%、ミーンズテスト付きの非拠出型年金が 0.1%、障害年金が 1.4%、遺族年金が 0.9%となっている。

また、民間雇用者が 7.5%、自営業者が 0.9%、公務員が 3.7%とされている。

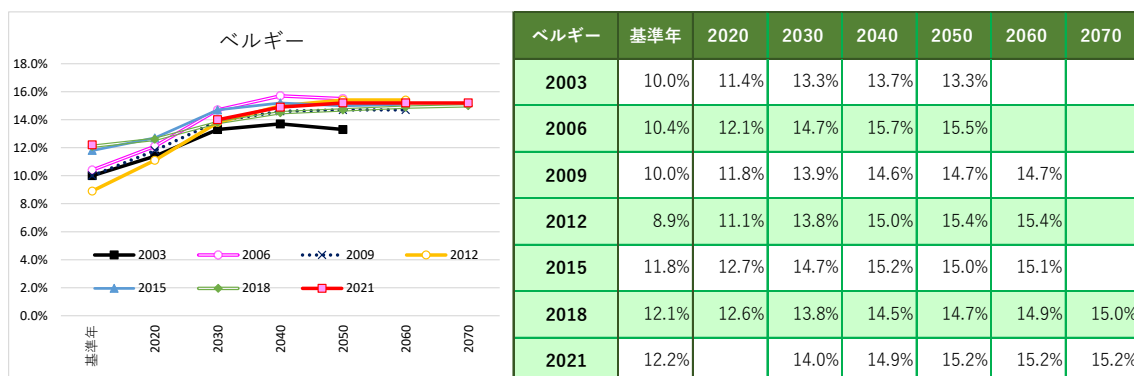
[図表 5-12] 2019 年の公的年金支出額の対 GDP 比率の内訳

	Old-age and early pensions earnings-related	Old-age non-earnings related (means-tested)	Disability	Survivor (related to the earnings of the deceased)	Total
<b>Wage earner</b>	5.7% GDP (including unemployment with company allowance)	-	1.3% GDP (earnings-related)	0.4% GDP	7.5% GDP
<b>Self-employed</b>	0.7% GDP	-	0.1% GDP (lump-sum allowance)	0.1% GDP	0.9% GDP
<b>Civil servants (only tenured but including disability)</b>	3.3% GDP (of which at least 2.1% GDP is covered by special schemes)	-	- (included in old-age and early pension)	0.4% GDP	3.7% GDP
<b>Minimum non-contributory pension (assistance scheme)</b>	-	0.1% GDP (guaranteed income for elderly persons)	-	-	0.1% GDP
<b>Total</b>	9.7% GDP	0.1% GDP	1.4% GDP	0.9% GDP	12.2% GDP

出所：2021 Ageing Report

3年毎に実施されている Ageing Report ごとの対 GDP 比での公的年金支出額推計値の推移をみると、ベルギーでは、基準年から 2040 年または 2050 年頃までやや大きく、上昇後はほぼ横ばいとなる傾向であり大きな変化はみられていない。

[図表 5-13] 公的年金支出額の対 GDP 比率推計値の Ageing Report 毎の推移

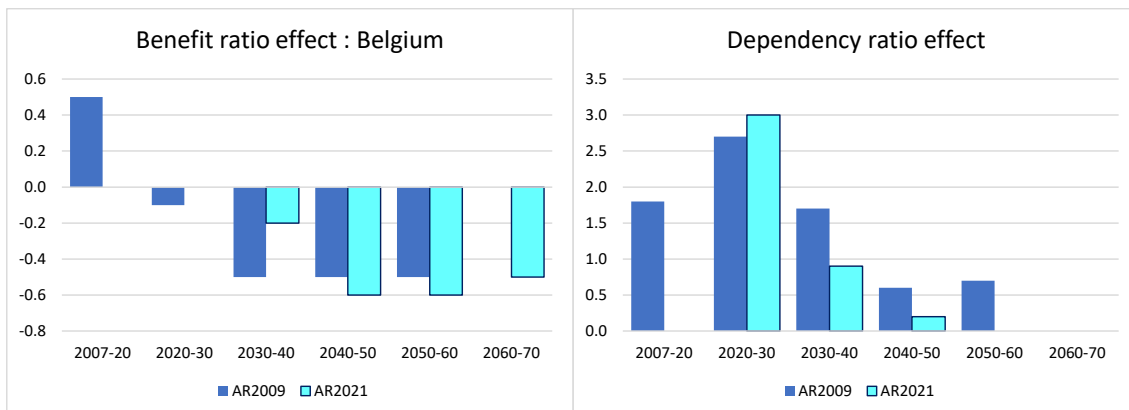


出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

最新の 2021 年版におけるプロジェクトンを、2007 年を基準年とする 2009 年版と比較すると、人口動態的要因による支出増は時期がやや前倒しとなったものの大きな差異は無く、給付要因での支出減少は後ろ倒しとなる形となっている。



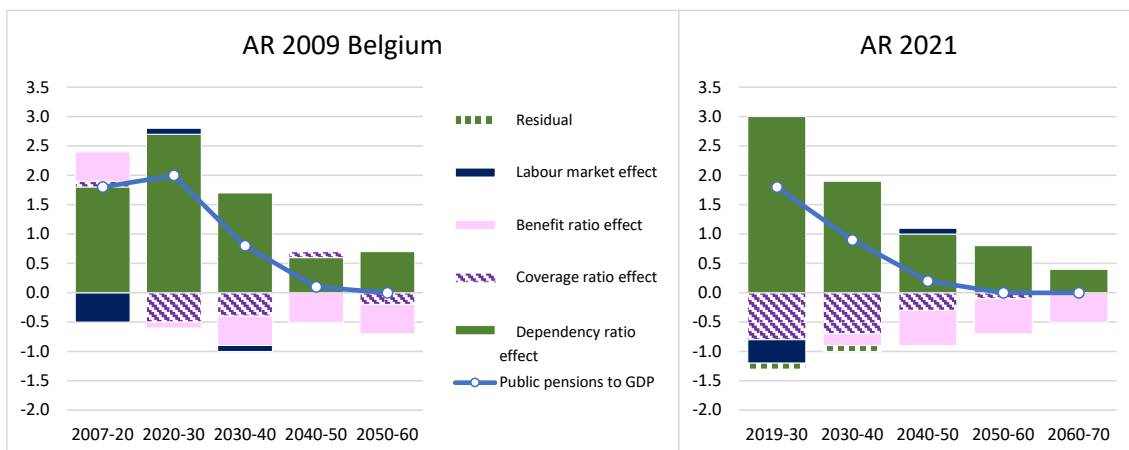
[図表 5-14] 2009 年と 2021 年の Ageing Report における要因変化



出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

対 GDP 比での公的年金支出額は人口動態的要因による増加の減少を主因として 2040 年以降はほぼ横ばいとなる推計に変化はみられていない。

[図表 5-15] 2009 年と 2021 年の Ageing Report における変動要因比較



出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

## 第6章 ルクセンブルク

### 1 年金制度の概要

ルクセンブルク大公国 (Grand-Duché de Luxembourg) は、面積 2,586km<sup>2</sup>、人口約 63 万人の小国であるが、一人当たり GDP は極めて高く、財政収支は黒字基調で、主要格付機関からの信用力評価も Aaa/AAA と最上位の評価を得ている。

ルクセンブルクは、就業者の約半数が隣国からの越境通勤者であることから、公的年金の加入者・受給者の構造は特異なものとなっている。

公的年金には、一般制度と公的セクター職員等を対象とした特殊年金とが存在するが、1998 年の年金改革により、一般制度と公的セクター特殊年金は拠出と受給の両面で統一化が図られ、1999 年以降の新規加入者に対する給付条件等は一般制度に沿ったものへと変更されているが現在も制度としては分かれている。また、国際機関への就業者はルクセンブルクの公的年金の加入対象外となっている。

公的年金は賦課方式 (PAYG) の確定給付型 (DB) 年金となっているが、一般制度には 2004 年に部分積立ファンドである *Fonds de compensation* (FDC) が設立され、年間の年金支出の 1.5 倍以上の積立金残高を維持することが法律で義務付けられている。

職域年金は任意加入で、積立型またはグループ保険契約の形態となっている。従来は企業が自社の従業員を対象に設定することのみ認められていたが、2019 年からは企業に属さない独立労働者も規制当局が承認した一部の職域年金への加入が認められている。

私的個人年金は、個人と保険会社との間での契約という形態が取られている。非居住者も総収入の 90%以上がルクセンブルクの課税対象である場合には、ルクセンブルク国民と同等の税制優遇が受けられる制度となっている。

また、ミーンズテスト付きの非拠出型年金として *REVIS (le revenu d'inclusion sociale)* が存在する。

#### 1.1 拠出型公的年金

ルクセンブルクの公的年金制度は、賦課方式 (PAYG) の確定給付型 (DB) 年金であるが、前述のように *Fonds de compensation* (FDC) が設立されており、一部積立金も保有している。

公的年金への拠出率は、民間セクター費用者が 24% (雇用主 8%、被用者 8%、政府 8%)、自営者が 24% (自営者 16%、政府 8%)、公的セクター労働者が 16% (被用者 8%、政府 8%)

となっている。拠出対象となる収入は、Social Minimum Wage (SMW) から SMW の 5 倍までとされている。

老齢年金の受給資格は 65 歳、120 か月以上の拠出となっている。ただし、18 歳から 27 歳までの学生及び実習生、6 歳以下の子供の養育、長期療養、障害、失業等の期間については、年金拠出を行っていなくとも拠出期間にカウント可能である。また、過去に遡っての拠出により（年金給付額の計算には適用されないが）拠出期間のカウントが取得可能とされている。尚、最低保証年金の対象となるのには 20 年の拠出が必要とされる。

早期退職年金としては、EOA60 と EOA57 の 2 つの制度が設けられている。EOA60 は、拠出期間 40 年以上、実拠出期間 10 年（教育や子育ての期間は算入可能）で 60 歳から、EOA57 は、実拠出期間 40 年以上で 57 歳から早期退職年金の受給が可能となっている。ただし、両制度ともに所得テストが付されており、前年度の所得が SMW の 3 分の 1 以上あった場合の返金規定が存在する。

公的年金の給付算式は 4 つ（P1～P4）の部分から構成されており、P1～P4 の合計額が支給される。

P1 と P2 は調整後生涯所得に連動する所得比例年金で、P3 と P4 はカバレッジ年数に連動する基礎年金となっている。

所得比例部分 (majorations proportionnelles) のうち P1 は、

$$P1 = q1 \text{ (給付乗率)} * TCI \text{ (調整後生涯所得)}$$

という算式で、給付乗率 (q1) は 2013 年までの 1.850% から 2052 年の 1.600% に向け毎年 0.006% ずつ引き下げられており、2022 年は 1.788% となっている。

$$P2 = (AGE + CY - q2\_base) * q2 * TCI, \text{ if } AGE + CY > q2\_base$$

P2 は AGE (年齢) と実拠出年数 (CY) の合計が所定年数 (q2\_base) を上回っている場合の加算部分となっている。2022 年の所定年数は 94 年 (年齢+実拠出年数) で、2024~2029 年は 95 年、2052 年の 100 年に向け 6 年に 1 年ずつの割合で引き上げられていく。加算部分の給付乗率 (q2) は 2013 年までの 0.010% から 2052 年の 0.025% に向け毎年徐々に引き上げられており、2022 年は 0.014% となっている。

基礎年金部分 (majorations forfaitaires) のうち P3 は、40 年を上限とするカバレッジ期間 (QY) <sup>1</sup> に連動している。

$$P3 = \min(40, QY) / 40 * q3 * REF$$

---

<sup>1</sup> カバレッジ期間 (QY) = 実拠出期間 (CY) + 非拠出算入期間 (NY)

SMW とほぼ連動して定められる参照金額 (REF) の金額は 2020 年は 2,103.07 ユーロ、基礎年金給付乗率 (q3) は 24.4% で、最大の 40 年のカバレッジ期間の場合月額 513.15 ユーロとされている。基礎年金給付乗率 (q3) は 2013 年までの 23.5% から 2052 年の 28.0% に向け毎年引き上げられている。カバレッジ年数が 40 年に満たない場合には 1 年につき 1/40 ずつ減額される。

$$P4 = \min(40, QY) / 40 * 0.025 * REF$$

P4 は年末加算 (allocation de fin d'année) と呼ばれ、P3 と同様の算式で 2.5% の固定乗率で支払われている。カバレッジ年数が 40 年に満たない場合には、P3 と同様に 1 年につき 1/40 ずつ減額される。

年金額には上限が定められており、参照金額 (REF) の 25/6 (2020 年は月 8,762.81 ユーロ) となっている。

カバレッジ期間が 20 年以上の場合には最低保証年金の対象となる。カバレッジ期間が 40 年以上の場合は参照金額 (REF) の 90% (2020 年は月 1,891.77 ユーロ) で、カバレッジ年数に応じて減額される。

[図表 6-1] 公的年金のパラメータ変化

Year	q1 (%)	q2_base	q2 (%)	q3 (%)	Year	q1 (%)	q2_base	q2.2 (%)	q3 (%)
before 2013	1.850	93	0.010	23.500	2033	1.719	96	0.018	25.863
2013	1.844	93	0.011	23.613	2034	1.713	96	0.019	25.975
2014	1.838	93	0.011	23.725	2035	1.707	97	0.019	26.088
2015	1.832	93	0.012	23.838	2036	1.700	97	0.019	26.200
2016	1.825	93	0.012	23.950	2037	1.694	97	0.020	26.313
2017	1.819	93	0.012	24.063	2038	1.688	97	0.020	26.425
2018	1.813	94	0.013	24.175	2039	1.682	97	0.021	26.538
2019	1.807	94	0.013	24.288	2040	1.675	97	0.021	26.650
2020	1.800	94	0.013	24.400	2041	1.669	98	0.021	26.763
2021	1.794	94	0.014	24.513	2042	1.663	98	0.022	26.875
2022	1.788	94	0.014	24.625	2043	1.657	98	0.022	26.988
2023	1.782	94	0.015	24.738	2044	1.650	98	0.022	27.100
2024	1.775	95	0.015	24.850	2045	1.644	98	0.023	27.213
2025	1.769	95	0.015	24.960	2046	1.638	98	0.023	27.325
2026	1.763	95	0.016	25.075	2047	1.632	99	0.024	27.438
2027	1.757	95	0.016	25.188	2048	1.625	99	0.024	27.550
2028	1.750	95	0.016	25.300	2049	1.619	99	0.024	27.663
2029	1.744	95	0.017	25.413	2050	1.613	99	0.025	27.775
2030	1.738	96	0.017	25.525	2051	1.607	99	0.025	27.888
2031	1.732	96	0.018	25.638	2052	1.600	100	0.025	28.000
2032	1.725	96	0.018	25.750	after 2052	1.600	100	0.025	28.000

出所 : Ageing Report 2021, Country fiche for Luxembourg

## 1.2 非拠出型年金

ミーンズテスト付きの非拠出型年金である REVIS (le revenu d'inclusion sociale) は、2019 年に最低収入保障制度 (RMG) から置き換えられたもので、給付水準は、SMW (Social Minimum Wage) の 70%となっている。

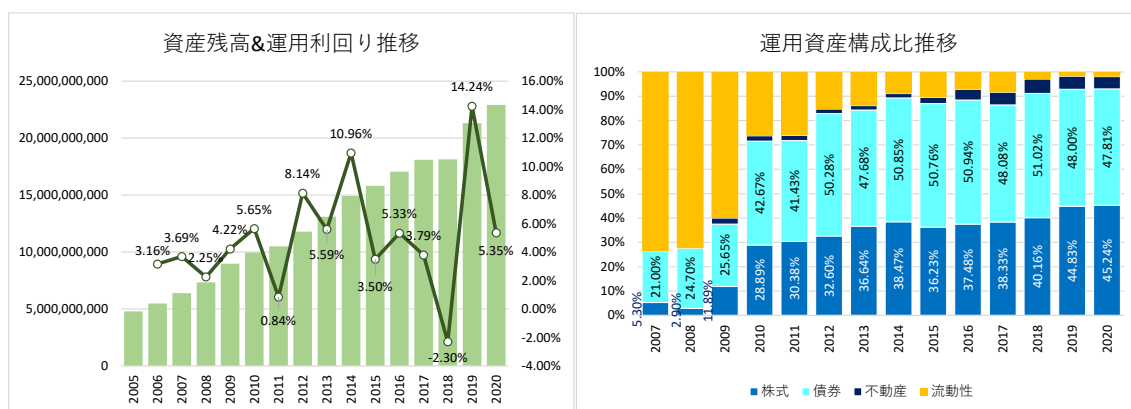
また、REVIS は、住宅手当、生計費の給付も行っている。

## 1.3 公的年金準備金 (LDC) と財政調整メカニズム

ルクセンブルクの公的年金は賦課方式 (PAYG) の確定給付型 (DB) 年金となっているが、2004 年に部分積立ファンドである Fonds de compensation (FDC) が設立されており、2020 年末の運用資産残高は 229 億ユーロとなっている。

FDC は向こう 10 年間を通じて年間での公的年金支給額の 1.5 倍以上であることが求められており、同水準を下回る見通しとなった場合には、政府は、年金支給額の CPI と賃金への連動幅の削減や拠出率の引き上げを行う法案の議会への提出を義務付けられており、準自動の財政調整メカニズムとなっている。

[図表 6-2] FDC の資産額、運用利回り、運用資産構成比の推移



出所：Fonds de compensation から年金シニアプラン総合研究機構作成

現状、FDC の資産残高は順調に拡大しているが、ルクセンブルクの公的年金支出額は今後大幅に増加することが予測されており、2021 年版の Ageing Report によると、2019 年の段階では年間公的年金支出額の 4.8 倍の残高を持っている。ただし、対 GDP 比での FDC の残高は 2020 年代初頭にピークを付け、2040 年代には公的年金支給額の 1.5 倍以上という法的要件に抵触し、その後数年で枯渇するとの推計が示されている。

[図表 6-3] FDC の資産残高の推計

	2019	2030	2040	2050	2060	2070
in billions EUR	22.2	34.9	26.0	0.0	0.0	0.0
in % of GDP	34.9	36.3	18.0	0.0	0.0	0.0

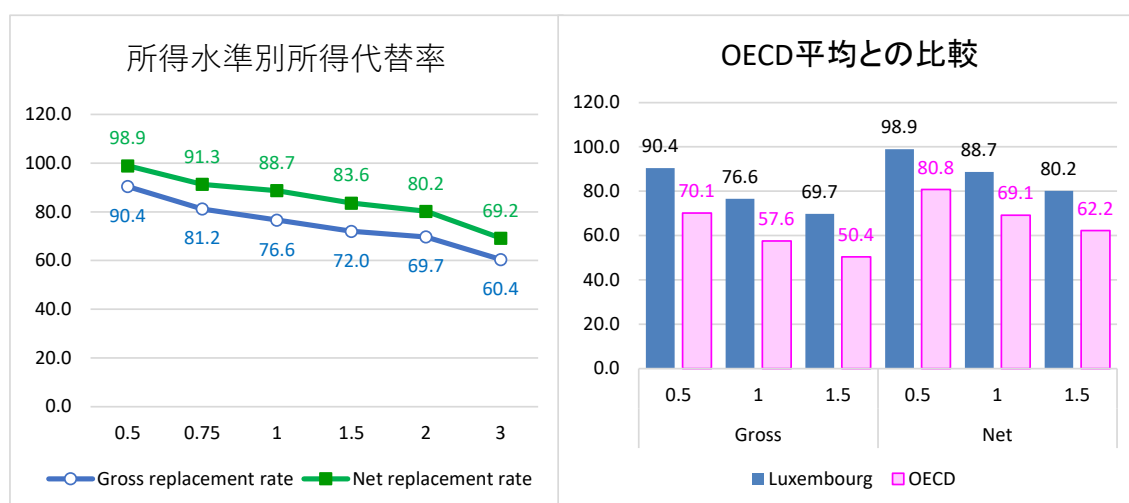
出所：Ageing Report

また、OECD のレポート<sup>2</sup>では、準自動の財政調整メカニズムが発動された場合、現状の推計では拠出率はほぼ倍増させることが必要となり、ルクセンブルクにおける現在の公的年金拠出率が 24%であることを勘案すると、長期的な年金財政収支の安定が、同制度で保たれるかどうかの保証はないとされている。

## 2 年金給付水準と高齢者の貧困

ルクセンブルクの所得代替率は OECD 諸国の中でも高い水準に位置している。OECD のレポート<sup>3</sup>では 2060 年に 62 歳で退職した場合の所得代替率はグロスで 76.6%、税効果等を考慮したネットでは 88.7%となっている。

[図表 6-4] 所得代替率



出所：OECD から年金シニアプラン総合研究機構作成

<sup>2</sup> OECD(2021)、“Pension at a Glance 2021” P104-105

<sup>3</sup> OECD(2021)、“Pension at a Glance 2021”

EUの Pension Adequacy Report では、理論的所得代替率 (TRR: Theoretical replacement rate) として、特定のキャリアを想定して退職初年度の年金収入額を退職直前の収入と比較するもので、様々なケースそれぞれの現在と将来の TRR を計算している。

2021年版の Pension Adequacy Report におけるベースケースは、40年のキャリアの後にペナルティを課すことなく退職できる最も早い年齢として定義される標準退職年齢 (SPA: standard pensionable age) において、標準的な雇用契約で途切れることのない40年のキャリアの後に退職した場合として算出されている。

ベースケースにおけるルクセンブルクの2019年のTRRは、平均所得の場合グロスで88.3%、ネットで99.5%と高く<sup>4</sup>、低所得 (平均所得の66%) の場合にはグロスで94.1%、ネットで106.3%とグロスでは平均所得とほぼ同等、税効果等を考慮したネットでは退職直前の収入額を上回る年金額を得られる計算となっている。

2059年 (2019年に就労、40年後に標準退職年齢に達し年金受給を開始) のTRRは、平均所得の場合グロスで79.1%、ネットで92.4%へと低下するが、水準としては高さを保っている。

ただし、社会保険料の拠出年数が半分の20年となった場合には、グロスで41.3%、ネットでは57.8%へと大幅に低下する計算となっている。

キャリアブレイクのケースでは、3年間の子供の養育によるキャリアブレイクではグロスで89.6%、ネットで100.4%と、ベースケースを上回る数値となっている。また、3年間の失業や3年間の家族の介護における低下幅も非常に小さい。

【図表 6-5】 理論的所得代替率 (TRR) のケース別変化 (2019年、2059年)

Theoretical Replacement Rates (TRR)	Net (%)						Gross (%)					
	2019		2059		Change		2019		2059		Change	
	Men	Women	Men	Women	Men	Women	Men	Women	Men	Women	Men	Women
<b>Base case: 40 years up to the SPA</b>												
High earnings (100->200%)	75.4	75.4	69.0	69.0	-6.4	-6.4	63.4	63.4	56.3	56.3	-7.1	-7.1
Average earning (100%)	99.5	99.5	92.4	92.4	-7.1	-7.1	88.3	88.3	79.1	79.1	-9.2	-9.2
Low earnings (66%)	106.3	106.3	99.5	99.5	-6.8	-6.8	94.1	94.1	85.5	85.5	-8.6	-8.6
<b>Short career (20 year career)</b>												
Average earning (100%)	57.8	57.8	52.3	52.3	-5.5	-5.5	41.3	41.3	37.2	37.2	-4.1	-4.1
Low earnings (66%)	55.6	55.6	50.9	50.9	-4.7	-4.7	44.2	44.2	40.3	40.3	-3.9	-3.9
<b>Career break – unemployment: 3 years</b>												
Average earning (100%)	95.1	95.1	87.7	87.7	-7.4	-7.4	82.5	82.5	73.0	73.0	-9.5	-9.5
Low earnings (66%)	101.5	101.5	93.8	93.8	-7.7	-7.7	88.0	88.0	79.1	79.1	-8.9	-8.9
<b>Career break due to child care: 3 years</b>												
Average earning (100%)	100.4	100.4	93.3	93.3	-7.1	-7.1	89.6	89.6	80.2	80.2	-9.4	-9.4
Low earnings (66%)	107.7	107.7	100.8	100.8	-6.9	-6.9	96.0	96.0	87.2	87.2	-8.8	-8.8
<b>Career break care to family dependant: 3 years</b>												
Average earning (100%)	96.8	96.8	90.1	90.1	-6.7	-6.7	84.9	84.9	76.2	76.2	-8.7	-8.7
<b>Old base case: 40 years up to age 65</b>												
Average earning (100%)	99.5	99.5	92.4	92.4	-7.1	-7.1	88.3	88.3	79.1	79.1	-9.2	-9.2
Low earnings (66%)	106.3	106.3	99.5	99.5	-6.8	-6.8	94.1	94.1	85.5	85.5	-8.6	-8.6

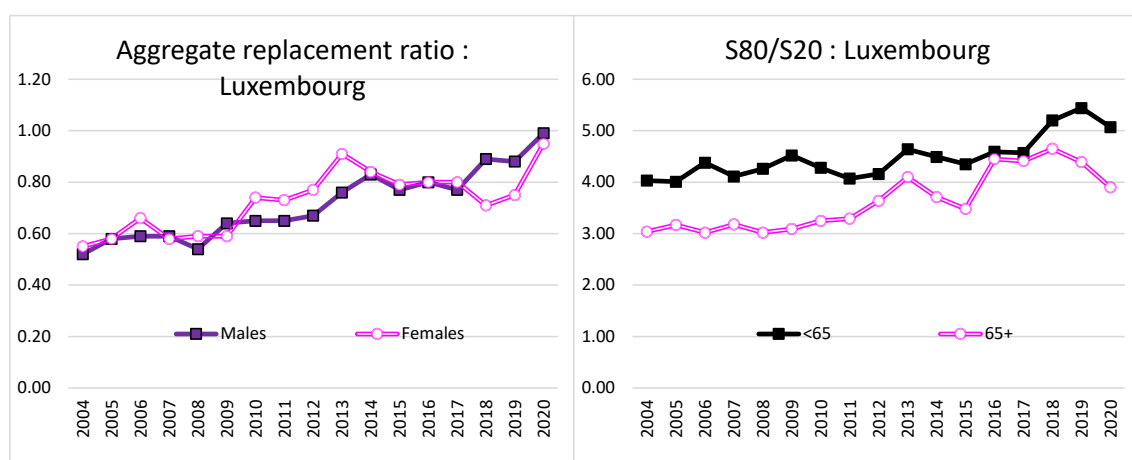
出所: 2021年 Pension Adequacy Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

<sup>4</sup> 計算前提が異なるため OECD の数値とは異なるものとなる

Pension Adequacy Report では、年金以外の社会保障給付額を除いた 65～74 歳の所得中央値と 50～59 歳の労働所得の中央値を比較した数値である Aggregate Replacement Ratio (ARR) という数値も示されている。2020 年のルクセンブルクの ARR は 104%で EU 平均の 57%を大きく上回っている。2004 年の段階では 60%だったものが急速に上昇した形となっている。

所得格差の状況を所得 5 分位の上位 20%の所得と下位 20%の所得の倍率で示す S80/S20 では、65 歳未満が 5.07 倍であるのに対して 65 歳以上では 3.90 倍とやや格差は少ない状況となっている。

[図表 6-6] ARR と S80/S20 の推移



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

65 歳以上の貧困リスク率 (At-risk-of-poverty rate : AROP) <sup>5)</sup>は、2020 年では 65 歳未満が 18.9%で EU 加盟 27 か国の平均である 16.5%を上回っているのに対して、65 歳以上では 7.3%と極めて低く EU 加盟 27 か国平均の 17.3%を大きく下回っている。逆に 16-24 歳の AROP は 30.0%と極めて高い状況がみられている。

ルクセンブルクにおける 65 歳以上の AROP は、過去から極めて低い水準での推移が続いており、2005 年以降では 2017 年を除き 10%を下回る状況が続いている。

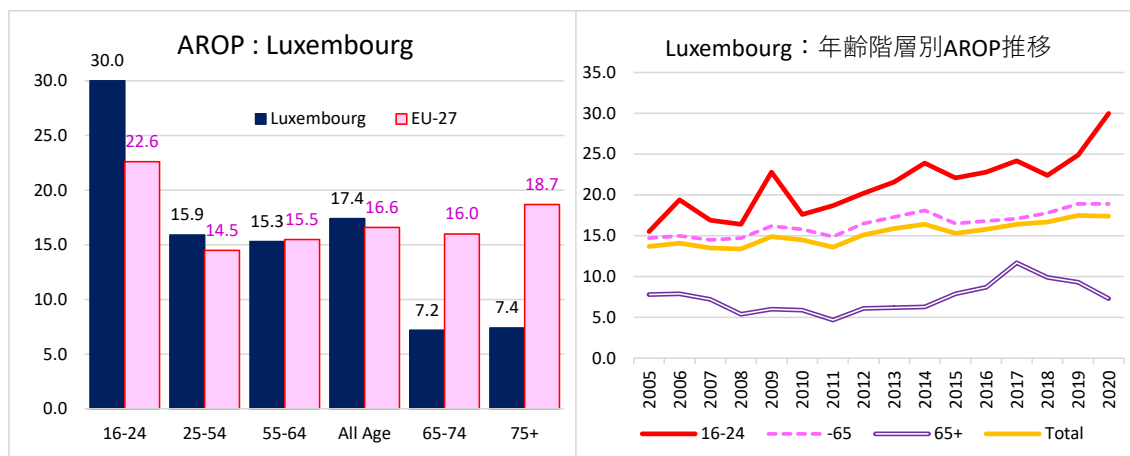
足元においても 16-24 歳の AROP が 2018 年の 22.4%から 30.0%へと上昇したのに対し、65 歳以上の AROP は 9.9%から 7.3%へと低下している。

また、75 歳以上の AROP も 7.4%で 65～74 歳の 7.2%と変わらない水準となっている。

<sup>5)</sup> 所得が中央値の 60%以下の比率で示される



[図表 6-7] 貧困リスク率（AROP）の年齢階層別水準と推移



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

### 3 社会保障支出と年金財政

#### 3.1 社会保障支出

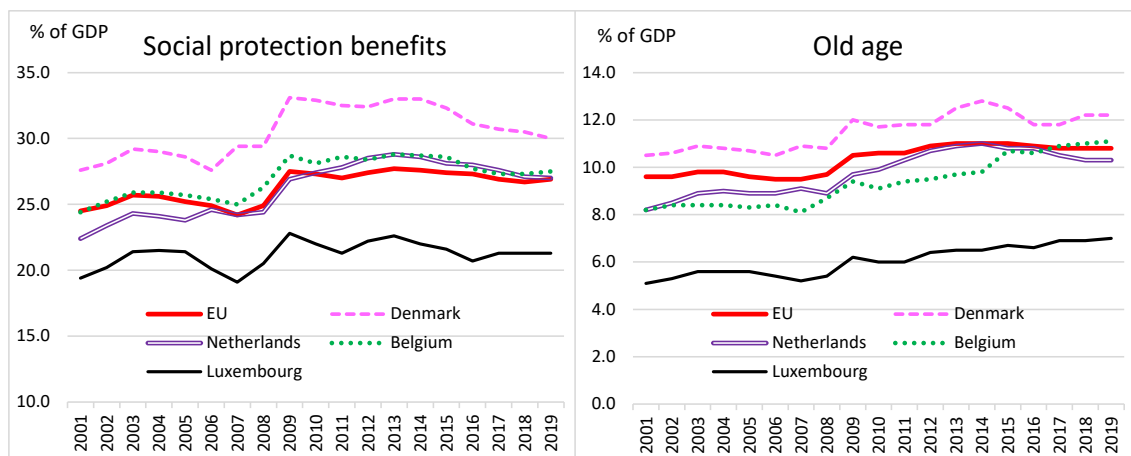
Eurostat のデータによると、2019 年におけるルクセンブルクの対 GDP 比での社会保障支出は 21.3%で EU27 か国平均の 26.9%を下回り、老齢年金支出の対 GDP 比も 7.0%で EU27 か国平均の 10.8%を下回っている。ただし、ルクセンブルクの特殊な経済構造による部分が大い。

ルクセンブルクの一人当たり GDP の水準は極めて高く、社会保障支出の水準も周辺諸国と比較しても高い状況にあり、対 GDP 比での社会保障支出の水準の低さは、社会保障への支出が弱いことを示すものではない。

社会保障支出全体の対 GDP 比の水準は 20%強の水準でほぼ横ばい推移であるが、老齢年金支出は緩やかながら増加傾向が示されている。

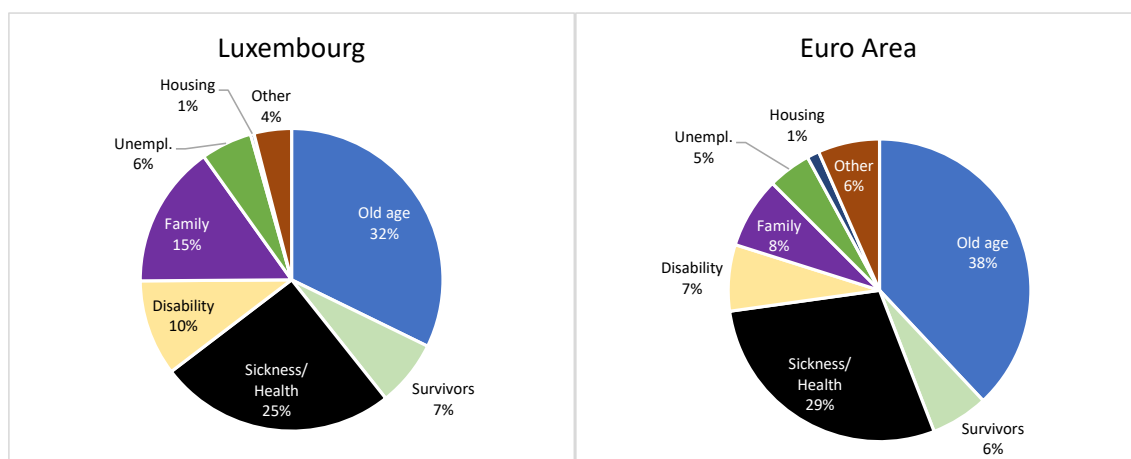
2019 年の社会保障支出の分野別構成比は、老齢年金が 32.23%（ユーロ圏 19 か国平均 38.00%）、医療・健康が 25.31%（同 28.66%）、家族手当が 15.26%（同 7.61%）、障害年金が 10.26%（同 7.09%）、遺族年金が 7.09%（同 6.13%）、失業手当 5.47%（同 4.61%）などとなっており、老齢年金の構成比はやや低く、家族手当の構成比がユーロ圏平均の約 2 倍の水準であることが目立っている。

[図表 6-8] 社会保障支出と老齢年金支出の対 GDP 比での推移



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

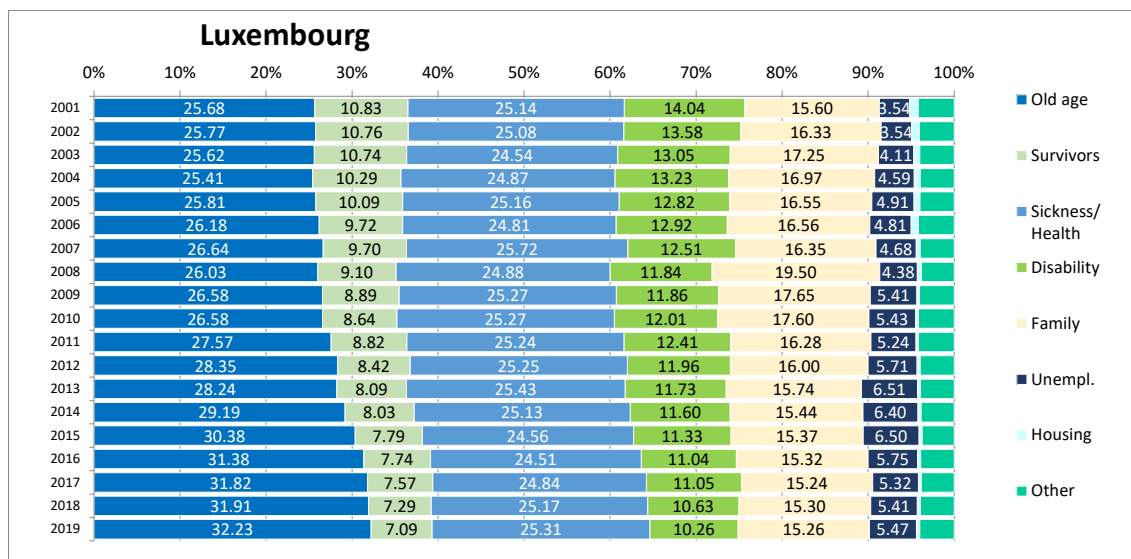
[図表 6-9] ルクセンブルクとユーロ圏の社会保障支出分野別構成比



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

過去にルクセンブルクで勤務したことのある非居住者への年金支払額が増加してきている影響もあり、社会保険支出に占める老齢年金の構成比は足元増加傾向にある。遺族年金や障害年金の構成比はやや低下している。

[図表 6-10] 社会保障支出の分野別構成比推移

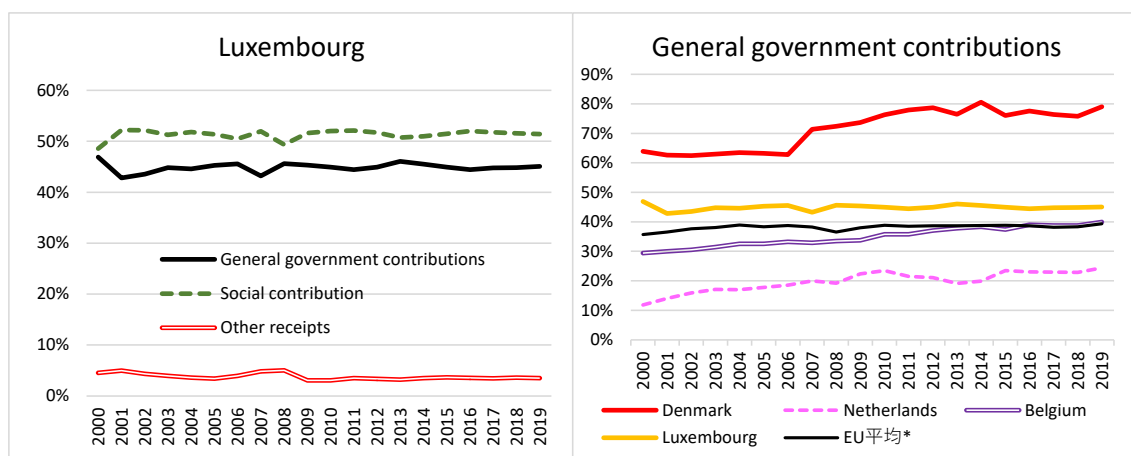


出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

### 3.2 社会保障支出の財源

Eurostat のデータでは、2019 年におけるルクセンブルクの社会保障支出の財源構成比は、社会保障拠出金が 51.4% (EU 平均 57.3%)、政府支出が 45.1% (同 39.3%)、その他が 3.5% (同 3.4%) となっている。社会保障支出に占める社会保障拠出金の構成比は一貫して EU 平均を下回っているが、社会保障拠出金の構成比は 50%強、政府支出の構成比は 45%前後でほぼ横ばいでの推移が続いている。

[図表 6-11] 社会保障支出の財源構成比推移と各国の政府支出構成比推移



出所：Eurostat から年金シニアプラン総合研究機構作成

ESPN (European Social Policy Network) のレポート<sup>6</sup>によると、老齢年金における社会保障拠出の水準は約 68%とされている。

ルクセンブルクの社会保障システムは現状黒字の状況で、老齢年金における社会保障拠出の水準が 100%では無いのは、1985 年から続く公的年金への拠出率が 24.0% (雇用主 8%、被用者 8%、政府 8%) と政府からの拠出が 3 分の 1 という制度に伴うものであり、制度の赤字補填としての政府支出ではないことには留意が必要である。

また、部分積立ファンドである Fonds de compensation (FDC) のパフォーマンスによっても老齢年金の財源構成比には変化が生じている。

### 3.3 年金財政プロジェクト

2021 年版の Ageing Report では、ルクセンブルクの対 GDP 比での公的年金支出額は 2019 年の 9.2%から上昇が続き、推計最終年の 2070 年には 18.0%と、2019 年と 2070 年の比較では+8.7%の大幅上昇となる推計となっている。

内訳としては、老齢年金は 2019 年の 7.0%から 2070 年の 14.8%へと+7.7%の上昇、障害年金も 0.7%から 1.1%に、遺族年金も 1.5%から 2.1%へとそれぞれ上昇する推計となっている。

ルクセンブルクでは 1980 年代後半から年金スキームの加入者が大幅に増加し、これらの加入者が 2020 年代から 2050 年代初頭までに年金受給者となってくことも影響している。

[図表 6-12] 公的年金支出額の対 GDP 比率の推計値

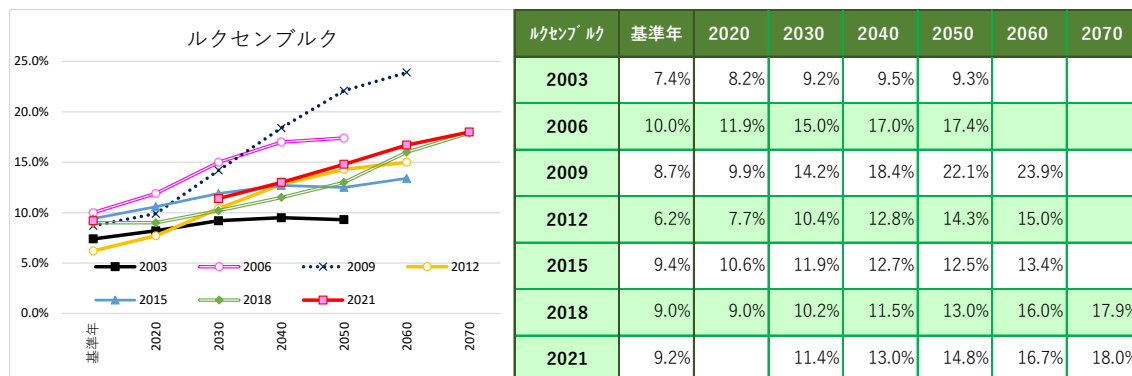
Luxembourg	2019	2030	2040	2050	2060	2070	peak value	peak year	change 2019-2070
<b>Total public pensions</b>	<b>9.2</b>	<b>11.4</b>	<b>13.0</b>	<b>14.8</b>	<b>16.7</b>	<b>18.0</b>	<b>18.0</b>	<b>2070</b>	<b>8.7</b>
Old-age and early pensions	7.0	8.8	10.2	11.8	13.5	14.8	14.8	2070	7.7
Flat component	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Earnings-related	7.0	8.8	10.2	11.8	13.5	14.8	14.8	2070	7.7
Minimum pensions(non-contributory) i.e.minimum income guarantee for people above 65	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Disability pensions	0.7	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	2070	0.5
Survivors' pensions	1.5	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1	2.1	2070	0.5
Other pensions	-	-	-	-	-	-	-	-	-

出所：2021 Ageing Report

<sup>6</sup> ESPN(2019)、“Financing social protection – Luxembourg”

3年毎に実施されている Ageing Report ごとの対 GDP 比での公的年金支出額推計値の推移をみると、推計最終年の 2060 年に対 GDP 比 23.9%まで上昇すると推計された 2009 年版よりは低いものの EU 諸国の中でも突出して増加幅が大きい状況となっている。

[図表 6-13] 公的年金支出額の対 GDP 比率推計値の Ageing Report 毎の推移

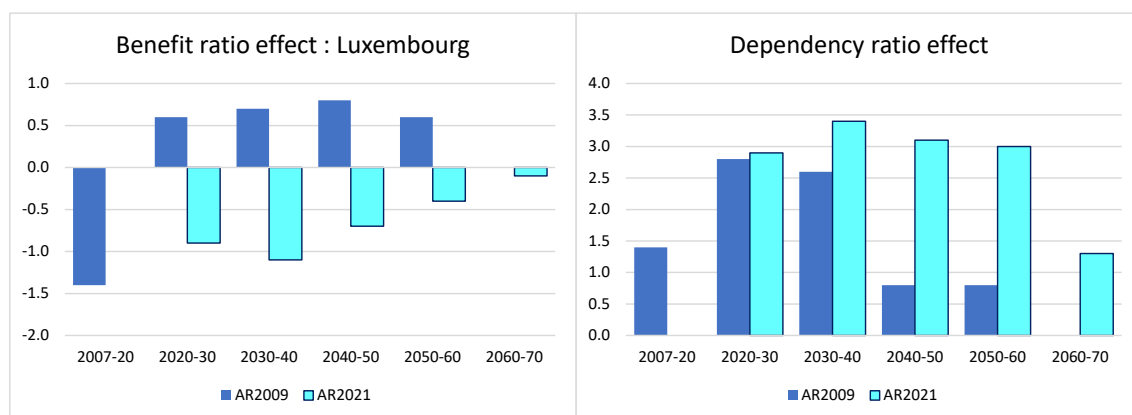


出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

最新の 2021 年版におけるプロジェクションを、2007 年を基準年とする 2009 年版と比較すると、2009 年版では 2040 年以降は人口動態的要因による支出増は小幅なものに留まると見られていたものが 2021 年版では 2060 年まで大幅な支出増要因として続くとの予測に変わっているが、給付要因が 2020 年以降支出増要因から減少要因へと変化したことと残差要因による支出減で、2020～2050 年の対 GDP 比での公的年金支出額推計値が低下している。

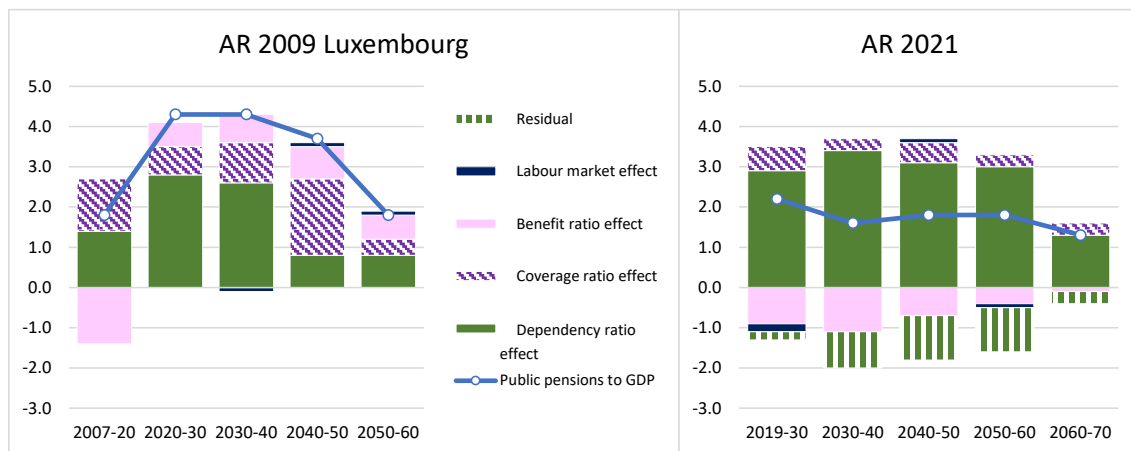
ただし、低下した等はいっても 10 年毎に対 GDP 比での公的年金支出額は約 2%伸びていくという推計となっている。

[図表 6-14] 2009 年と 2021 年の Ageing Report における要因変化



出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

[図表 6-15] 2009 年と 2021 年の Ageing Report における変動要因比較



出所：Ageing Report から年金シニアプラン総合研究機構作成

## 参考文献

- 年金シニアプラン総合研究機構 (2020)、「中東欧・ギリシャの年金に関する調査研究」
- 年金シニアプラン総合研究機構 (2022)、「特集《各国の年金制度》」「年金と経済」2022年7月号(Vol.41NO.2)
- EC (2003)、“The budgetary challenges posed by ageing populations”
- EC (2006)、“The impact of ageing on public expenditure: projections for the EU-25 Member States on pensions, healthcare, long-term care, education and unemployment transfers (2004–50)”
- EC (2009a)、“2009 Ageing Report - Economic and budgetary projections for the EU-27 Member States (2008-2060)”
- EC (2009b)、“Pension schemes and pension projections in the EU-27 Member States – 2008-2060”
- EC (2012)、“The 2012 Ageing Report - Economic and budgetary projections for the 27 EU Member States (2010-2060)”
- EC (2015)、“The 2015 Ageing Report - Economic and budgetary projections for the 28 EU Member States (2013-2060)”
- EC (2016)、“Pension Reforms in the EU since the Early 2000’s: Achievements and Challenges Ahead”
- EC (2018a)、“The 2018 Ageing Report - Economic and Budgetary Projections for the EU Member States (2016-2070)”
- EC (2018b)、“The 2018 Pension Adequacy Report: current and future income adequacy in old age in the EU”
- EC (2021a)、“The 2021 Ageing Report”
- EC (2021b)、“2021 Pension Adequacy Report: Current and future income adequacy in old age in the EU”
- ESPN (2019)、“Social protection expenditure and its financing in Europe”
- Finansministeriet (2017)、“Det danske pensionssystem nu og i fremtiden”
- Finansministeriet (2020)、“Pension Projection Exercise 2021 Country Fiche Denmark”
- NN Group (2021)、“Investor & analyst deep-dive webinar”
- OECD (2021a)、“Pensions at a Glance 2021”
- OECD (2021b)、“Pension Markets in Focus”
- Ponds & Riel (2007)、“The Recent Evolution of Pension Funds in the Netherlands”
- Shu, Melenberg and Schumacher (2016)、“An evaluation of the nFTK”
- Westerhout, Ponds, and Zwaneveld (2021)、“Completing Dutch pension reform”

## 参照ホームページ

- Ældre Sagen、(<https://www.aeldresagen.dk/>)
- ATP、(<https://www.atp.dk/en>)
- DNB (De Nederlandsche Bank)、(<https://www.dnb.nl/en/>)
- EIOPA、(<https://www.eiopa.europa.eu/>)
- Eurostat、(<https://ec.europa.eu/eurostat/>)
- Fonds de compensation (FDC)、(<https://fdc.public.lu/fr.html>)
- IMF (International Monetary Fund)、(<https://www.imf.org/>)
- Insurance & Pension Denmark (forsikring- og pensionsbranchens : F&P)、(<https://www.fogp.dk/en/>)
- PFA Pension、(<https://english.pfa.dk/>)
- Sociale Verzekeringsbank (SVB)、(<https://www.svb.nl/en/>)
- SSA (Social Security Administration)、(<https://www.ssa.gov/>)
- Stichting Pensioenfonds ABP、(<https://www.abp.nl/english/>)
- United Nations : World Population Prospects、(<https://population.un.org/wpp/>)



「デンマーク・ベネルクス3国の年金に関する調査研究」(R4-2)

令和4年9月

---

(編集・発行) 公益財団法人 年金シニアプラン総合研究機構

〒108-0074 東京都港区高輪1丁目3番13号 NBF 高輪ビル4階

電話 : 03-5793-9411 (年金シニアプラン総合研究機構 総務企画部 代表)

FAX : 03-5793-9413

URL : <https://www.nensoken.or.jp/>

本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。  
これらの許諾につきましては年金シニアプラン総合研究機構までご照会ください。